

ポスト TPP におけるアジア太平洋の 経済秩序の新展開

ポスト TPP 研究会

平成 28 年 3 月

はしがき

本報告書は、当研究所が平成 27 年度外務省外交・安全保障調査研究事業（総合事業）の補助を受けて、実施している「ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開：インクルーシブな経済連携の加速化と取り残される地域の対応分析」の「ポスト TPP 研究会」の中間成果を取りまとめたものです。

約 5 年半に亘る交渉を経て、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉が 2015 年 10 月に大筋合意に達しました。TPP は、高水準の貿易・投資の自由化と広範囲のルール分野を包摂する「21 世紀型」の新しい通商枠組みのモデルとして、国際通商法の発展とアジア太平洋地域の地域統合の進展にとって、極めて重要な意義と可能性を有しています。日本経済にとっても、TPP は成長戦略の要の一つとして位置付けられます。モノ、サービス、投資の自由化やルール面での規律強化により、国内外における貿易投資活動が活性化することや、グローバル・サプライチェーン構築を支える原産地規則の確立等により、さらなる拡大・発展に貢献することが期待されます。

アジア太平洋地域の地域統合のプロセスは、今や大きな分岐点を迎えています。長期的な目標であるアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築に向けて TPP が経済連携の強力な磁場となりつつある中で、日本が地政学的な利点も生かして果たすべき役割が大きいことは、言を俟ちません。また、中長期的な視点から、ポスト TPP 局面において TPP がもたらす世界の通商秩序づくりへの影響、各国の通商戦略の舵取り、経済的影響等のダイナミックな変化やそれによって生じるリスクを見極めることは極めて重要です。アジア太平洋地域の持続的な経済成長とインクルーシブな経済統合を推進するために取り組むべき課題や経済外交のあり方についての踏み込んだ検討・考察が緊要となってきています。

本報告書に表明されている見解は全て各執筆者のものであり、当研究所の意見を代表するものではありません。また、本報告書は「中間成果」としての位置づけであり、さらなる研究の深化が求められる部分も多く含まれます。読者の皆さまから忌憚なきご意見、ご批判をいただければ幸いです。

最後に、本研究に積極的に取り組まれ、本報告書の作成にご尽力をいただいた執筆者各位、その過程でご協力をいただいた関係各位に対して、改めて甚深なる謝意を表します。

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本国際問題研究所
理事長 野上 義二

研究体制

- 主査： 浦田 秀次郎 早稲田大学アジア太平洋研究科 教授
- 委員： 中川 淳司 東京大学社会科学研究所 教授
- 委員： 渡邊 頼純 慶應義塾大学総合政策学部 教授
- 委員： 馬田 啓一 杏林大学総合政策学部 客員教授
国際貿易投資研究所 理事・客員研究員
- 委員： 石川 幸一 亜細亜大学アジア研究所 教授
- 委員： 江原 規由 国際貿易投資研究所 研究主幹
- 委員： 川崎 研一 政策研究大学院大学 政策研究院 シニア・フェロー
日本国際問題研究所 客員研究員
- 委員： 安藤 光代 慶應義塾大学商学部 准教授
- 委員： 石戸 光 千葉大学法政経学部 教授
- 委員： 久野 新 杏林大学総合政策学部 准教授
- 委員： 三浦 秀之 杏林大学総合政策学部 専任講師
日本国際問題研究所 若手客員研究員
- 委員兼幹事： 山上 信吾 日本国際問題研究所 所長代行
- 委員兼幹事： 前川 信隆 日本国際問題研究所 研究調整部長
- 委員兼幹事： 柳田 健介 日本国際問題研究所 研究員

(敬称略)

目次

はじめに	浦田 秀次郎..... 1
第1章 TPP と 21 世紀の貿易・投資ルール	中川 淳司..... 7
第2章 TPP 合意の意義と今後の展望	渡邊 頼純..... 21
第3章 TPP とアジア太平洋の FTA：経済連携の方向性	馬田 啓一 31
第4章 米国外交と国内政治における TPP	三浦 秀之..... 41
第5章 中国の FTA 戦略と一帯一路戦略	江原 規由..... 51
第6章 アジア太平洋地域の貿易投資構造 －国際産業連関表から見る経済関係－	柳田 健介..... 65
第7章 国際的生産・流通ネットワークと TPP	安藤 光代..... 85
第8章 日本企業のサプライチェーンと FTA	石川 幸一..... 101
第9章 サービス貿易と TPP	石戸 光..... 125
第10章 EPA の経済効果	川崎 研一..... 137
第11章 TPP 締結後の国内対策 －日米比較と中間評価－	久野 新..... 145

はじめに

浦田 秀次郎

1. プロジェクトの背景・目的

約5年半に亘る交渉を経て、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉が2015年10月に大筋合意に達し、2016年2月に全参加国がTPPに署名した。TPPは、国際通商法の発展とアジア太平洋地域の地域統合の進展に対して極めて大きな意義を持つ。1990年代以降、国際的な生産・流通ネットワークが飛躍的に発展したことに合わせて、自由貿易協定（FTA）も広範囲の貿易・投資ルールを含む「深い統合」を目指すようになった。WTOドーハ・ラウンド交渉が行き詰まる中で、世界の通商秩序づくりは、事実上、2国間FTAや広域FTA（以下、メガFTA）を中心に進められていると言ってよい。TPPは、アジア太平洋地域に跨る巨大経済圏（世界のGDPの約40%）をカバーしており、高水準の貿易・投資の自由化と広範囲のルール分野を包摂する「21世紀型」の新しい通商枠組みのモデルとしての意義と可能性を有している。また、環大西洋貿易投資パートナーシップ協定（TTIP）や日EU・FTA等の他のメガFTA交渉に先んじてTPP交渉がまとまったことにより、今後の世界全体の通商交渉の展開にも影響を与えていくと見られる。

アジア太平洋地域の地域統合は、長期的な目標として、APEC加盟国・地域をメンバーとするアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を目指している。2010年のAPEC首脳会議で採択された「横浜ビジョン」では、FTAAP構築への道筋として、TPPやASEAN+6を発展させていくことで合意をしたが、今やTPPが域内における経済連携の強力な磁場となり、各国・地域を引き寄せる力となりつつある。TPP発効後の第2次拡大交渉（Second Wave）に向けて、韓国、台湾、フィリピン、インドネシア、タイ等が参加意思を表明している。また、世界第2位の経済大国である中国がTPPに参加をするかについては最も注目される点でもあり、主要国・地域の今後の対外経済戦略の舵取りの如何によって、FTAAP構築のプロセスが決定づけられることに疑いはない。一方で、TPPがFTAAPのベースとなった場合に、特に開発途上国にとっては、高水準の自由化と広範囲のルール分野に追いつけずに、TPPから排除されてしまうことより、域内の経済格差が一層拡大するリスクが懸念される。そのため、包括的な経済連携を念頭においた経済外交・経済協力のあり方を検討することも重要である。

TPPがもたらす国内外への経済的影響については、モノ、サービス、投資の自由化やルール面での規律強化によるビジネス環境の改善により、域内の貿易投資活動が活発化されることが期待される。とりわけ、TPPには関税撤廃の枠を超えて、原産地規則や貿易円滑化

はじめに

をはじめとするグローバル・サプライチェーンの発展・拡大を支える要素が多く含まれている。また、TPPでは中小企業にとってTPP協定が利用しやすいように工夫がなされており、より多くの企業が海外ビジネスに参加できる環境が整うことは意義深い。一方で、国内経済では、競争的な経済環境のもとで競争力の強化が求められることになり、労働・資本などの生産要素をより生産性の高い部門へと移動させなくてはならない。産业内・産業間の調整における、「貿易調整支援」等の政策の望ましいあり方も検討する必要がある。

TPPは、署名を済ませたものの、協定の発効をめぐる国内手続きに関して、2016年秋に大統領選挙を迎える米国での議会の承認が当面の最大の課題である。日本では、拙稿執筆時点において、TPP関連法案の国会承認に向けた審議が続けている最中であるが、日本のみならず全体のTPP協定発効手続きを後押しするような進展を期待する。アジア太平洋地域の地域統合のプロセスは今や大きな分岐点を迎えており、その中での地政学的な利点を生かした日本の影響力と果たす役割は大きいと言える。そのため、中長期的に視点に立ち、ポストTPP局面においての、TPPがもたらす世界の通商秩序づくりへの影響、各国の通商戦略の舵取り、経済的影響等のダイナミックな変化やそれによって生じるリスクを把握することが極めて重要である。本プロジェクトの研究活動を通じて、アジア太平洋地域の持続的な経済成長とインクルーシブな経済統合を推進するために取り組むべき課題や経済外交のあり方について検討を行いたい。

2. 本報告書の構成

本報告書は、本プロジェクトの1年間の研究成果をまとめた「中間報告」である。各章で示される知見は多岐にわたるが、報告書全体を通してTPP合意について、主要かつ一定の共通の見解として示されるのは以下の点である。(1) TPP合意内容の評価について、貿易・投資における高水準の自由化と広範囲かつ高水準のルールを含む「21世紀の地域貿易協定」の雛形としての意義が認められる。(2) とりわけ、TPPは、原産地規則等をはじめ生産ネットワークの活性化に資する要素を幅広く網羅的に包摂している点で意義深い。(3) 生産ネットワークの広がりや成長著しい巨大なアジア新興国の経済圏への関与という観点から、TPP参加国の拡大、RCEP交渉等の他メガFTAの加速・良質化、将来的にはFTAAP構築に向けた取組みが重要である。(4) TPPがFTAAPのベースとなる可能性は高いと考えられるが、交渉妥結後の最大の課題は、TPP発効のための国内批准手続きであり、特に米国議会の承認について予断を許さない。

以下では、各章の要旨をまとめている。

第1章「TPPと21世紀の貿易・投資ルール」(中川淳司)は、TPP交渉で合意した内容

について、公表された TPP 協定文書によりながら「21 世紀の地域貿易協定」のモデルとしての先進性という観点から検証を行っている。TPP が目指していた貿易・投資における高水準の自由化と広範囲かつ高水準のルールについては、一定の成果が上がったと評価している。TPP と締約国の正当な規制権限の両立については、革新的であるとはいえないものの、締約国の正当な規制権限は十分に尊重されていると評している。最後に、貿易・投資の自由化とは別種の社会経済的課題への関与について、TPP の規定は簡略ではあるが、人権・環境・持続可能な発展を含んだ地域貿易協定の先例としての意義を認めている。

第 2 章「TPP 合意の意義と今後の展望」（渡邊頼純）は、TPP について、交渉の過程や合意内容の評価、戦略的な意義、通商秩序に与える影響等、一般的に注目をされている論点や疑問点に関して、10 個の問答形式で簡潔に説明している。TPP の日本経済にとっての最大のメリットは、アジア太平洋地域の巨大経済圏をつなぐ生産ネットワークの「シームレス化」にあると指摘する。その「シームレス化」を意義あるものとしている「しかけ」は、累積原産地規則が確立されたことによると論じている。

第 3 章「TPP とアジア太平洋の FTA: 経済連携の方向性」（馬田啓一）は、TPP と RCEP を中心に、アジア太平洋地域の新たな通商秩序の構築に向けた経済連携の動きを取り上げ、その現状と課題、今後の展望について考察を行っている。米国主導の TPP の登場によって、メガ FTA の主導権争いをめぐり米中が角逐を強める構図となり、将来的な FTAAP 構築のあり方について TPP ルートを推進したい米国と、それを警戒する中国の思惑が激しくぶつかり合っている様相を描写している。当面は TPP と RCEP の 2 つの FTA がしのぎを削ることが予想され、そうした中で TPP と RCEP の両方に参加している日本は、APEC を通じて両者のルールの調和に向けて働きかけることが重要であると指摘している。

第 4 章「米国外交と国内政治における TPP」（三浦秀之）は、米国が TPP を通じてアジア太平洋の地域統合に関与を深めるに至るまでの 2000 年代初頭以降の歴史的背景と米国外交の変遷について論じた後、TPP 交渉妥結の前提として最重要の鍵となった米国における貿易促進権限（TPA）法案が可決されるまでの一連の過程と国内政治の動きについての整理を行っている。最後に、今後の米国の TPP の批准過程についての考察を加えている。

第 5 章「中国の FTA 戦略と一帯一路戦略」（江原規由）は、中国の FTA 戦略の柱は、FTAAP 構築で主導権を握ること、「一帯一路」に沿った FTA 網を構築すること、の 2 つであると論じている。前者では TPP ルートでの FTAAP 構築も視野に入れてはいるが、やはりハードルが低い RCEP を優先したルートを志向しているとしている。後者では関係国との多岐にわたる分野での関係強化（拘束力を持たない）、すなわち「伙伴（パートナーシップ）関係」を構築することを目指しており、それを格上げする形で「一帯一路」に沿った FTA

はじめに

網を広げていく意図であることを考察している。

第6章「アジア太平洋の貿易投資構造 - 国際産業連関表から見る経済関係 -」(柳田健介)は、OECD/WTOの「国際産業連関表」を用いた分析を行い、アジア太平洋諸国の経済の相互依存関係は一層深まっていることを明らかにしている。とりわけ、東アジア域内の国際分業の進展が顕著であり、また最終財の消費市場としても、アジア新興国における最終需要が着実に拡大していることが示されている。また、中間財取引を通じては、アジア太平洋諸国は中国との結びつきを最も強めており、最終需要を通じては、依然として先進国マーケットへの依存は高いものの、東アジア諸国の中国の最終需要への依存が確実に高まっていることが示されている。

第7章「国際的生産・流通ネットワークとTPP」(安藤光代)は、機械産業における東アジアの生産ネットワークが域内で深化し、TPP参加国の一つであるベトナムなどASEAN後発国も生産ネットワークに参加しつつあること、また、東アジアの生産ネットワークがメキシコを介して北米と生産面でのつながりを強化しつつあることを示している。その上で、TPP合意の内容に関して、生産ネットワークの活性化に資する要素に焦点を当てて評価を行っている。TPPは、サプライチェーンの活用を意識した、幅広く網羅的な21世紀型のルールへの提示として大きな意義があることを認めている。また、国際的な生産・流通ネットワークの広がりという観点から、TPP大筋合意を嚆矢に、RCEP等の他のメガFTAの交渉の加速・良質化が望まれると述べている。

第8章「日本企業のサプライチェーンとFTA」(石川幸一)は、日本企業のASEAN地域でのサプライチェーン構築が、ASEANの地域統合およびアジアの広域FTA交渉の進展に対してどのように対応してきたのかを考察するとともに、サプライチェーンの効率化を促進するため、製造企業や物流企業が導入している手法について詳細を記述している。その上で、今後のFTA政策の課題としてTPPの発効、RCEP交渉およびFTAAPについて言及している。また、TPP合意内容の評価を最初に行っている。

第9章「サービス貿易とTPP」(石戸光)は、サポーター・インダストリーとしてのサービス産業の重要性に触れ、TPPを通じたサービス部門の拡大がサービス・リンク・コストの低減につながり、生産ネットワークの拡大(国内外における農業・製造業の分散的な発展)に貢献することを論じている。TPPが中小企業にとって活用しやすいように工夫がなされていることに関して、サービス企業の大部分が中小企業であることから、中小企業への視点は重要であると述べている。また、TPPのサービスに関連する条文の概観を行い、「ネガティブ・リスト方式」が採用されたことなどによる、サービス分野での新たな開放について精査を行っている。今後の課題として、GATS約束表との比較で「TPPにより開放が進

んだ部門」についての分析の必要性を述べている。

第10章「EPAの経済効果」(川崎研一)は、計算可能な一般均衡(CGE)モデルを用いてFTAが経済全体に与えるマクロ的な経済効果を試算している。日本にとってのTPPの経済効果は、ベースラインと比較してのGDPが、関税撤廃のみの効果で0.8%増加、非関税措置も併せた効果では1.6%増加と示されている。シナリオ別の分析では、経済効果の観点からは、TPPとRCEPは相互補完的であると論じている。また、数量的な政策の効果分析のニーズが高まる一方、経済モデルを用いたFTAの経済効果の試算を巡っては、まだまだ発展の余地があり、推計に用いるデータ整備等、今後分析の体制整備を進めていくことの必要性を指摘している。

第11章「TPP締結後の国内対策 - 日米比較と中間評価 - 」(久野新)は、TPP締結後の望ましい国内対策のあり方について、米国の貿易調整支援プログラム(TAA)と日本の国内対策の比較を通じて検討を行っている。日米の制度比較から大きく2つの示唆が得られる。一つめが、国内対策をめぐる議論開始のタイミングについて、貿易交渉の早い段階でオープンに審議を開始することにより、貿易自由化を実現しやすい政治的環境が整備され、交渉力の向上にもつながる。二つめが、制度的な枠組みについて、米国のTAAは貿易自由化と国内産業の被害の因果関係の有無の認定、支援対象・支援体制・審査プロセス・支援内容等の制度が体系化されており、日本における国内対策の制度的な枠組みの構築の参考すべき点が多いことを指摘している。

第1章 TPPと21世紀の貿易・投資ルール

中川 淳司

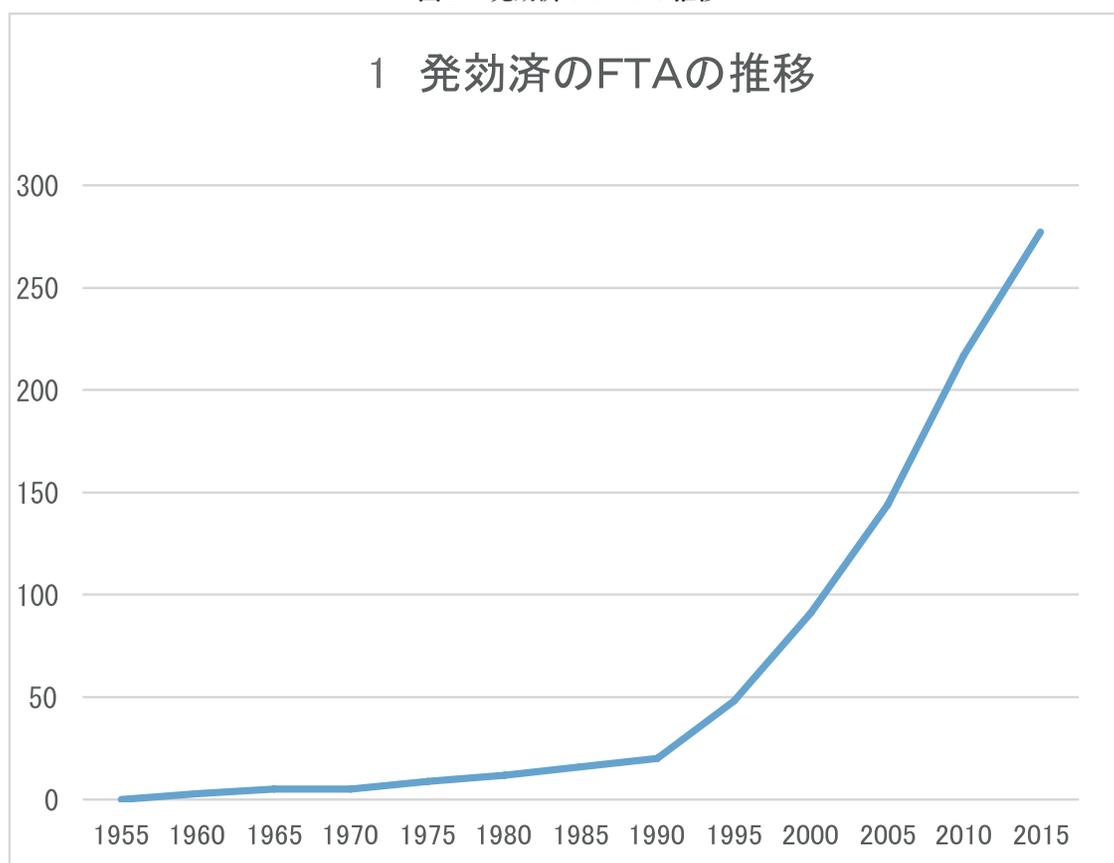
はじめに

TPP交渉を主導した米国は、TPPに高水準の貿易・投資の自由化と広範囲で高水準の貿易・投資ルールを盛り込み、TPPを「21世紀の地域貿易協定」¹のモデルとすることを目指していた。本章は、米国がTPP交渉にこのようなねらいをこめた背景を探り、また、2015年10月に大筋合意したTPPが実際に「21世紀の地域貿易協定」のモデルにふさわしい内容を盛り込むことになったかどうかを検討する。TPPの背景を理解するためには、1990年代以降の国際通商法に生じた構造変化を踏まえる必要がある。WTOを通じた多角的貿易交渉が行き詰まる一方で、深い統合（deep integration）²を志向する自由貿易協定（free trade agreement, FTA）の交渉が盛んになった。その背景にあるのは製品の製造工程やサービスの調達・提供が国境を越えて展開する、サプライチェーンのグローバル化が進んだことだ。TPPはサプライチェーンのグローバル化を支える規制・制度環境を整備するための手段として様々なルールを盛り込んだ。しかし、TPPが「21世紀の地域貿易協定」のモデルとして持つ意義はそのことに留まらない。本章は、TPPの背景を探るとともに、TPPの内容を概観し、「21世紀の地域貿易協定」のモデルとしてのTPPの意義と可能性を明らかにする。

1. TPPの背景と意義

TPPの背景を理解するためには、1990年代以降の国際通商法に生じた2つの構造変化を踏まえることが肝要である。一つは、2001年11月に開始されたWTOのドーハ交渉が行き詰まったことである。ドーハ交渉では、交渉の鍵を握る米国とEU、インド、ブラジル、中国の見解が多岐にわたる争点で対立し、2008年7月の一般理事会で農業分野の補助金削減と関税引下げ、非農産物分野の関税引下げの方式をめぐる交渉が決裂して以来、交渉はほとんど停滞した。その後、2013年の閣僚会議で貿易円滑化協定が合意された他は、ほとんど交渉に進展が見られず、現在に至っている。もう一つの変化は、FTAを通じた貿易・投資の自由化と貿易・投資ルール形成が1990年代以降盛んになっていることである。図1は発効済のFTAの推移である。WTO成立前のウルグアイラウンド交渉が行われていた1990年頃からFTAの数が増え始めた。その後のWTO発足、ドーハ交渉開始といった多角的貿易体制の進展とは関わりなく、FTAの数がコンスタントに増えて今日に至っている。

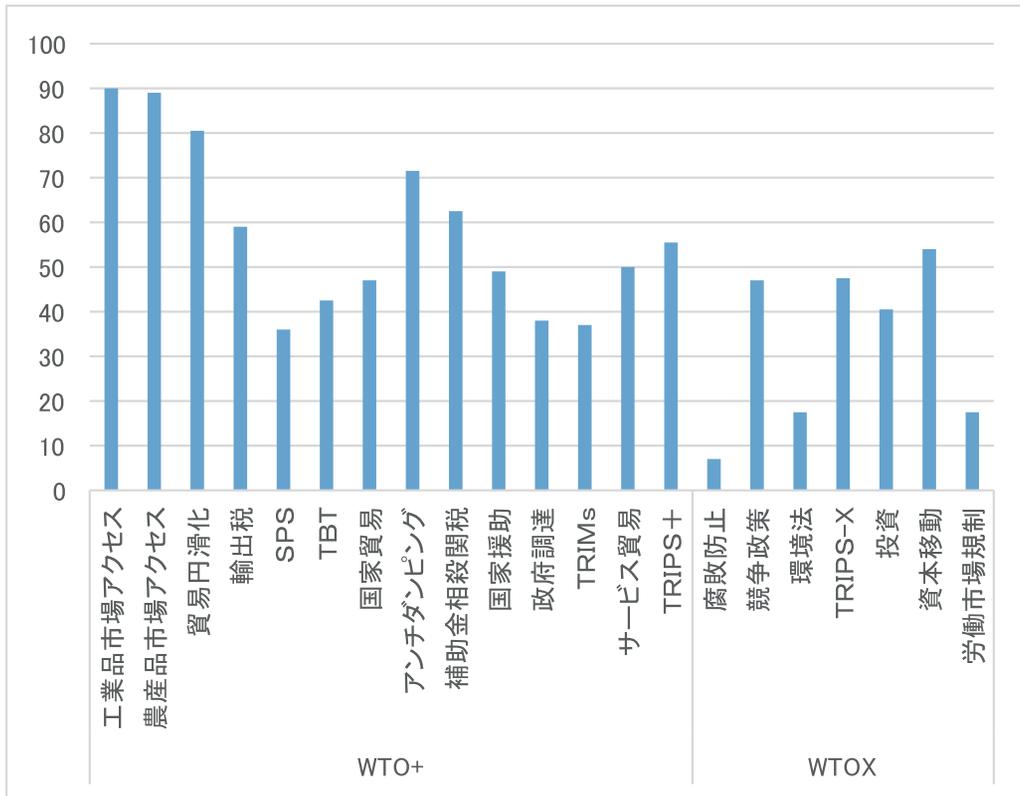
図1 発効済のFTAの推移



(出典：JETRO「世界と日本のFTA一覧」2015年11月に基づいて筆者作成)

FTAはWTOよりも高水準の貿易自由化を盛り込む。それだけではない。最近のFTAはWTOよりも広範囲で高水準の貿易・投資ルールを規定するようになった。WTOが公表している地域貿易協定のデータセットに基づいて、1990年から2011年までに締結された90のFTAの規律内容を整理した(図2)。WTO+はWTOもカバーする分野でFTAがWTOを上回る規律を設けているものを、WTOXはWTOがカバーしていない分野でFTAが規律を設けているものを指している。法的規律として規定され、かつ協定の紛争解決手続が適用される場合を1、法的規律として規定されていても協定の紛争解決手続が適用されない場合を0.5とカウントした。

図2 1990年から2011年に締結されたFTAの規律内容



(出典：WTO, Updated dataset on the content of PTAs.

http://www.wto.org/english/res_e/publications_e/wtr11_dataset_e.htm)に基づいて筆者作成)

FTAがWTO+として工業製品や農産品の市場アクセス（関税引下げ・撤廃）を規定することは当然である。最近のFTAはそれに加えて、サービス貿易・政府調達市場・投資の自由化、高水準・広範囲の知的財産権保護を目指している。その他に、貿易円滑化、資本移動の自由や投資ルール、競争政策なども盛り込む。それらは全体として、締約国の企業が他の締約国と貿易や投資を行う際の当該締約国市場や第三国市場における競争条件の改善や、当該締約国の国内規制環境の改善を目指している。言い換えれば、最近のFTAは深い統合を志向している。2で見る通り、TPPは深い統合を志向するFTAの典型である。

それでは、なぜ最近のFTAは深い統合を志向するようになったのか。この点を理解する鍵となるのは、1990年代以降にサプライチェーン（供給網）のグローバル化という新しい形態の国際分業が急速に進んだことである³。供給網のグローバル化では製品やサービスの調達から生産、流通に至る工程が最適立地に応じて国境を越えて分散する。それを可能にした技術的な要因は情報通信技術や輸送技術の革新である。しかし、こうした技術的な要因のみでは供給網のグローバル化は実現しない。供給網のグローバル化を実現するためには、供給網全体を通じて弾力的・効率的な生産・供給の体制を構築して運営すること、

そして国境を越えて分散する生産工程・サービスの供給工程をつなぐ信頼性の高いロジスティクスのリンクを構築し運営することが必要である。そのためには広範囲にわたる政策が提供される必要がある。表1に供給網のグローバル化に必要な政策を整理した。

表1 供給網のグローバル化に必要な政策

サービスリンクコストの削減に必要な政策	関税撤廃、貿易円滑化、非関税障壁の撤廃、ロジスティクスのインフラ整備、ビジネス関係者の移動の自由化・円滑化、法制・経済制度の調和
各工程の生産コストの削減に関わる政策	法人減税その他の税制改革、人的資源開発、金融などの生産支持サービスの充実、投資の自由化・円滑化、政府調達市場アクセス、知的財産権保護、法制・経済制度の調和、インフラサービスの供給、下請け産業の強化、産業集積の形成

(出典：木村福成「TPPと21世紀型地域主義」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編『日本のTPP戦略 課題と展望』(文眞堂、2012年)9頁に基づき筆者作成)

供給網のグローバル化に必要な政策の中には、産業集積の形成、下請け産業の強化や人的資源開発など、各国が独自に実施すべき政策が含まれている。しかし、それ以外の政策は、各国が自発的に実施することはできるものの、国際協定上の約束や義務づけを通じて実施することが有効であり、確実でもあるものである。最近のFTAはその多くをカバーしている(表1で下線を引いたもの)。

以上をまとめると、1990年代以降に供給網のグローバル化が急速に進行し、それに伴って各国は国際協定を通じて新たな政策を実施することが必要となった。WTOはこの要請に適切かつ適時に応えることができなかつたので、それに代わってFTAを通じた政策対応がとられるようになった。これが1990年代以降にFTAが急増した理由である。

ただし、供給網のグローバル化を支える手段としてFTAを見た場合、FTAには以下の問題点があることに注意する必要がある。FTAの大半は二国間協定なので、供給網が展開される国の一部しかカバーしない。供給網全体をカバーするには多数のFTAが必要となるが、これを実現するためには多くの時間とコストがかかる。仮に供給網全体をカバーするFTAのネットワークが構築されたとしても、ネットワークを構成するFTAの間でルールの不整合が起きる可能性がある。例えば、FTAの特恵関税率が適用される商品の原産地を決定する特恵原産地規則はFTAにより異なるため、企業がFTAの特恵関税率を適用するコストがかさむという問題がある。FTAにより通関手続が不統一である場合には、通関手続が不備なFTAの締約国を経由する際の時間や費用がかさみ、ボトルネックが発生する可能性がある。FTAによって工業製品の基準・認証制度がまちまちな場合、当該製品の製造による規

模の経済を達成することができないという問題が生じる。

TPPは供給網のグローバル化を支える手段としてのFTAが抱えるこうした問題点を克服する可能性がある。第一に、TPPは現時点で12カ国が参加する広域FTAであり、将来さらに締約国が増えてアジア太平洋全域をカバーするFTAに発展する可能性がある。TPPが広域化すればするほど、グローバルな供給網とTPP締約国とのずれが狭まる。第二に、TPP締約国の間では原産地規則や通関手続について共通のルールが適用されるため、これらのルールが不統一なことに起因する問題は発生しない。第三に、交渉を主導してきた米国は、TPPに高水準の貿易・投資の自由化と広範囲で高水準の貿易・投資ルールを盛り込み、TPPを「21世紀の地域貿易協定」のモデルとすることを目指してきた。この目標がどこまで達成されたか、2で検討することにしよう。

2. TPPで何が合意されたか？

TPP交渉参加国は2015年10月5日、アトランタで開かれていた貿易担当閣僚会議で交渉の大筋合意を公表し、11月5日にはTPPの本文と譲許表その他の附属書を公表した⁴。以下ではこの公表文書によりながら、TPPの内容を見てゆくことにする。

(1) TPPの条文構成

TPPの本文は全30章で構成されている(表2を参照)。この他に、物品市場アクセスに関する各締約国の譲許表、品目別の原産地規則、サービス貿易・投資に関する各締約国の約束表、政府調達に関する各締約国の約束表、国有企業の規律に対する国別の例外リスト、物品貿易・サービス貿易に関する産品・分野別の合意事項などを盛り込んだ多数の附属書(Annexes)が結ばれる。さらに、産品・セクター別の市場アクセス等に関する二国間協議の結果を盛り込んだ多数の交換文書(exchange of letters)が合意されている。

表2 TPPの条文構成

第1章	冒頭規定及び一般的定義	第16章	競争政策
第2章	物品の貿易	第17章	国有企業及び指定独占企業
第3章	原産地規則及び原産地手続	第18章	知的財産
第4章	繊維及び繊維製品	第19章	労働
第5章	税関当局及び貿易円滑化	第20章	環境
第6章	貿易救済	第21章	協力及びキャパシティ・ビルディング
第7章	衛生植物検疫(SPS)措置	第22章	競争力及びビジネス円滑化
第8章	貿易の技術的障害(TBT)	第23章	開発
第9章	投資	第24章	中小企業
第10章	越境サービス貿易	第25章	規制の整合性
第11章	金融サービス	第26章	透明性及び腐敗防止

第12章	ビジネス関係者の一時的入国	第27章	運用及び制度的事項
第13章	電気通信	第28章	紛争解決
第14章	電子商取引	第29章	例外及び一般規定
第15章	政府調達	第30章	最終規定

TPPの条文構成は日本がこれまでに締結してきた経済連携協定（economic partnership agreement, EPA）や他のTPP交渉参加国のFTAと大きく異なるものではない。その一方で、TPPは「21世紀の地域貿易協定」にふさわしく、従来のEPAやFTAにない新たな章を設けた。国有企業の規律を設けた第17章、協力とキャパシティ・ビルディングに関する第21章、いわゆる分野横断的事項に関する第22章～第25章、透明性及び腐敗防止に関する第26章などがそれである。以下では、TPPの内容を、①貿易・投資の自由化、②供給網のグローバル化を支えるルール、③深い統合と受入国の正当な規制権限の尊重の両立に関わるルール、④社会経済的課題への国際的な取組みの4群に分類して、その概要を見てゆくことにする。

（2）貿易・投資の自由化

TPPは高水準の貿易自由化を盛り込んだ。日本の自由化率（即時ないし発効後11年目までに関税を撤廃する物品の品目数の割合）は95%を超える⁵。日本がこれまでに締結したEPAの自由化率が最高でも88%超であったことを考えると、日本は、いわゆる重要5品目（コメ、大麦・小麦、牛豚肉、砂糖類、乳製品）を含む多数のセンシティブ品目を自由化から除外してきた従来の方針をTPPで変更したといえる。とはいえ、重要5品目を中心に関税撤廃の例外が認められ、日本はこれらの品目について従来からの輸入制限（国家貿易制度、関税割当など）の大枠を維持しながら、輸入割当量の増加や関税率の削減などを約束することで交渉を決着させた。

サービス貿易と投資の自由化については、自由化しない分野など現行の参入規制を非適合措置として国別の約束表に掲げるネガティブリスト方式が採用された。約束表の内容分析は別の機会に譲るが、マレーシアやベトナムが流通・金融分野で新たな自由化を約束するなど、日本企業の進出につながる交渉成果が得られた。投資に関して、広範囲にわたるパフォーマンス要求の禁止が盛り込まれたことも、投資家の活動の自由が保証されるという意味で自由化につながる交渉成果である。

政府調達に関しては、すべての交渉参加国が物品・サービスの調達市場を開放する政府機関・活動と最低基準額を約束した。ベトナムやマレーシアなど、WTOの政府調達協定に加盟していないTPP交渉参加国の政府調達市場が新たに開放されることになる。その他の交渉参加国も、WTO政府調達協定や既存のFTA・EPAを上回る水準の自由化を約束した。

(3) 供給網のグローバル化を支えるルール

TPPは従来のFTAやEPAに比べてより広範囲にわたるルールを盛り込み、供給網のグローバル化を支える規制・制度環境を整備した(表3を参照。表の中の数字はTPPの該当する章の番号を指す)。供給網のグローバル化を支える規制・制度としてTPPルールが持つ効果については、規定内容の精査と協定発効後に各国が実施する規制・制度改革の帰趨を踏まえた質的な評価が必要であるが、規定内容を概観した上での暫定的な評価を表3の右列に掲げた。

表3 供給網のグローバル化を支えるTPPのルール

供給網のグローバル化に必要な政策	関連するTPPルール	TPPルールの貢献度	
サービスリンクコストの削減に関わる政策	関税撤廃	物品市場アクセス (2, 4)	強い
	貿易円滑化	原産地規則 (3)、貿易円滑化 (5)、透明性及び腐敗防止 (26)	強い ルールの強度による。漸進的
	非関税障壁の撤廃	SPS (7)、TBT (8)、国有企業 (17)、ビジネス円滑化 (22)、規制の整合性 (25)	ルールがカバーする領域では強い。漸進的
	ロジスティクスのインフラ整備	政府調達 (15)、電気通信 (13)	市場アクセスの進展に依存
	ビジネス関係者の移動の自由化・円滑化	ビジネス関係者の一時的入国 (12)	強い
	法制・経済制度の調和	電子商取引 (14)、投資 (9)、労働 (19)、環境 (20)、知的財産 (18)、国有企業 (17)	ルールがカバーする領域では強い。
各工程の生産コストの削減に関わる政策	法人税その他の税制改革	ビジネス円滑化 (22)	限定的
	人的資源開発	サービス市場アクセス (教育、職業訓練など) (10)、協力及びキャパシティ・ビルディング (21)	限定的 支援の質・量による
	金融などの生産支持サービスの充実	金融サービス (11)、電子商取引 (14)	市場アクセスの進展に依存 強い
	投資の自由化・円滑化	投資 (9)、ビジネス円滑化 (22)、規制の整合性 (25)	市場アクセスの進展に依存 漸進的 漸進的
	政府調達市場アクセス	政府調達 (15)、電気通信 (13)	市場アクセスの進展に依存
	知的財産権保護	知的財産 (18)	強い
	法制・経済制度の調和	電子商取引 (14)、投資 (9)、労働 (19)、環境 (20)、知的財産 (18)、国有企業 (17)	ルールがカバーする領域では強い
	インフラサービスの供給	サービス市場アクセス (金融サービス・電気通信を含む) (10、11、13)	市場アクセスの進展に依存
	下請け産業の強化	投資 (9)、ビジネス円滑化 (22)	市場アクセスの進展に依存 地場産業の強化には限定的か
	産業集積の形成	投資 (9)、ビジネス円滑化 (22)	市場アクセスの進展に依存 地場産業の強化には限定的か

(出典：筆者作成)

以下、主なルールを取り上げてその意義を概説する。

(a) 原産地規則と貿易円滑化

供給網のグローバル化にとって貿易コスト、特に中間財の貿易コストを抑えることが重要である。原産地規則についてはTPP締約国域内での完全累積が認められたことが大きい。複数のTPP締約国を経由して製造される物品に広くTPP特惠税率が適用されることになる

ため、TPP 締約国域内での供給網の構築を促す追い風となる。TPP は通関手続の透明性や迅速性の向上につながるルールを定めた。通関手続の透明性向上については、透明性及び腐敗防止に関する第 26 章も重要である。

(b) SPS と TBT

衛生植物検疫 (SPS) 措置と貿易の技術的障害 (TBT) に関しては、WTO の SPS 協定・TBT 協定上の権利義務を確認するとともに、SPS 措置や基準認証制度の透明性の向上につながる規定が設けられたこと、特定の物品 (化粧品、医薬品、医療機器、情報通信技術製品、ワイン・スピリッツ、有機農産品など) について附属書が設けられ、国際基準への調和や同等性承認・リスク評価手続の透明性や迅速性の向上につながる規定が置かれたことが重要である。また、締約国間で発生する問題の解決のため、政府間の協議の手続が導入されたことも重要である。

(c) 分野横断的事項

TPP が分野横断的事項として新たに独立の章を設けた競争力及びビジネス円滑化 (第 22 章)、中小企業の利用促進 (第 24 章)、規制の整合性 (第 25 章) は、供給網のグローバル化を支える FTA としての TPP の革新性を示している。これらの章にはグローバルな供給網を展開する TPP 締約国の企業にとって事業環境の透明性向上につながる様々な規定が盛り込まれた。これらの章の規定はいずれも法的拘束力を持たない努力義務ないし政策目標である。とはいえ、これらのテーマの各々について TPP 委員会の下に独立の委員会が設けられ、ピア・レビューを通じて締約国におけるこれらの努力義務・政策目標の段階的な実現が図られることになる。

(d) 電子商取引

国境を越える電子商取引は供給網のグローバル化を流通・金融取引の面から支える重要な構成要素である。TPP の電子商取引章は、電子商取引に関して交渉参加国が従来 FTA や EPA で採用してきた先進的なルールを盛り込んだ。その内容は、デジタル製品に対する関税の不賦課、電子認証・電子署名、オンライン消費者保護、電子商取引における個人情報の保護、越境情報フロー・情報ストックの自由の保証、電子商取引のためのインターネットアクセスの保証など、この分野の産業競争力が強い米国の主張に基本的に沿ったものである。

(e) 知的財産

供給網のグローバル化では、知的財産権や経営ノウハウなどの国境を越えた提供が取引活動の重要な一翼を担う。TPP の知的財産章は WTO の貿易関連知的財産権協定 (TRIPS 協定) を上回る広範囲で高水準の知的財産保護を盛り込んだ。供給網のグローバル化を支える規制・制度環境の整備という見地からは、知的財産の保護水準や対象範囲もさることながら、

締約国で権利行使（enforcement）が強力に図られることが重要である。TPPはこの面でも TRIPS 協定を上回る規定を多数盛り込んだ。

(f) 国有企業

グローバルに事業を展開する民間企業は、進出先国の国有企業が財政上・規制上の優遇を受けている場合、進出先国の市場や第三国市場で不利な競争環境に置かれることになる。TPPは、国有企業に対する財政上・規制上の優遇に関して、WTO協定や従来のFTA・EPAを上回る規律を設けた⁶。これには以下が含まれる。①国有企業が商業的考慮に基づいて物品・サービスの購入・販売を行うよう確保すること、②国有企業が他の締約国の企業・物品・サービスを差別しないよう確保すること、③国有企業に対する非商業的援助を通じて他の締約国の利益に悪影響を与えないこと、④他の締約国からの要請に基づき、国有企業に対する国の所有・支配に関する情報、国有企業に対する非商業的援助に関する情報などを提供すること。外国私企業と国有企業との競争条件の中立性（competitive neutrality）の確保につながる規律である。ただし、これらの規律は絶対的なものではなく、締約国ごとに上記の規律からの例外を認められる国有企業を列挙する附属書が設けられた。

(4) 深い統合と受入国の正当な規制権限の尊重の両立

供給網のグローバル化を支える規制・制度環境の整備のため、TPPの下で締約国は関税などの国境措置だけでなく広範囲にわたる国内規制・制度について国際協定上の義務を負う。その結果、TPPは締約国の国内規制に関する裁量権を大幅に制限することになる。しかし、締約国は供給網のグローバル化を支える規制・制度環境の整備以外にも多岐にわたる公共政策を実施する責任を負っている。締約国がこの責務を遂行するための正当な規制権限がTPPによって不当に制限されることがあってはならない。「21世紀の地域貿易協定」のモデルとしてのTPPでは、深い統合のために締約国の規制権限を制限する必要と締約国が公共政策を実施するために行使する正当な規制権限を尊重する必要をどのように調整するかが重要な課題となる。

貿易や投資の自由化を目的とする国際協定において締約国の正当な規制権限を尊重するための手段としては、大別すると①締約国の正当な規制権限の行使に関して国際協定上の義務の例外ないし義務の免除を認める、②締約国が特定の公共政策分野について正当な規制権限を行使できることを確認・宣言する、の2つがある。前者はさらに、(1)国際協定上の義務からの一般的な例外、(2)国際協定の特定の義務からの例外の2種に分類できる。TPPはこれらをすべて採用している。

(a) 一般的例外

例外を規定したTPP第29章は、物品貿易に関して1994年のGATT第20条、サービス貿

易に関してサービス貿易に関する一般協定（GATS）第14条の一般的例外の規定を援用し、安全保障のためにとる措置について広範囲の例外を規定した。

(b) 特定の義務からの例外

FTAの特定の義務に対する例外として広く用いられているのは、サービス貿易や投資の自由化の例外として非適合措置を列挙するネガティブリスト方式を採用するFTAで、将来にわたって自由化を制限する方向での変更を含むあらゆる規制の変更が認められる、ラチェット義務なしのネガティブリストという方式である。TPPの附属書IIがそれに当たる。表4に日本と米国、マレーシアが附属書IIで挙げた非適合措置の内容を列挙した。

表4 TPP附属書II（ラチェット義務なしのネガティブリスト）の内容（抜粋）

日本	米国	マレーシア
国営企業の株式・資産の売却に当たり他の締約国の投資家を排除・制限する権利	社会的・経済的に不利な立場にある少数者に対する権利・特惠に関する措置	公的サービスの全部又は一部の民営化、国営企業の株式・資産の売却、国有企業・資産の民営化に係る措置
電報、籤・ギャンブル、タバコ製造、日本銀行券印刷、貨幣製造、郵便サービスへの投資・サービス	籤・ギャンブルに関する措置	ゲーム・籤・ギャンブルに係る措置
宇宙産業への投資及びそれに関連するサービス	家庭向け・衛星放送テレビ及びデジタルオーディオサービスに関する周波数の配分、市場アクセス、内国民待遇（相互主義による）	ブミプトラへの新規の許認可に係る措置。ただし、かかる措置が既存の許認可保有者及び将来の許認可申請者の権利を侵害しないこと。
武器製造、爆発物製造への投資及びそれらに関連するサービス	米国内でのケーブルテレビ事業の所有・支配（相互主義による）	兵器・爆発物部門に係る措置
放送産業への投資・サービス	米国の沖合・沿岸交易、米国領水、大陸棚、内水におけるカボタージュサービスに関する船舶その他の海上施設の操業に係る措置	輸入される書籍・雑誌・新聞・美術品・フィルム及びテレビ・ケーブル・衛星放送向け番組の良識基準適合性審査権
初等中等教育への投資・サービス	米国船籍船の外国貿易に係る操業への投資	コメ・砂糖・小麦・酒類・タバコ製品の卸売り・流通サービスに係る措置
電力、ガス、原子力エネルギー産業への投資・サービス	米国領水及び排他的経済水域での漁業に係る船舶への投資	化石燃料による発電所、原子力発電、発電向け原子力エネルギー利用に係る措置
領海、内水、排他的経済水域、大陸棚での漁業への投資・サービス	米国船籍船の乗組員に係る認証・許可・市民権要件	有害廃棄物の収集・処理・処分に係る措置
外国人による土地の取得・賃借の制限（相互主義による）	米国船籍船の勤務条件	外国人・企業による土地取得・取引の許可制
警備サービス	米国領水内における水先案内人の認証・許可・市民権要件	陸上・沖合の席雄の探査・採掘・取得に関する国営石油企業PETRONASの排他的権利
法執行、矯正、社会サービス（所得保障・所得保険、社会保障・社会保険、社会福祉、公的訓練、公衆衛生、児童保護、公的住宅）への投資・サービス	法執行、矯正、社会サービス（所得保障・所得保険、社会保障・社会保険、社会福祉、公教育、公的訓練、公衆衛生、児童保護）に係る措置	法執行、矯正、社会サービス（所得保障・所得保険、社会保障・社会保険、社会福祉、公教育、公的訓練、公衆衛生、児童保護）に係る措置
空港への投資及び空港運営サービス	空港運営・コンピュータ予約システム・地上取扱・航空券販売マーケティングサービスの越境提供	空港運営・航空機補修・地上取扱・特殊航空サービスに係る措置
		都市・郊外の定期運行鉄道・タクシー・バス・駅サービスに係る措置
		調停及びイスラム法に係る措置
		通貨リングットの非国際化に係る措置

（出典：TPP附属書IIから抜粋。筆者作成）

附属書 II に挙げられた措置について、締約国は将来にわたる規制の自由を認められる。三国のリストを比較すると、法執行・矯正・社会サービスに係る措置、籤・ギャンブルに係る措置が共通して挙げられている。前者は社会政策の意味合いが強い政策分野であり、後者は社会安全ないし公衆道徳に関わる。これらについて広範な規制上の裁量を確保することがねらいである。この他に挙げられている措置は国家安全保障に関わるもの（武器・爆発物製造、警備業、空港運営など、宇宙産業、放送産業など）が多い。外国人による土地の取得・取引に係る措置もこれに加えてよいかもしれない。他方で、米国が挙げたカボタージュに係る措置（内航水運について、米国で建造された、米国船籍の、米国民が所有し、米国人船員が乗り込む船舶のみを認める）は、保護主義の意味合いが強い措置であり、公共政策としての正当性がどこまであるか疑わしい。

(c) 間接収用に関する投資章の規定

TPP には、特定の公共政策分野について締約国が正当な規制権限を行使できることを確認ないし宣言する規定が設けられた。間接収用に関する投資章（第9章）の規定がそれである。収用に関する締約国の共通了解を盛り込んだ附属書 9-B は3項 (b) で「稀な場合を除き、公衆衛生、安全、環境などの正当な公共福祉目的を保護するために立案され適用される締約国の非差別的な規制行為は間接収用を構成しない。」と規定した。締約国が正当な公共福祉目的のための規制権限を持つこと、その行使が間接収用として補償の対象となることは原則としてないことを宣言する規定である。ここに言う「正当な公共福祉目的」の範囲は広く、「公衆衛生、安全、環境」は例示列挙されているに過ぎない。

(5) 社会経済的課題への国際的取組み

TPP の内容として最後に押さえるべきは、貿易・投資の自由化とは別種の社会経済的課題への国際的取組みに対する締約国のコミットメントが謳われていることである。具体的には、労働章（第19章）と環境章（第20章）である。これらの章は、それぞれの規制分野で締約国が独自に法律を制定し執行する主権的権利を持つことを前提として認めた上で⁷、締約国のこの主権的権利に協定上の義務を課すという共通の規律の構造を持っている。協定上の義務には3種ある。第1は、貿易や投資を奨励する目的で国内法（労働法・環境法）の執行を免除・軽減してはならないという義務（労働法に関して19.4条、環境法に関して20.3条6項）である。第2は、継続的に国内法（労働法・環境法）の執行を怠ってはならないという義務（労働法に関して19.5条1項、環境法に関して20.3条4項）である。第3は、これらの分野における国際的に合意された原則や規範を遵守する義務である。本章が目にするのはこの最後の類型の義務である。第1と第2の類型の義務が貿易・投資の自由化と親和的な性格を持つ⁸のに対して、第3の類型の義務は、労働基

準の国際的な保護⁹、地球環境問題や希少資源の保全など¹⁰、貿易・投資の自由化とは一線を画した社会経済的問題への国際的取組みに対する締約国のコミットメントを体現するものであり、前2者とは異質である。

貿易・投資の自由化が労働条件・労働基本権などの基本的人権、さらには地球環境問題への取組みと両立すべきことは今日の国際社会で次第に共通認識となってきた。TPPがこの点を自覚的に取り上げ、締約国に様々な国際的取組みへのコミットメントを義務づけた点に「21世紀の地域貿易協定」のモデルとしてのTPPの先進性がうかがえる。

TPPの先進性は、さらに、労働章・環境章がいずれも企業の社会的責任(CSR)について規定を設けた点にも表れている(労働に関して19.7条、環境に関して20.10条)。いずれも、自国で活動する企業が労働・環境分野に関するCSRにコミットすることを奨励するよう締約国に求める規定である。

おわりに－TPPは21世紀の地域貿易協定のモデルとなるか？

「21世紀の地域貿易協定」のモデルとしての先進性を検証するという観点からTPPの内容を概観した。最後に、21世紀の地域貿易協定が備えるべき内容を類型として提示し、それとの比較においてTPPに対するとりあえずの評価を行うこととする。

21世紀の地域貿易協定がまず備えるべき内容は、供給網のグローバル化にふさわしい規制・制度環境の整備である。そのためには、高水準の貿易・投資の自由化と広範囲で高水準の貿易・投資ルールを盛り込むことが必要である。この両者についてはTPPに及第点を与えてよいのではないか。日本がいわゆる重要5品目を中心に貿易自由化の例外を認めさせたことはこの観点からはマイナスに評価されることになるが、TPP交渉参加に至る日本国内の議論、特に農協を中心に強い反対論があったことを踏まえると、これ以外の交渉結果は期待できなかったと考える。それ以外の貿易・投資の自由化と政府調達市場の自由化ではTPPは大きな成果を挙げた。ルールに関しても同様の評価が妥当だろう。従来FTA・EPAがカバーしてきたWTO+、WTOXの分野について高水準のルールを盛り込んだことに加えて、分野横断的事項をはじめとして、供給網のグローバル化を支える新たなルールを取り込んだ。その大半は法的拘束力を持つものではないが、協定発効後にそれぞれの分野について設立される委員会でのピアレビューを通じて漸進的な実現が図られることになる。

次に、21世紀の地域貿易協定は深い統合と締約国の正当な規制権限の両立を図る必要がある。このためにTPPが採用したのは従来FTAが採用してきた手法である。つまり、協定上の義務に対する一般的な例外、協定の特定の義務に対する例外、特定の政策分野につ

いて締約国が正当な規制権限を行使することを確認・宣言する規定の3種である。これらの規定内容は従来のFTAで盛り込まれた内容と大差なく、その意味でTPPに革新性を見出すことは難しい。とはいえ、以上の3種の規定を総合的に判断すると、締約国の正当な規制権限は十分に尊重されており、TPPが貿易・投資の自由化を優先させて締約国の正当な規制権限をないがしろにするといった批判は当たらないだろう。

最後に、21世紀の地域貿易協定は、貿易・投資の自由化を目標とするだけでなく、人権・環境・持続可能な発展など、今日の国際社会が取り組むべき社会経済的課題にも積極的に関与する必要がある。この点に関するTPPの規定は総じて簡潔であるが、既存の多国間の原則宣言や国際条約に言及して締約国に遵守を義務付けている点、CSRに言及して企業の取組みの奨励を求めている点は従来のFTAに比べると革新性が認められる。人権・環境・持続可能な開発に向けた国際社会の取組みに地域貿易協定がどう関与できるか、また、企業の取組みに地域貿易協定がどう関与できるかについてはこれまでほとんど実践例がない。その意味で、この点に関するTPPの規定には先例としての意義が認められる。

注

- 1 Letters of Ronald Kirk to the leaders of the U.S. Congress, 14 December 2009. <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2009/december/trans-pacific-partnership-announcement>> 2016年1月2日アクセス。
- 2 Robert Z. Lawrence, *Regionalism, Multilateralism and Deeper Integration* (Washington, D.C.: The Brookings Institution, 1996), pp.6-9.
- 3 供給網のグローバル化につき、参照、Richard Baldwin, “21st Century Regionalism: Filling the gap between 21st century trade and 20th century trade rules,” Centre for Economic Policy Research, Policy Insight No. 56 (2011).
- 4 TPPの本文・附属書はニュージーランドの外交貿易省のウェブサイトと米国通商代表部のウェブサイトで公表されている。<<https://www.mfat.govt.nz/en/about-us/who-we-are/treaty-making-process/trans-pacific-partnership-tpp/text-of-the-trans-pacific-partnership>> <<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/trans-pacific-partnership/tpp-full-text>> 2016年1月2日アクセス。
- 5 日本以外のTPP交渉参加国の自由化率は99%から100%である。参照、内閣官房TPP政府対策本部「TPPにおける関税交渉の結果」2015年10月24日 <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/12/151020_tpp_kanzeikousyoukekka.pdf> 2016年1月3日アクセス。
- 6 WTO協定やFTAにおける国有企業への規律につき、参照、Junji Nakagawa, “The Emerging Rules on State Capitalism and Their Implications for China’s Use of SOEs,” in Lisa Toohey, Colin B. Picker and Jonathan Greenacre eds., *China in the International Economic Order* (Cambridge: Cambridge University Press, 2015), pp.112-27,
- 7 この点は環境規制に関しては20.3条2項に明記されている。労働規制については明記されていないが、後述する協定上の第1の義務との関係で、前提とされていることは明白である。
- 8 若干敷衍すると、第1の類型の義務は、貿易や投資を奨励する目的で労働法や環境法の執行を免除・軽

減することが貿易・投資における競争条件の歪曲につながるという考え方を前提にしている。第2の種類の義務は、労働法や環境法の継続的な執行の免除が企業の労働法・環境法遵守コストを引下げ、結果的に第1の種類の義務違反と同様の効果をもたらすことを問題とする。いずれも公正な競争条件に基づく貿易・投資を求める点でTPPがねらいとする貿易・投資の自由化とは親和的な義務といえる。

- 9 具体的には、労働における基本的権利及び原則に関するILO宣言（1998年）が盛り込む国際労働基準を指す。これには①結社の自由及び団体交渉権、②あらゆる形態の強制労働の禁止、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業における差別の排除が含まれる。第19.3条1項を参照。
- 10 TPP環境章は、まず、締約国が加入している多国間環境条約の遵守義務を確認する（20.4条）。さらに、オゾン層の保護（20.5条）、船舶起源の汚染からの海洋環境の保護（20.6条）、生物多様性の保全（20.13条）、外来種の進入防止（20.14条）、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の規制（20.17条2項）などに関する多国間環境条約その他の国際的な取組みへのコミットメントを謳う。

第2章 TPP 合意の意義と今後の展望

渡邊 頼純

はじめに

今回の TPP 交渉をどう評価するべきか。2015 年 10 月 5 日の TPP 大筋合意で日本は何を獲得し、何を失ったのか。この問題は年明けの国会でも取り上げられており、今や国民的課題となっている。

去年は終戦から 70 年の年であると同時に、日本の戦後国際社会への復帰の第 1 歩であった GATT（関税貿易一般協定）加入から 60 年、GATT の後継機関である WTO（世界貿易機関）設立から 20 年の節目の年であった。その年に TPP 大筋合意ができたことは歴史的に重要であった。なぜなら TPP 合意により日本の貿易自由化の歩みがいよいよ完成期に入ったと言えるからである。

TPP が成立すれば日本は究極の貿易パートナーであるアメリカと FTA 関係に入ることによって「経済安保」を確立したことになる。TPP により経済的安定とビジネスの予見性を獲得し、国際経済に内在する不確実性を減少させることができた意義は大きい。コメや麦、牛肉や豚肉などいわゆる「重要 5 品目」についても関税撤廃の原則適用を逃れたわけで失ったものは何もないと筆者は考えている。その農業でさえ、筆者は TPP でさらに強くなれる基盤を国内外で整えていく機会を得たと考えている。

1. TPP 合意についてよく聞かれる「10 の疑問」に答える

以下では TPP 合意について新聞やテレビ・ラジオなどのインタビューでしばしば尋ねられる疑問についてごく簡潔に答えてみたい。

Q1： TPP の日本経済への効果はどの程度のものか。GDP1.6% との評価もあるが、それは妥当か。

A1： TPP 参加各国の関税撤廃による日本製輸出品の関税負担額の軽減効果は一般的に「静態的効果」とされているが、それだけではなく、投資や競争、SOE（State-owned Enterprise = 国営企業）に関する規律などルール面での規律が TPP によって確立されたことが重要である。このような新たなルールはまだ完全なものではないにせよ、今後アジア太平洋地域におけるルール策定の「ひな型」となるものであり、ビジネスを円滑に行うための法的基盤を提供する。このような新たなルール形成によ

る TPP の「動的効果」は「静的効果」を超えてその波及効果はさらに大きい。

Q2： 安倍政権の決定と交渉方針をどう評価するか。

A2： 2012年12月の政権奪取後の安倍政権の取り組みは準備周到で効率的だった。まず2013年2月に日米首脳会談を行い、そこで日本にとっての農業とアメリカにとっての自動車を日米双方の「センシティブティ」（痛みを感じる部分）として特定し、その後3月に交渉参加を正式決定、4月に基本的には日米で「痛み分け」の構造を作り上げ、いわば「センシティブティの交換」という形で「例外なき関税撤廃」という TPP の当初の大原則を修正し、このことをアメリカに認めさせたのはその後の交渉を促進するうえでたいへん有益だった。

交渉態勢についても内閣府に TPP 対策本部を設置し、従来の EPA 交渉に比べてより首相権限に直結した形で交渉チームを構成したことは迅速な交渉とそのための国内環境づくりを効果的に促進した。TPP 交渉は2010年3月から始まっており、日本はそれから3年4か月遅れての交渉参加であったが、この遅れは日本にとっては不利に働くどころか、むしろ日本が交渉参加してから関税撤廃の例外が認められることになるなど、日本が「ゲーム・チェンジャー」として存在感を発揮したとさえ思われる。さらにアトランタでの最終局面においては甘利明 TPP 担当大臣が交渉決着に向けてマイケル・フロマン USTR に強く迫るなど妥結に大きく貢献した形となった。

Q3： 市場アクセス（関税撤廃・削減）に関する交渉結果をどう見るべきか。

A3： TPP 交渉の結果、日本以外の11か国の最終的な関税撤廃率は99%台であり、発効後ほぼ10年で TPP 参加国の関税はなくなることになる。これは日本にとって大きなメリットがある。他方、日本の最終的な関税撤廃率は95.1%となっているが、これは工業製品では100%と完全な自由化になるものの、農林水産品では81.2%と参加国中最低のレベルに留まっていることによる。ちなみに日本以外の11か国は農林水産品についても98.5%の関税撤廃率となっている。（表1を参照）

日本の輸入農産品についてみると、センシティブティの高いいわゆる「重要5項目」については全体で586品目あるうち、輸入実績がないものや国内生産者への影響がないと判断された約3割に相当する174品目について関税を撤廃することとした。他方、それ以外の約7割については関税を維持することで合意している。（表2を参照）

例えばコメについては、国家貿易により輸入するものについてはアメリカに当初5万トンの数量枠を3年間維持した後、段階的に増加し発効後13年目以降は7万トンすることで合意した。オーストラリアにも13年目以降8400トンの枠を設定した。国家貿易以外によるコメの輸入については現行税率である1キログラム当たり341円を維持することが合意され、これが日本側にとっての「最大の成果」となっている。

牛肉については、現行の38.5%から16年以降に9%に下がり、豚肉については、現行4.3%の高価格帯のものについては発効後10年目でゼロになるが、低価格帯の豚肉にかかる従量税は現行の1キログラム当たり482円から10年目に同50円にまで削減されることになった。これらについては輸入急増に対応するためのセーフガード措置（緊急輸入制限）も用意されている。

このように日本のセンシティブティに配慮した十分な例外措置が確保された一方で、他方では日本からの自動車・自動車部品輸出についてはアメリカ側のセンシティブティに配慮した形で関税撤廃は大幅に先延ばしになった。乗用車の場合、現行2.5%の関税は15年目から削減が始まり、25年目によりやく撤廃となる。トラックは現行25%と高関税であるが、これについてはなんと29年間関税を維持し、30年目でやっと撤廃となる。これは日本の自動車工業界にとっては必ずしも朗報ではないが、他方では自動車部品についてはその87%が即時関税撤廃されることには大きな意味がある。日本の自動車メーカーによるアメリカでの現地生産台数は約250万台であり、日本からの輸出台数の約180万台を超えているからである。

このような「センシティブティの交換」とでも呼ぶべき市場アクセス交渉をどう評価するべきだろうか。従来の日本の農業保護主義に鑑みれば、TPP交渉においては大きな政治的決断がなされたと評価することができるが、他方では日米というTPPを代表する貿易大国が互いのセンシティブティを擁護する形で高関税を維持したり撤廃を大幅に先延ばししたことは自由貿易という名の下に行われた「管理貿易」とのそしりを免れない。特にコメについては日本での価格が1俵（60キログラム）当たり約12,000円程度まで下がってきた一方で、アメリカ産の高級米がドル高円安の影響もあって同水準まで上がってきたことにより、コメの内外価格差がなくなりつつあるときに、果たして高関税で国産米を保護する必要があったのかという根本的疑問は残っている。

Q4： TPPについては、食の安全や日本の皆保険制度が脅かされるなどの（あまり根拠のない）懸念が抱かれた。何が原因か。

A4： JA 全中（農協）が TPP 反対の「多数派工作」をしたもの。JA は医師会、弁護士会などを巧みに抱き込んで反対運動を組織化し全国的に展開していった。

Q5： TPP の「経済」を越えた重要性についての評価如何。戦略的な価値はあるか。その中身はどうか。

A5： 市場経済、法の支配、人権、民主主義などの西洋型普遍的価値体系が TPP を通じて東アジア圏に広がる基本を形成したと言える。ASEAN や RCEP などにも制度構築の上で重要なインパクトがありうる。その意味で TPP は極めて「戦略的」と言える。

Q6： TPP のアメリカ議会での承認について。その可能性と時期について。

A6： TPP を巡るアメリカ議会の動向は不透明である。批准のためには上下両院で多数派を擁している共和党の賛成が不可欠だが、バイオ医薬品のデータ保護期間の 12 年から 8 年への短縮は党内ですこぶる評判が悪い。共和党の指名選挙の前哨戦でトップを走るトランプ氏は明確に TPP に反対している。また、自らが国務長官時代には明示的に TPP 推進派であったヒラリー・クリントン氏も「現在の TPP」には賛成できないと条件付き反対を表明している。したがって、TPP 承認の今後の展開はよく分からないし、決して楽観できない。

推察の域を出ないが、一つのシナリオとして蓋然性が高いのは、「本命」とされる民主党のクリントン候補が大統領選を制した場合、オバマ大統領の花道を飾る形で今年 11 月の大統領選挙後に共和党と超党派で批准に合意、TPP 実施法案を通過させ、発効に至るという流れが想定される。このシナリオでさえ相当楽観的と思われるが、その場合でも TPP の発効は早くて 2017 年年初ということになる。

Q7： 日米関係に及ぼす影響にはどのようなものがあるか。

A7： 日米経済関係は戦後 1950 年代の繊維に始まり鉄鋼、造船、テレビ、ボールベアリング、半導体、自動車と日本の経済発展の花形的産品で常に「摩擦」を経験してきた。その日米両国が FTA 関係に入ることは極めて重要であり、画期的と言える。日米は政治軍事面での同盟関係である日米安保条約を 1960 年以来有しているが、経済面ではこれまで包括的な法的枠組みを持っていなかった。その意味で TPP は日米間の「経済安全保障」の枠組みであり、日米間で将来にも紛争は起こり得るが、TPP の紛争解決メカニズムがビルトインされたことで経済問題の「政治化」が起こりにくい。これは双方にとって大きなメリットであり、経済関係の安定化に大きく寄与す

る。

Q8： 中国に与える影響。中国の参加についての展望。

A8： 中国が2～3年以内に TPP に参加することは難しいが、RCEP（東アジア地域経済連携）交渉の進展が捗々しくなければ TPP に中国が乗り換える可能性は十分にある。TPP 入りは中国にとって「第二の入世（WTO 加盟）」とも言われている。中国は従来 RCEP にその軸足を置いてきた。しかし、RCEP 交渉はインドやインドネシアが貿易投資の自由化に積極的ではないことからスピード感をもって東アジア地域のコネクティビティを改善していくことができないことに中国自身がフラストレーションを感じ始めている。以前から中国の識者の一部には「TPP は西洋医学、RCEP は漢方医学」と両者の違いを説明する向きがあったが、中国社会科学院の永久会員である張愷琳は TPP と RCEP の「補完性」を指摘し、両者は対立するものではなく相互に補完し合う枠組みであると筆者と共に出演した NHK 国際放送の番組などで述べている。

Q9： 他のアジア太平洋諸国も次々と参加すると考えてよいのか。

A9： インドネシア、CLM（カンボジア、ラオス、ミャンマー）の ASEAN 4 か国は当面難しいだろう。インドネシアについてはアトランタ合意のあとオバマ大統領と会談したジョコ・ウイドド大統領は自国も TPP に参加したいとの意向を表明したと報道されている。韓国、タイ、フィリピン、台湾などは既に正式に参加表明するなど積極的である。参加のためには現加盟国 12 か国との交渉を経る必要があり、そのプロセスは決して容易ではないが、TPP が APEC の自由貿易圏である FTAAP の中核となることはほぼ確実である。

Q10： 広く、世界の貿易秩序に与える影響はどうか。米・EU 間の FTA である TTIP や日本・EUEPA 交渉の動きを加速することになるか。

A10： TTIP には「古くて新しい問題」、例えば GI（地理的表示）や SPS（衛生検疫措置）協定の「予防原則」をめぐる問題がくすぶっており、ISDS（投資にかかる投資家対国家の紛争処理）に見られるような欧州側の疑心暗鬼もあり、「規制収斂・凝集性」の分野が難問となっている。しかし、TPP 合意は全体として欧州に対してもやはりポジティブなメッセージと言える。日 EU については、EU が野心的になり過ぎなければまとまるが、現時点では EU は TPP 以上の MA（市場アクセス）を主張しており、難航している模様である。日本側も TPP の国会手続との関係で大胆な農産品関税撤

廃・削減を提示できない国内事情があり、2015年年内の妥結には至らなかった。

ASEAN や Allianza del Pacifico (太平洋同盟＝メキシコ・コロンビア・ペルー・チリ)等の穏健派途上国を like-minded countries として Critical Mass を形成し、WTO・DDA をまとめ、日米欧加の「旧4極」主導で WTO の再興を果たすことを目指すのが現実的なアプローチと考える。しかし、問題はブラジル、ロシア、そしてインドである。つまり「BRICS マイナス中国・南ア」の国々である。ロシアはまともな製造業がないことと、ユーラシア経済共同体という「似非関税同盟」が問題である。戦略的には中国とロシアを分断し、中国を TPP に組み入れる一方、ロシアについては極東ロシアを「独立した関税地域」として APEC の枠組みの中で RCEP に参加させ、また日本との EPA を締結する方向へリードするなど戦略的に対応することが重要と思われる。

2. TPP の日本経済にとってのメリットは何か？

最大のメリットはアジア太平洋地域における生産ネットワークの「シームレス化」である。1985年9月のプラザ合意以降、日本の製造業は円高ドル安への流れに対応するために部品の製造拠点を東アジアの新興工業国 (NIES) や中国に移転させ、部品から最終製品まですべて日本で製造する「made all in Japan」方式から、部品は海外で生産し、それを日本ないしは海外のマザー工場でアセンブリーして欧米市場に輸出するパターンへ、つまり「made by Japan elsewhere」方式へ移行した。

その動きを加速したのが ASEAN の FTA (AFTA) 形成であった。日本の製造業は ASEAN 域内で最適立地を模索し、各国に直接投資を活発に行って部品の現地生産を拡大した。その部品を AFTA の CEPT (包括的実効特惠関税) スキームに載せて 40% 以上の付加価値を付けた場合には関税ゼロで ASEAN 域内を動かすことができたため、次第に域内に工程間分業のメカニズムが構築されることになる。

このような産業内分業のメカニズムを確固たるものにしたのは日本の ASEAN 諸国との二国間 EPA (経済連携協定) であり、2002年11月に発効した日シンガポール EPA を皮切りに次々と締結された。こうして日本からの投資を引き金としてスタートした生産ネットワークの構築による「事実上の統合」(de-facto integration) は EPA という法的枠組みによって補強された「法律上の統合」(de-jure integration) に深化していったのである。そしてその延長線上にあるのが TPP である。

TPP は東アジアの生産ネットワークを太平洋を超えてアメリカ・カナダ・メキシコという NAFTA (北米自由貿易協定) の市場に繋ぎ、さらにペルーやチリといった南米諸国、オー

オーストラリアとニュージーランドのオセアニア諸国にリンクさせるものである。こうして世界の GDP の約 38% をカバーする地域に継ぎ目のない、つまりシームレスな自由貿易圏ができたことのメリットは日本にとっては測り知れない。（【図 1】および【図 2】を参照）

3. TPP の利便性、その「しかけ」は原産地規則

このようなシームレスな生産ネットワークを TPP においてさらにメリットのあるものとしているのは何か？ その答えは「原産地規則」(rules of origin) である。特に TPP の原産地規則は「完全累積」(3.10 条) にその特徴がある。これは、①他の TPP メンバー国で他の製品の生産に使用される一または二以上のメンバー国の原産品・原産材料は他のメンバー国の原産品とみなす (モノの累積)、②メンバー国での非原産材料による生産は、その生産が付加価値基準を満たしていなくても製品の原産コンテンツに加えられる (生産行為の累積) ことを意味している。このような「寛容な」完全累積原則の導入により、非 TPP 参加国を含めアジア太平洋地域に広く生産ネットワークを構築してきた日本の製造業にとっては既存のバリュー・チェーンを活用し易くなる。

さらに TPP ではすべてのメンバー国を一つの領域とみなし、すべてのメンバー国の領域内を移動する限り原産性を維持することが認められており (3.18 条)、第三国経由の場合の立証負担の緩和が図られている。

また、原産地証明の発行手続きも輸出者、生産者、輸入者による「自己証明制度」を採用しており、日本の EPA においてこれまで主流であった第三者証明制度に比べて利用者である企業の事務負担が大きく軽減された。

このように TPP の原産地規則はこれを使用する企業にとって利便性が高まっており、いわゆる「ユーザー・フレンドリー」なものとなっている。

他方では自動車やその部品、繊維・衣類など、よりセンシティブな分野では原産規則がより細かく規定されていることにも注意すべきであろう。例えば自動車の完成車については、控除方式の付加価値基準によるかまたは特定部品 7 品目の加工工程 (14 の金属加工) が TPP 域内で行われれば原産性を付与することとなっている。また自動車部品については、関税番号変更基準と付加価値基準の選択制となっており、特定部品 14 品目は加工工程 (14 の金属加工) の一つを TPP 域内で行えば原産性が付与されると規定されている。

繊維・衣類については衣類 (HS61 類と同 62 類) および中古衣類等 (同 63 類) は生地がメンバー国の領域で作られた糸から作られている場合のみ原産品とされることがあり、これは NAFTA における「ヤーンフォワード (yarn-forward)」と呼ばれる方式を踏襲している。

原産地規則以外にも投資規定、ビジネス関係者の一時入国、政府調達、国有企業などに

についても日本企業にとってメリットのある規定が随所に見られが紙幅の都合からこれらの論点については稿をあらためたい。また、インフラ整備の切り札として先進国、途上国を問わず注目されている「官民連携」(Public - Private - Partnership、PPP) は既存の GATT ルールをはじめ、貿易関連投資措置 (TRIM) 協定や政府調達協定、競争政策など複数の分野にまたがるイシューであるが、まだ国際的に確立されたルールは存在しておらず各国の恣意的な運用に任せられている。今後は WTO 諸ルールとの整合性をはじめ新たな多国間ルールないしは行動指針 (code of conduct) が国際的に協議される必要があると思われる。この点について今後検討を進めて行きたいと考えている。

表1 工業製品の関税撤廃率 (%)

	即時撤廃率 (貿易額ベース)	関税撤廃率 (貿易額ベース)
	カッコ内は品目数ベース	カッコ内は品目数ベース
アメリカ	67.4% (90.9%)	100.0% (100.0%)
カナダ	68.4% (96.9%)	100.0% (100.0%)
オーストラリア	94.2% (91.8%)	99.8% (99.8%)
ニュージーランド	98.0% (93.9%)	100.0% (100.0%)
シンガポール	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
メキシコ	94.6% (77.0%)	99.4% (99.6%)
チリ	98.9% (94.7%)	100.0% (100.0%)
ペルー	98.2% (80.2%)	100.0% (100.0%)
マレーシア	77.3% (78.8%)	100.0% (100.0%)
ベトナム	72.1% (70.2%)	100.0% (100.0%)
ブルネイ	96.4% (90.6%)	100.0% (100.0%)
日本を除く 11 개국全体	76.6% (86.9%)	99.9% (99.9%)
日本	99.1% (95.3%)	100.0% (100.0%)

表2 農林水産品の関税撤廃率 (%)

	即時撤廃率 (品目ベース)	最終撤廃率 (品目ベース)
アメリカ	55.5%	98.8%
カナダ	86.2%	94.1%
オーストラリア	99.5%	100.0%
メキシコ	74.1%	96.4%
マレーシア	96.7%	99.6%
シンガポール	100.0%	100.0%
チリ	96.3%	99.5%
ペルー	82.1%	96.0%
ニュージーランド	97.7%	100.0%
ベトナム	42.6%	99.4%
ブルネイ	98.6%	100.0%
日本を除く 11 개국平均	84.5%	98.5%
日本	51.3%	81.2%

図1 メガ FTAs の重要性 (GDP のシェア%)

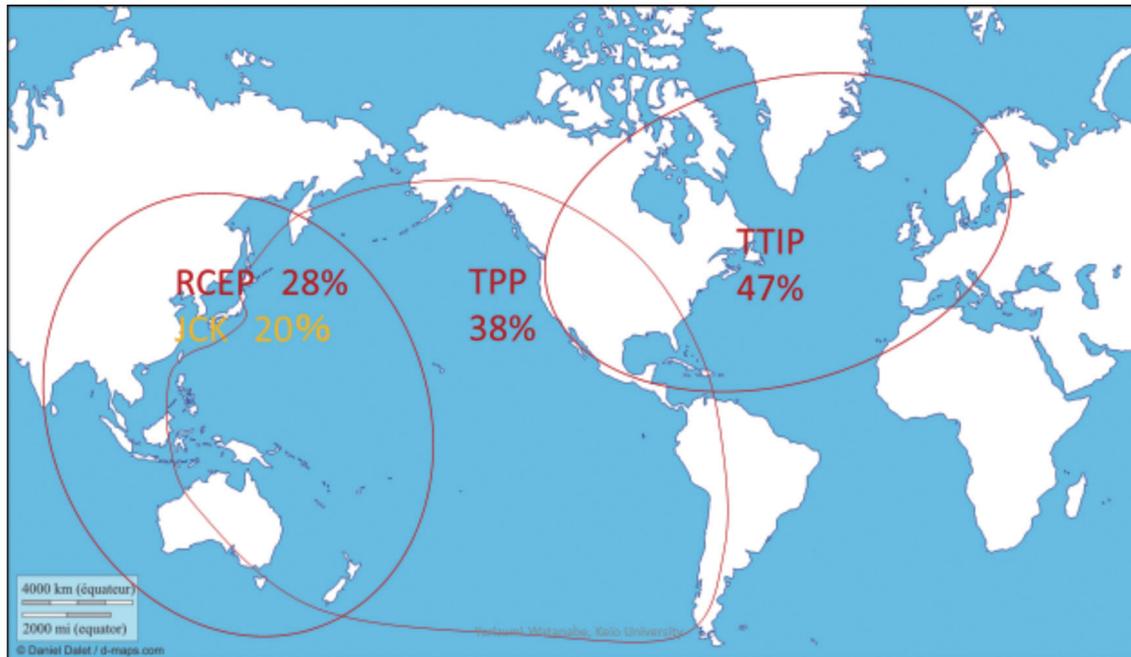
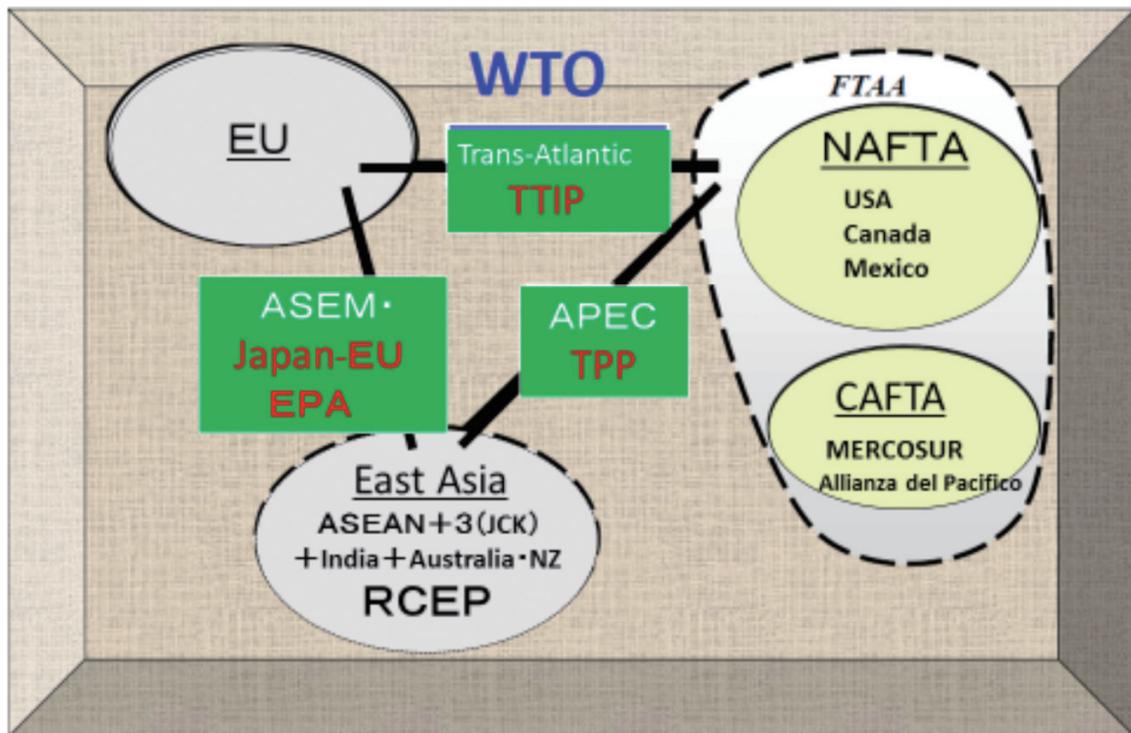


図2 メガ FTAs と WTO 体制



参考文献

- 渡邊 頼純 『TPP 参加という決断』 ウェッジ 2011 年
渡邊 頼純 『GATT・WTO 体制と日本』 北樹出版 2012 年
浅川 芳裕 『TPP で日本は世界一の農業大国になる』 KK ベストセラーズ 2012 年
石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純（編著）『TPP と日本の決断』 文眞堂 2013 年
石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純（編著）『TPP 交渉の論点と日本』 文眞堂 2014 年
石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹（編著）『メガ FTA 時代の新通商戦略』 文眞堂、2015 年

第3章 TPPとアジア太平洋のFTA：経済連携の方向性

馬田 啓一

はじめに

環太平洋パートナーシップ（TPP）の登場で、アジア太平洋地域はメガFTAの主導権争いの場となった。米主導のTPPに警戒を強めた中国は、TPPへの対抗策として、ASEAN+6による東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の実現に向けた動きを強めている。

この地域におけるメガFTAの潮流をどう読むべきか。米中の角逐が強まる中、TPPとRCEPの関係は競争的か、それとも補完的か、見方は大きく分かれる。両者が将来、より広範なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に収斂する可能性はあるのだろうか。あるとすれば、それはどのような道筋を辿るのであろうか。

そこで、本稿では、TPPとRCEPを中心に、アジア太平洋の新たな通商秩序の構築に向けた経済連携の動きを取り上げ、その現状と課題、今後の展望について考察する。

1. FTAAP実現の道筋：TPPはAPECの先遣隊

FTAAP構想は、アジア太平洋地域にAPEC加盟国をメンバーとする広域のFTAを構築し、貿易・投資の自由化と幅広い分野の経済連携を目指すものである。2004年にAPECビジネス諮問委員会（ABAC）がサンチャゴでの首脳会議において、この構想を提案した。

当初、実現可能性の点から冷遇されていたが、2006年にベトナムのハノイで行われたAPEC首脳会議で米国がFTAAP構想を打ち出すと、一気に関心が高まった。FTAAPは長期的な目標として位置づけられ、これを促進する方法と手段について作業部会で検討することになった。

米国がFTAAPを提案した背景には、東アジア地域主義の台頭がある。東アジア経済共同体を視野に入れた広域FTA（ASEAN+3やASEAN+6）の構想はいずれも米国を排除したもので、そうした動きを牽制する狙いがあった。

しかし、FTAAP妥結に向けてAPEC内の合意を形成することは容易な話でなかった。東アジアには中国やASEANの一部に、米国主導を嫌い、FTAAPよりも東アジア経済共同体の実現を優先したいという考えが根強くあった。FTAAPの推進によってASEANと日中韓を軸とする東アジア経済統合の枠組みが崩壊しかねないとの懸念も少なくなかった。

さらに、APECはこれまでFTAを結ばず、「緩やかな協議体」として非拘束の原則を貫いてきた。APECからFTAAPへの移行は拘束ベースの導入を意味する。中国など拘束を嫌っ

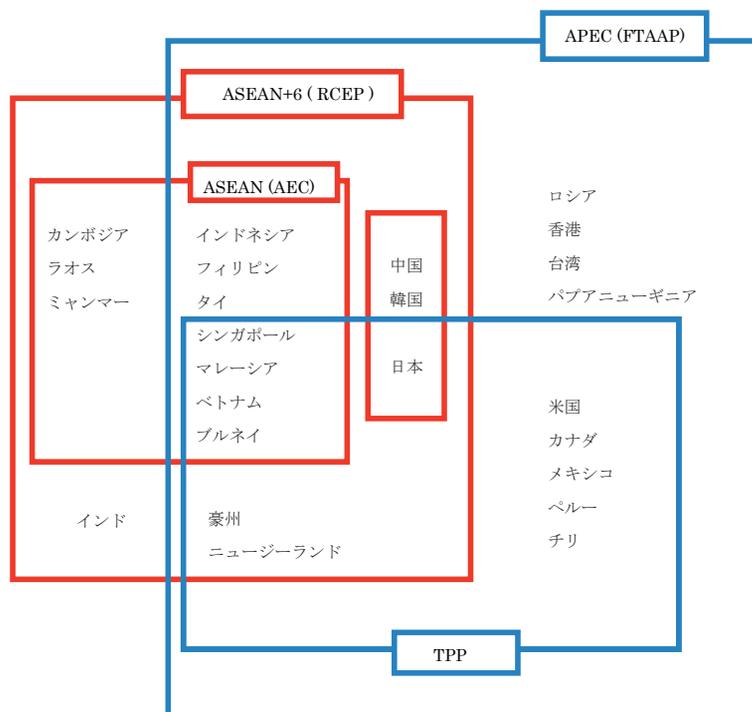
てFTAAPの実現に慎重な国も東アジアには多く、全会一致を原則とするAPECでの協議は、下手をするとFTAAPを骨抜きにする恐れがあった。

このため、米国はAPECをFTAAP交渉の場にするのを諦め、TPPの拡大を通じてFTAAPの実現を図るという戦略に軌道修正し、2008年9月、TPP交渉へ参加する方針を議会に表明した。APECでは、2001年に「パスファインダー（pathfinder）・アプローチ」が採択され、加盟国の全部が参加しなくても一部だけでプロジェクトを先行実施し、他国は後から参加するという方式を認めている。米国はTPPにこの先遣隊のような役割を期待した。

TPPは、2006年5月にAPECに加盟するニュージーランド(以下、NZ)、シンガポール、チリ、ブルネイの4カ国の間で発効した、P4（Pacific 4）と呼ばれるFTAを母体とする。米国がTPP交渉参加を表明すると、オーストラリア（以下、豪州）、ペルー、ベトナムも追随した。2010年3月に8カ国により交渉が始まり、10月にマレーシアが参加した。その後、2011年12月からカナダ、メキシコ、2013年7月からは日本も交渉に参加、現在、TPP参加国は12カ国に拡大している。

なお、日本が議長国となった2010年のAPEC首脳会議では、「横浜ビジョン」が採択され、FTAAPへの道筋としてTPP、ASEAN+3、ASEAN+6の3つを発展させることで合意した¹。その後、ASEAN+3とASEAN+6はRCEPに収斂したため、現在は、TPPとRCEPの2つのルー

図1 アジア太平洋地域における経済連携の重層関係



(資料) 筆者作成

トによる FTAAP の実現可能性に注目が集まっている。

2. TPP は 21 世紀型 FTA モデル

企業のグローバル化が進むなか、国際分業は生産工程のレベルとなり、今や原材料の調達から生産と販売まで、サプライチェーンの効率化が企業の競争力を左右する。これが 21 世紀型貿易の特徴である²。21 世紀型貿易では、国際生産ネットワークの結びつきを妨げる政策や制度はすべて貿易障壁となった。ルールの重点は、国境措置 (on the border) から国内措置 (behind the border) へシフトしている。

難航する WTO ドーハ・ラウンド交渉に対する嫌気から、主要国は通商戦略の軸足を FTA に置き、メガ FTA 締結に向けた動きを加速させている。新たなルールづくりの主役は、今や TPP、米欧間の環大西洋貿易投資パートナーシップ (TTIP)、RCEP、日 EU の FTA など、メガ FTA 交渉にシフトしてしまった。WTO 離れとメガ FTA の潮流は止まりそうもない。

メガ FTA 交渉は関税撤廃よりも、非関税障壁の撤廃につながる「WTO プラス」のルールづくりに大きな意義を見出すことができる。グローバルなサプライチェーンの効率化という点からみると、「地域主義のマルチ化」が進み、二国間 FTA を包含する広域のメガ FTA ができれば、ルールが収斂・統一されていくことのメリットはきわめて大きい。

メガ FTA 交渉の中で最も先行しているのが TPP である。交渉を主導した米国は、TPP を「21 世紀型の FTA モデル」と位置付けて、高いレベルの包括的な FTA を目指した。21 分野 30 章にわたる TPP 交渉では、投資、知的財産権、国有企業、政府調達、環境、労働などのほか、従来の FTA では検討されなかった分野横断的事項 (中小企業、規制の整合性など) も追加されている。TPP 交渉の妥結によって、TPP のルールがアジア太平洋地域の新通商秩序の基盤となる可能性が極めて高くなった。

3. TPP 交渉は土壇場の大筋合意

妥結か漂流か、その行方が注目された TPP 交渉が、2015 年 10 月初、米アトランタでの閣僚会合で大筋合意に達した。5 年半ぶりの決着である。最後まで難航した分野は、物品市場アクセス (関税撤廃)、知的財産権、国有企業、投資など、各国の国内事情で譲歩が難しいセンシティブなものばかりであった。

TPP 交渉の潮目が変わったのは、2014 年 11 月の米議会中間選挙後である。上下両院とも自由貿易に前向きな野党の共和党が勝利したことで、レームダック (死に体) に陥りそうなオバマ政権であるが、皮肉にも、TPP に後ろ向きな与党民主党に代わって共和党の協力を取り付けた。

TPP交渉に不可欠とされた通商交渉の権限を大統領に委ねるTPA（貿易促進権限）法案を2015年6月下旬に、上下両院とも薄氷の採決であったが可決、成立させた。これによりTPP交渉の合意内容が米議会によって修正される恐れがなくなり、交渉参加国は最後のカードを切ることができるようになった。

TPA法案の成立を追い風に、農産物5項目（コメ、麦、砂糖、牛・豚肉、乳製品）と自動車で難航した日米関税協議も決着の見通しがつき、TPP交渉妥結への機運が高まるなか、2015年7月下旬、参加12カ国はハワイで閣僚会合を開き、大筋合意を目指した。しかし、想定外の「伏兵」の登場で、医薬品のデータ保護期間や乳製品の関税撤廃などをめぐり参加国間の溝は埋まらず、交渉は物別れに終わった³。

しかし、米国の政治日程を考えれば、2016年の米大統領選の予備選が本格化する前に、TPP交渉を決着させる必要があった。レガシー（政治的業績）が欲しいオバマ大統領にとっては、アトランタ閣僚会合が最後のチャンスであった。

漂流の懸念も高まるなか、TPP交渉は、医薬品データの保護と乳製品の関税に加え、自動車部品の原産地規則をめぐって縄れに縄れたが、度重なる日程延長の末、土壇場で大筋合意にこぎつけた。TPP交渉が漂流すれば、中国が一带一路構想（現代版シルクロード）とアジアインフラ投資銀行（AIIB）をテコにアジア太平洋地域の覇権争いで勢い付いてしまうとの警戒心が、米国を大筋合意へと突き動かした。

参加国は大筋合意を受けて、TPP協定の発効に向けた国内手続きに入ったが、米議会の対応に焦点が集まっている。オバマ大統領は2016年2月上旬にTPP協定に署名して速やかに議会審議に入りたい考えだ。しかし、共和党の一部からは米政府が譲歩し過ぎたと不満が出ており、TPP法案が議会に提出されれば大統領選への影響も避けられない。このため、法案の審議入りを選挙後に先延ばしする案も浮上するなど、TPP法案の議会審議の行方は全く予断を許さない⁴。

4. 中国はTPPに参加するか

TPPが大筋合意したことに中国が焦らないはずはない。米国はポストTPPを睨み、将来的には中国も含めてTPP参加国をAPEC全体に広げ、FTAAPを実現しようとしている。投資や競争政策、知的財産権、政府調達などで問題の多い中国に対して、TPPへの参加条件として、政府が国有企業を通じて市場に介入する「国家資本主義」⁵からの転換とルール遵守を迫るというのが、米国の描くシナリオである。

勿論、中国がハードルの高いTPPに今すぐ参加する可能性は低い。しかし、韓国、台湾、タイ、フィリピン、インドネシアなど、APEC加盟国が次々とTPPに参加し、中国の孤立

が現実味を帯びるようになれば、中国は参加を決断するだろう。TPPへの不参加が中国に及ぼす不利益（貿易転換効果と呼ぶ）を無視できないからだ。しかも、表1が示すように、FTAAPの実現によって最も大きな利益を受けるのは、これを提唱した米国ではなく中国なのである。

表1 TPP、RCEP、FTAAPの経済効果

(2025年のGDP増加額、カッコ内は増加率、単位10億ドル、%、07年基準)

	TPP12	TPP16	RCEP	FTAAP
米国	76.6 (0.38)	108.2 (0.53)	-0.1 (0.00)	295.2 (1.46)
日本	104.6 (1.96)	128.8 (2.41)	95.8 (1.79)	227.9 (4.27)
中国	-34.8 (-0.20)	-82.4 (-0.48)	249.7 (1.45)	699.9 (4.06)
韓国	-2.8 (-0.13)	50.2 (2.37)	82.0 (3.87)	131.8 (6.23)
ASEAN	62.2 (1.67)	217.8 (5.86)	77.5 (2.08)	230.7 (6.20)

(注) TPP12は現在の交渉参加国、TPP16は韓国、タイ、フィリピン、インドネシアが参加。

(資料) P.A.Petri, M.G.Plummer, ASEAN Centrality and ASEAN-US Economic Relationship, East-West Center, 2014より筆者作成。

2013年9月上海に設立された「中国自由貿易試験区」は、中国が選択肢の一つとして将来のTPP参加の可能性を強く意識し始めていることの表れだろう⁶。さらに、2008年から交渉中で合意の可能性も見込まれる米中投資協定(BIT)も、中国にとってはTPP参加のための布石と言える。米国がどこまで譲歩するか、BITを通じて探りを入れているように見える。

5. TPPとRCEPをめぐる米中の角逐

しかし、その一方で、TPPによる中国包囲網の形成に警戒を強める中国は、対抗策としてRCEPの実現に動いている⁷。RCEPはTPPに比べると自由化のレベルは低いが、中国やインドを含むルールづくりの枠組みとして大きな意義を持つ。ASEAN経済共同体(AEC)や日中韓FTAの交渉とも連動しながら、RCEPの交渉が行われている。

2011年11月のASEAN首脳会議でASEANが打ち出したのが、RCEP構想である。ASEANは、同年8月の日中共同提案を受けて、膠着状態にあったASEAN+3とASEAN+6の2構想をRCEPに収斂させ、ASEAN主導で東アジア広域FTAの交渉を進めようとしている。

中国は、そうしたASEANの野心を承知の上で、ASEANをRCEPの議長に据え、ASEAN+6の枠組みにも柔軟な姿勢をみせた。米国が「アジア回帰」を打ち出し、安全保障と経済の両面でアジア太平洋地域への関与を強める中で、米国に対抗するにはASEANを自陣営につなぎ留めておくことが欠かせないと考えたからだ。もちろん、中国の本音は、黒子として

RCEPの操縦桿を握るというものである。

2012年11月の東アジアサミットで、RCEPの交渉開始が合意された。これを受けて、RCEP交渉は2013年5月に開始、2015年末までの妥結を目指した。しかし、RCEPは同床異夢の感が拭えず、関税撤廃も自由化率の目標設定という入口で躓くなど、交渉はまだまだ紆余曲折がありそうだ⁸。

アジア太平洋地域における経済連携の動きは、米中による陣取り合戦の様相を呈し始めた。米中の角逐が強まる中で、TPP、RCEPの動きが、同時並行的に進行しつつあるが、注意しなければならない点は、その背景に「市場経済対国家資本主義」という対立の構図が存在していることである。中国は、TPP交渉を横目で見ながら、国家資本主義の体制を維持しながらRCEPの交渉を進めようとしている。

6. ASEANの懸念：TPPは危険な誘惑か

ASEANは、「ASEAN中心性（centrality）」を確保することによって、東アジア広域FTAの中にASEANが埋没しないようにしてきた。AECの実現を打ち出す一方、「ASEAN+1」FTAを周辺6カ国との間で締結したのも、ハブ&スポーク・システムのハブとしての地位を固めることによって、東アジア広域FTAの構築においてASEANが「運転席に座る」ことを目指したためであった。

ところが、TPPの浮上によって、経済連携の力学が大きく変わりつつある。広域FTAの重心が東アジアからアジア太平洋地域にシフトし、米国主導の流れが強まっている。このため、TPPの実現で経済連携の主導権を米国に奪われ、ASEANは「周辺化」してしまうのではないかと警戒し始めている。

さらに、ASEAN諸国の一部によるTPP参加で、ASEANの求心力が弱まると危惧する声も上がっている。ASEANではすでにシンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシアがTPPに参加しているが、TPP大筋合意後、タイやフィリピン、インドネシアも参加の意思を表明した。ASEAN諸国のTPP参加は、対米輸出における自由化のメリットや、生産ネットワークを拡げる外国企業の誘致のほか、対中依存からの脱却、米国との関係強化といった政治的理由も背景にある。

他方、APECに加盟していないミャンマー、ラオス、カンボジアは、すべてのTPP参加国がAPEC非加盟国の参加を認めなければTPPに参加できない。ASEAN事務局は、TPPによってASEANが参加組と非参加組に二分されることの影響を懸念している。

このため、求心力の低下を恐れたASEANは、2015年末のAEC発足に向けた取り組みを強化するとともに、東アジアの広域FTAとして自らが主導するRCEPを提案した。RCEPに

はASEAN10カ国が全部参加する。

そうしたなか、補完的かそれとも競争（代替）的か、TPPとRCEPの関係に俄かに注目が集まっている。今後のTPP拡大にとってASEAN諸国の参加は必要条件だが、RCEPを警戒する見方は米産業界に多い。RCEPがTPPと比べ参加国に求める自由化レベルが低いため、ASEAN諸国がTPPよりも楽なRCEPの方に流れてしまうのではないかと懸念している。このため、米国では、中国包囲網の完成のためTPPへのASEAN諸国の取り込みに腐心している⁹。

7. APECの新たな争点：北京ロードマップ

APECは、2010年の首脳宣言「横浜ビジョン」によって将来的にFTAAPの実現を目指すことで一致しているが、TPPルートかそれともRCEPルートか、さらに、両ルートが融合する可能性があるのか否か、FTAAPへの具体的な道筋についてはいまだ明らかでない。

このため、2014年11月のAPEC北京会合では、FTAAP実現に向けたAPECの貢献のための「北京ロードマップ」策定が主要課題となった¹⁰。議長国の中国は、首脳宣言にFTAAP実現の目標時期を2025年と明記し、具体化に向けた作業部会の設置も盛り込むよう主張した。

しかし、FTAAPをTPPの延長線に捉えている日米などがTPP交渉への影響を懸念し強く反対したため、FTAAPの「可能な限り早期」の実現を目指すこととどまり、具体的な目標時期の設定は見送られた。

他方、作業部会については、TPPやRCEPなど複数の経済連携を踏まえFTAAPへの望ましい道筋についてフィージビリティ・スタディ（実現可能性の研究）を行い、その成果を2016年末までに報告することとなった¹¹。ただし、研究報告の後すぐにAPEC加盟国がFTAAP交渉に入るわけではない。研究とその後の交渉は別というのが、日米の立場だ。

習近平国家主席は、北京ロードマップを「歴史的一歩」と自賛した。しかし、米国の横車によって、ロードマップはすっかり骨抜きにされた感は否めない。

FTAAPのロードマップ策定についての提案は、中国の焦りの裏返しと見ることができる。TPP交渉に揺さぶりをかけるのが真の狙いだったようだ。TPP交渉が妥結すれば、FTAAP実現の主導権を米国に握られ、下手をすれば中国は孤立する恐れもある。そこで、TPP参加が難しい中国は、TPP以外の選択肢もあることを示し、ASEANの「TPP離れ」を誘うなど、TPPを牽制した。

FTAAPへの具体的な道筋について、中国としては米国が参加していないRCEPルートをFTAAP実現のベースにしたいのが本音だ。どのルートかでFTAAPのあり方も変わってくる。

中国がFTAAP実現を主導するかぎり、国家資本主義と相容れない高いレベルの包括的なメガFTAは望めそうもない。

8. 新通商秩序と日本の役割：アジア太平洋の懸け橋

2015年11月マニラでAPEC首脳会議が開催された。「北京ロードマップ」の採択からちょうど1年、TPPかRCEPか、再びFTAAP実現の道筋をめぐる米中の主導権争いが繰り広げられた。

首脳宣言ではFTAAP実現に向けた取り組みの強化が確認されたものの、TPP大筋合意によるTPP参加の流れを止めたい中国が、TPPの文言を盛り込むことに反対、その是非をめぐる激しい応酬があった。結局、「TPP交渉の大筋合意を含む域内FTAの進展と、RCEP交渉の早期妥結を促す」といったTPPとRCEPの両方に言及する形で決着した。

FTAAPの実現を視野に入れながら、当面はTPPとRCEPの2つのメガFTAがしのぎを削る形となろう¹²。FTAAP構想をめぐる米中が対立する中で、日本はどのように対応すべきか。

グローバルなサプライチェーンの効率化を進める日本企業にとって、TPPとRCEPとの間で各分野のルールが異なるというのでは困る。「スパゲティ・ボウル」とも呼ばれる貿易システムの分極化は放置できない。TPPとRCEPの間でルールの調和が不可欠である。FTAAPのインキュベーターであるAPECをその調整の場として活用すべきだろう。

日本は地政学的な利点を生かして、アジア太平洋地域において重層的な経済連携を展開している。TPPとRCEPの両方に参加する他の諸国と協力して、APECにおいてTPPとRCEPをFTAAPに収斂させることができる立場にある。日本は「アジア太平洋の懸け橋」としての役割を目指すべきだ。

TPPとRCEPが融合してFTAAPが実現すれば、サプライチェーンの効率化と国際生産ネットワークの拡大が進み、アジア太平洋地域に新たな成長力が生まれる。日本に求められているのは、アジア太平洋地域における新たな通商秩序の構築に向けてイニシアティブを発揮することである。米中の狭間で埋没しかねない日本の存在感を高める又とない好機ではないか。

注

- 1 APEC (2010)。
- 2 Baldwin (2011)。
- 3 誤算は、ニュージーランドが医薬品での譲歩と引き換えに、日米やカナダに乳製品の大幅な輸入拡大を要求し、強硬姿勢を崩さなかったことだ。
- 4 上院共和党のマコネル院内総務は、ワシントンポスト紙とのインタビューで、米大統領選前に TPP 法案の承認はしないとの考えを示した。「日本経済新聞」2015年12月12日付。
- 5 市場原理を導入しつつも、政府が国有企業を通じて積極的に市場に介入するのが国家資本主義。米国は、中国政府が自国の国有企業に民間企業よりも有利な競争条件を与え、公正な競争を阻害していると厳しく批判している。
- 6 自由貿易試験区は2015年には広東省、福建省、天津市など4カ所に拡大している。
- 7 その他、TPPに対抗して中国の習近平国家主席は、アジアから中東、欧州につながる経済・貿易協力の枠組みとして、「一带一路」(シルクロード経済帯、21世紀海上シルクロード)と呼ばれる経済圏構想を提唱した。中国主導による AIIB の設立も、一带一路構想によるインフラ整備を資金面から支えるのが狙いと見られる。
- 8 一時、自由化に消極的なインドを外す先行合意案も浮上した。
- 9 ASEAN の TPP 参加を促すための支援の枠組みとして、2012年11月、米 ASEAN 首脳会議で、米・ASEAN 拡大経済対話 (Expanded Economic Engagement) イニシアティブ (別名、E3 イニシアティブ) が採択された。なお、2016年2月に米国カリフォルニアで米 ASEAN 首脳会議を開催することになったが、オバマ政権には TPP に ASEAN の非参加組を取り込む狙いもある。
- 10 APEC (2014)。
- 11 2016年の APEC ペルー会合で FTAAP に関する研究成果が報告されるが、米中が共同議長を務めるような報告書に、明確な道筋の提示は期待できないだろう。
- 12 Petri and Plummer (2012) は、今後、FTAAP の雛型となるルールをめぐる TPP と RCEP の競争 (contest of templates) が激しくなると見ている。

参考文献

- 石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著 (2015) 『FTA 戦略の潮流：課題と展望』文眞堂。
- 馬田啓一 (2013) 「TPP と新たな通商秩序：変わる力学」石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純編著『TPP と日本の決断』文眞堂。
- 馬田啓一 (2014) 「TPP 交渉とアジア太平洋の通商秩序」日本国際問題研究所『国際問題』No. 632。
- 馬田啓一 (2015) 「TPP とアジア太平洋の新通商秩序：課題と展望」石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹編著『メガ FTA 時代の通商戦略：現状と課題』文眞堂。
- 馬田啓一 (2015) 「ポスト TPP の米中関係と世界経済秩序の行方」国際貿易投資研究所『フラッシュ』No. 253。
- 浦田秀次郎・21世紀政策研究所編著 (2012) 『日本経済の復活と成長へのロードマップ：21世紀日本の通商戦略』文眞堂。
- 木村福成 (2012) 「TPP と 21世紀型地域主義」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本の TPP 戦略：課題と展望』文眞堂。
- 菅原淳一 (2013) 「アジア太平洋の経済統合と TPP」山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著『アジア太平洋の新通商秩序：TPP と東アジアの経済連携』勁草書房。
- 渡邊頼純 (2014) 「メガ FTA の潮流と日本の対応」石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編著『TPP 交渉の論点と日本』文眞堂。
- APEC (2010), Pathways to FTAAP, 14 November 2010 (外務省「FTAAP への道筋」2010年11月14日)。

APEC (2014) , The Beijing Roadmap for APEC' s Contribution to the Realization of the FTAAP (外務省「FTAAPの実現に向けたAPECの貢献のための北京ロードマップ」2014年11月11日。) .

Baldwin, R. (2011) , “21st Century Regionalism: Filling the Gap between 21st Century Trade and 20th Century Trade Rules,” Centre for Economic Policy Research, Policy Insight, No. 56.

Petri, A.P and M.G. Plummer (2012), “The Trans-Pacific Partnership and Asia-pacific Integration: Policy Implications,” Peterson Institute for International Economics, Policy Brief, No.PB12-16, June.

第4章 米国外交と国内政治における TPP

三浦 秀之

はじめに

東アジアにおける広域 FTA が検討されるなかで、超大国である米国は東アジアの地域制度構築に関与していなかった。米国にとって東アジア地域との唯一の接点である APEC（アジア太平洋経済協力会議）で 1999 年に EVSL（早期自主的分野別自由化）協議が頓挫して以降、地域的枠組みの中での貿易自由化の希求は低下していった（三浦，2011）。元通産審議官の畠山襄は、米国は地理的に東アジアに属していないため東アジア FTA への米国の参加は難しくなるとの見方を示していた（畠山，2007：3）。しかし、日本と中国により広域 FTA をめぐる検討が推進されるようになると、米国はこの動きから排除されていることに懸念を示し始めた。実際、2006 年 8 月、クアラルンプールで開催された ASEAN+3 経済閣僚会合の際、日本の二階経済産業大臣が CEPEA を提案したことを受け、米国が東アジア地域から外されていたことを「二階ショック」と称し、米国の外交政策に与えた影響は大きかったことが窺える。この問題を重視したワイルダー NSC アジア上級部長が先頭となって対策を練り、マハリック APEC 担当大使のアジア諸国訪問が活発化した（『日本経済新聞』2006 年 11 月 12 日）。結果的に、2006 年 11 月にベトナムで開催した APEC 首脳会談で、米国は、差別的で法的拘束力を持つ APEC 加盟国 21 か国による市場統合を目指す FTAAP を提案した。寺田はこうした状況を、APEC において長らく標榜されてきた域内自由化を域外にも適用する「開かれた地域主義」が実質上、「閉じられた地域主義」とも称せられる地域統合規範にとって代わられたと論じている（寺田，2011）。FTAAP が提案されてからも、いかにその道筋をつけるかという方向性は示されていなかったが、こうしたなかで、2010 年以降、新たな地域統合の動きが新たな FTA 形成のダイナミックな動きを引き起こしている（石川，2012：82）。2008 年に米国が FTAAP に至る道筋として TPP を利用することを決定し、2010 年 3 月、米国が加わったアジア太平洋の初めての広域 FTA 交渉である TPP 交渉が開始された。TPP 交渉開始後も各国の利害調整および米国国内政治は困難を極めたが、2015 年 10 月 15 日、ついに TPP 交渉は大筋合意を迎えた。本章では、米国外交における TPP を概観し、その後、TPP をめぐる米国の国内政治を考察する。

1. 米国外交における TPP

米国は、2000 年代初頭、東アジアで起こっていた地域経済統合の流れに対して比較的

無関心であった。その理由として、東アジア地域主義が結果重視ではなく過程重視であること、特に拘束力のない緩やかな統治方法である ASEAN ウェイで主導された組織運営に対する米国の期待が薄かったことにある（モリソン，2009）。また、アジアにおける中国の影響力が拡大する一方で、米国は、イラクやアフガニスタンなどにおける対テロ戦争に忙殺されていたことも一因である（Chin and Stubbs, 2011）。そうした中で、東アジア地域では、米国をメンバーとしない EAFTA と CEPEA の議論が着実に進んでいた。米国の関与できない地域経済統合が東アジアで確立し、国家主導的経済システムを推進する中国がアジアにおける覇権を握ることで、米国が締め出されることに懸念が高まった（馬田，2012）。ここにきて、米国政府内で、パワー・トランジションを念頭におき、国際制度・地域制度の行方を検討するようになる（大矢根，2012a）。

2006年11月、ブッシュ政権は、ベトナムで開催された APEC 首脳会議で FTAAP を追求する方針を表明した。そこには、東アジアにおける影響力の低下のみならず WTO ドーハ・ラウンドが遅々として進展せず、政権末期で中南米諸国との FTA の審議が進まないことに憂慮した、USTR（米国通商代表部）の意向が反映されていた（Inside U.S. Trade, 26 September 2006）。FTAAP に向けた動きはすぐに動く気配はなかったが、2008年、ブッシュ政権は、FTAAP に至る道筋として、2005年にシンガポールなど APEC 加盟4か国（P4）が調印した既存の FTA（TPP の前身）に参加する意向を議会に示した¹。P4FTA への参加決断は、アジアで芽生え始めた貿易の枠組みからはじき出されるのを避けたいという強い意志の表れであった（ソリース，2013：30）。ただしブッシュ政権の任期終了が間近であったため、具体的な交渉は民主党から選出されたオバマ政権に委ねられることになった。2008年9月、バラク・オバマ大統領は、議会で既存の加盟国と交渉を進める意思を示した²。既に4か国間で形成された市場は小さく、米国が、それら市場への関心が高いわけではなく、広域 FTA、すなわち FTAAP への布石と考えられた。なにより、TPP は、オバマ政権が追求しているアジア太平洋地域における外交上の関与という、より大きな戦略の一環といえる（ソリース，2013：31）。

米国が TPP に関心を示した後、2008年11月、ペルーにおける APEC 閣僚会議後に、豪州、ペルー、ベトナムも参加を表明した。そして2009年11月、オバマ大統領は、日本における演説で、広範な加盟国と高水準の地域協定の形成を目標として、TPP 交渉に参加すると表明した（White House, 2009）。TPP は、2010年3月に、P4 に、米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた8か国で第1回交渉を開始した。2010年10月に、ブルネイで開催された第3回交渉では、マレーシアが交渉に参加した。この結果、2010年までには、APEC の目標とする FTAAP の形成に至る道として、中国の提唱する ASEAN+3、日本の提案し

た ASEAN+6 と並んで TPP が浮上した。2011 年 11 月、ハワイで開催された APEC 首脳会議では、日本、カナダ、メキシコが TPP 交渉参加協議の意思表示を行なった。2012 年 10 月にメキシコとカナダが交渉に参加し、2013 年 7 月に日本が第 18 回交渉会合に参加し現在 12 か国で交渉が進められている。

TPP は、他に規定がある場合を除いて、発効と同時に他の締約国の原産品に対する全ての関税を撤廃することを原則としている。さらに、TPP は、極めて包括的な協定であり、物品の貿易、サービス貿易、電子商取引、競争、税関手続き、投資、貿易の技術的障害と衛生植物検疫、政府調達、知的財産権など、世界貿易機関（WTO）の枠組みを超えた規定がなされている。米国は、高水準の貿易自由化かつ広範な分野で進められている TPP を「21 世紀型」と表現し、TPP を通じて、アジア太平洋地域における新たな貿易ルールづくりを展開しようとしている。中国のような国家主導的な経済運営が各国の支持を集めることを憂慮した米国は、TPP による中国包囲網を形成し、最終的に投資や知的財産権、政府調達などで問題の多い中国にルール順守を迫る狙いがある（馬田，2012）。

米国は、2005 年 9 月にロバート・ゼーリック国務副長官が「責任あるステークホルダー」という概念を示し、米国と中国が対等のパートナーとして国際的責任を果たすべきだとする、いわゆる G2 論に基づく対中政策がオバマ政権発足当初に専門家によって論じられた（Bergsten, 2009）。しかし 2010 年頃になると、中国がしばしば強硬な方針を示すようになり、米国もより強い態度で牽制する場面が増え対中政策を転換した。結果的に、オバマ政権は、2011 年 11 月頃から、アジアへの「ピボット（旋回）」ないし「アジア太平洋地域に重心を置いてバランスをとる」といった言及をし始め、アジア太平洋地域への米国の関与を拡大・強化しようとする姿勢を鮮明に打ち出した。オバマ大統領が、オーストラリア議会で行った「オバマ・ドクトリン」と呼ばれる演説では、米国のアジア再関与政策の基本にある考え方を、「米国は太平洋国家である。米国はアジア太平洋の平和と安定のために、日本、韓国における軍事的プレゼンスをはじめとして地域協力機構にも関与する」、また、「自由、公平で開かれた国際経済システムの維持・発展を目指す。TPP はそのモデルとなる」と論じた（White House, 2011）。白石は、この演説の要諦は、「安全保障においても、通商においても自由で、公平で、透明度の高い、開かれたルール作り、制度作りを提唱するもので、その意味で、米国におけるリベラル・リアリズムの伝統を継承したものと考えた方がよい」と論じている（白石・カロライン，2012：30）。2012 年には、「米国のグローバル主導権の維持」という方針を発表し、米国が、経済的衰退や財政赤字を踏まえつつも、アジア太平洋で米国以外の国が地域的覇権を確立する事態を防ぐことを目標に掲げた（大矢根，2012b）。結果的に、中国の経済的台頭に伴いパワー・トランジション

ンが生じるなかで、米国は、TPP における貿易ルールづくりを主導することで域内における通商秩序構築に関与するとともに、戦略的ポジションを確保することで、中国の政治的行動を抑止することを標榜していると考えられる。そうした背景のなかで、TPP 交渉が 2015 年 10 月 15 日に大筋合意を迎えた。

2. 米国の TPP をめぐる国内政治

米国における TPP をめぐる国内政治を考察するにあたり、従来「ファスト・トラック (fast track)」と呼ばれた TPA (Trade Promotion Authority、貿易促進権限) の存在が重要になる。TPP 交渉を妥結する前提として TPA 法案を可決することがオバマ政権において最重要課題となった。2015 年 6 月 24 日に米国議会上院が TPA 法案を可決したが、議会通過に長い期間を要している。本節では、なぜ TPA 法案を可決するのにこのように時間を要したのか考察していく。

米国では、明確に行政府と立法府が分かれており、外国との通商に関する取り決めを定めるのは議会だとされている。関税、輸入税などを賦課し、徴収する権限や諸外国との通商を規制する権限は議会に与えられている。全ての立法権は議会に付与されており、日本の内閣提出法案のように行政府が法案を提出することはない。そのため、大統領は、関税交渉を始めとした通商交渉を行う権限を憲法上有していない。議会では、上下両院それぞれで法案の審議が行われ、法案の審議過程では所管委員会および本会議ともに多くの修正が行われる。修正の結果、最終的に上下両院で法案が異なった場合、両院協議会により再修正が行われる。本会議で法案の審議を行うかどうかは、それぞれ上下両院の多数党側指導者（上院では院内総務、下院では議長）の意向に大きくゆだねられている。両党の政治的駆け引きによっては、本会議で審議すらできない可能性がある。

TPA が大統領に付与された場合、大統領は他国との通商交渉によって合意した FTA などの通商協定案について、通常の法案審議とは異なる手続きを受ける。第 1 に、通商協定案は通常の法案審議とは異なる迅速な手続きを受けることになる。大統領が通商協定案を議会に提出すると、議会は一定期間内（過去の TPA では全体で 90 日）に審議を終えて採決することが必要になる。第 2 に、通商協定案への議会の関与を確保するための諸規定が設けられている。まず、通商交渉の諸目的が TPA を付与する法律に明記されており、大統領がフリーハンドで交渉できないようになっている。次に、大統領は他国との交渉に入る 90 日前などに議会へ通報することが必要とされ、また、議会の関係委員会などとの協議を行うことが求められている。

2014 年に行われた米国中間選挙の後、マコネル上院院内総務は、オバマ・マコネル会

談を行い「通商協定が議会に送付されることを切望している」という考えを表明し、共和党主導の議会の成果とすることに意欲を示した。上院は共和党が 100 議席中 54 議席を占めていたが、下院共和党では数十名の保守系共和党議員が TPP 合意を 2016 年大統領選挙後と主張し反対していた。そのため、共和党だけでも可決することは難しく、貿易推進派民主党議員の協力を得る必要性があった。しかし、基本的にオバマ政権を支持する与党民主党の大半の議員は TPP とその前提となる TPA 法案に反対を示していた。民主党は支持基盤が労働組合や地場産業が中心であり、クリントン政権時代に成立した北米自由貿易協定 (NAFTA) によって米国経済や雇用が悪化したという意識が民主党議員を中心に認識され、貿易自由化を進める TPP に対して反発していた。以上の理由から、議会における TPA 法案の可決は困難が予測されていた。

従来、米国の政党は緩やかな組織であり、個々の議員に党議拘束が強いかからないため、たとえ分割政府 (divided government) の政治状況であったとしても、交差投票 (cross voting) の形で、重要法案の可決が可能である。党議拘束がなく、各議員が地元有権者や支持基盤などの声を踏まえた態度をとる傾向がある。オバマ大統領は与党民主党に対して TPA 法案への賛意を要請していたが、民主党議員の大半が反対を示しオバマのリーダーシップ低下が露呈した。

議会で通商課題を所管する委員会は、上院財政委員会、下院歳入委員会であった。両委員会では多数党からの委員長および少数党筆頭理事の 4 人の意向が大きな影響を及ぼす。TPA 法案の審議では、ハッチ上院財政委員長 (共和党)、ライアン下院歳入委員長 (共和党)、ワイデン上院財政委員会筆頭理事 (民主党) などが中心となり議論が進められた。ワイデンは「労働者の権利及び環境に関する基準が貿易協定の核になる」と論じ、TPA 法案に民主党側の優先事項が反映されたことを強調していた。

TPA 法案をめぐる米国議会

4 月 22 日	上院財政委員会	可決 (賛成 20、反対 6)
4 月 23 日	下院歳入委員会	可決 (賛成 25、反対 13)
5 月 12 日	上院本会議、審議入り	否決 (賛成 52、反対 45) 上院における審議入りには 60 票必要
5 月 21 日	上院本会議審議入り	打ち切りの動議可決 (賛成 62- 共 48、民 14) (反対 38- 民独 32、共 5、無投票共 1)
5 月 22 日	上院本会議	可決 (賛成 62、反対 37) 民主党の賛成を得るため TAA とセット

6月11日	下院本会議採決決定（賛成 217、反対 212）
6月12日	下院本会議 TPA 可決（賛成 219- 共 191、民 28）（反対 211- 共 54、民 157） TAA 否決（賛成 126- 共 86、民 28）（反対 302- 共 158、民 144）
6月15日	下院 TAA 再採決期限を7月30日に延期
6月18日	下院 TPA と TAA を切り離し、TPA を本会議で可決（賛成 218、反対 208）
6月23日	上院 TPA 単独の審議打ち切り動議可決 （賛成 57- 共 44、民 13）（反対 37- 共 6、民 31）
6月24日	上院本会議 TPA 可決（賛成 60- 共 47、民 13）（反対 38- 共 7、民 31）
6月24日	上院本会議 TAA 可決（賛成 76- 共 30、民 44、無 2）（反対 22- 共 22）
6月25日	下院本会議 TAA 可決（賛成 286- 共 111、民 175）、反対 138（共 132、民 6）
6月29日	オバマ大統領 TPA/TAA を署名

参照（各種報道から筆者作成）

上院では共和党議員 54 人のうち保守派が TPA 法案に反対を示す一方で、民主党は TPA 法案の賛成派の議員は 13 人であり、動議採択には民主党の賛成派の取りこぼしは許されなかった。そこで5月の上院の TPA 法案の審議では、共和党指導部が民主党の TPA 賛成派の求めに応じて、民主党が成立を目指していた TAA（Trade adjustment assistance, 貿易調整援助）法案を TPA 法案と一括審議というプロセスが選ばれた。TAA とは外国からの輸入増加等により失業した労働者に就業支援を行うプログラムを指し、現在の TAA が 2015 年 9 月末で失効するため、民主党は更新を求めている。この進め方は上院では奏功し、TPA 法案と TAA 法案のセットは審議打ち切り動議を賛成 62 票で採択、法案も同じ票数で可決された。

12 日の下院本会議では TPA 法案自体は僅差で可決されたが、同法案に束ねられた失業者への財政支援措置を柱とする貿易調整援助 TAA 法案が否決された。採決の直前には下院民主党のトップのペロシ院内総務が TAA 法案と TPA 法案の両方への反対を初めて明言したことにより、多数の民主党議員が TAA 法案に反対できる土壌ができた。共和党の大半の議員も反対したことから、同法案は大差で否決された。一括法案のため TPA 自体の取り扱いも暗礁に乗り上げ、新たな打開策を模索する必要性に迫られた。当初、共和党も下院でもう一度 TAA の再採決に臨み、最短の時間で TPA 法案と一緒にオバマ大統領のもとに送る道を探ったが、与党・民主党が態度を硬化させたまま TAA の過半数を確保するメドが立たない状況となり、共和党指導者のバイナー下院議長は、TPA と TAA を分離し、優先順位の高い TPA を独立した法案として両院で再可決する方針へ転換した。TPA は可決されているが、

単独法案に書き換えるのに伴い、内容はほぼ同じであっても改めて採決する必要があった。結果的に、米議会下院は18日、TPA法案を再採決し可決した。上院の民主党のTPA賛成派の13人の中から反対に転じる議員が出ることに懸念が生じていたが、結果として上院のTPA法案の23日の審議打ち切り動議の採決も24日の法案の採決も、民主党の13人はそろって賛成し60対38の賛成多数で可決した。24日のTAA法案の審議打ち切り動議も賛成85で採択されたことから、共和党指導部のTAA法案への賛成の呼び掛けに多くの同党議員が応じ、25日の上院のTAA法案が可決した。下院のTAA法案の審議と採決では、下院民主党のペロシ院内総務がTAA法案に賛成すると発表したことで、下院において25日、TAA法案を賛成多数で可決した。オバマ大統領が求めてきた両法案の上下両院通過が実現したことで、オバマ大統領の署名を経てTPP妥結の前提となる重要法案が上下両院でひと通り可決された。

しかし、TPAを踏まえたTPP交渉をする必要があった。共和党は農業（農産物に関する各国の関税削減・撤廃、非関税障壁の削減・撤廃）と知的財産権（バイオ医薬品のデータ保護期間、特許権、著作権をはじめとする知的財産権の保護強化など）を強調し、民主党は、労働・環境（労働や環境に関する拘束力のある基準・規制の導入、国際基準の順守）、自動車（米国産自動車に関する外国の貿易障壁の撤廃、日本などからの輸入拡大による雇用喪失の懸念など）と人権の尊重を強調した。また、両党の関心分野として、通貨・為替（貿易を歪曲する不当な外国の為替操作に反対）、農業（カナダ・日本の乳製品市場のアクセス改善）などがある。そして、2015年ついにTPP交渉が大筋合意を迎えた。

3. まとめ

TPPが大筋合意に至ったことにより今後の最大の課題は議会における批准過程となる。オバマ政権がTPAとTAAを獲得していたとしても、現段階では批准過程における米国議会からの承認がきわめて難しいことが予測される。ここでは最後に批准法案がいつ議会で審議されるのかについて検討したい。批准法案の提出は、政府が議会に署名意思を通知し、TPA法に沿って90日後に協定への署名が済めば可能である。従って、法案が提出される段階では、可決される算段がついていることが必要である。支持がおぼつかない状態で無理に提出すれば、否決されたり、議会が審議を無期限延期したりといったことも起こり得る。

ここではいくつかのシナリオを考えることができる。まず、2016年初頭に米国が国内政治を調整し批准するシナリオである。この場合、オバマ政権の明確な意思が必要であり、共和党からの協力と上院におけるリーダーシップが必要となる。2つ目の選択肢として、

レームダック会期のときである。レームダック会期は、11月8日の大統領選挙と議会選挙の後に起こり、レームダックでは限られた法案だけに対応できるのである。還元すると、オバマ大統領にとっての TPP の位置づけがどれくらいなのか重要な視点となる。第3に、次期大統領選挙の行方である。誰が次期大統領（共和党政権、民主党政権）になるのか、共和党、民主党どちらが下院・上院の多数党になるかなどが課題となる。今後、TPP がいかなる進展を遂げるかは、米国議会の批准の行方が問題となることが考えられる。

注

- 1 2002年のメキシコのロス・カボスで開催した APEC 首脳会議において、シンガポール、ニュージーランド、チリの3ヶ国は、TPP の前身となる、太平洋3ヶ国経済緊密化パートナーシップ (3CEP) 交渉を開始することで合意した。P3CEP の交渉は、2003年9月にシンガポールで開始した。2005年4月に、韓国済州島で行われた最終交渉においてブルネイも参加し、TPSEA として合意した。
- 2 米国は、この時点で、既にシンガポールとチリとは FTA を結んでいた。

参考文献

- Chin, Gregory and Richard Stubbs (2011) “China, Regional Institutional Building and the China-ASEAN Free Trade Area”, *Review of International Political Economy*, 18 (3), pp. 277-298.
- Fred Bergsten, “Two’s Company,” *Foreign Affairs*, Vol. 88, No. 5 (September/October 2009).
- White House, Office of the Press Secretary (2009) “Remarks by President Barack Obama at Suntory Hall, Suntory Hall, Tokyo, Japan, November 14, 2009. “The United States will also be engaging with the Trans-Pacific Partnership countries with the goal of shaping a regional agreement that will have broad-based membership and the high standards worthy of a 21st century trade agreement.”
- White House (2011) “Remarks By President Obama to the Australian Parliament,” November 17, 2011.
- 石川幸一 (2012) 「TPP と東アジアの地域統合のダイナミズム」『季刊 国際貿易と投資』Autumn 2012, No. 89。
- 馬田啓一 (2012) 「TPP と東アジア経済統合：米中の角逐と日本の役割」『季刊 国際貿易と投資』Spring 2012/No. 87。
- 大矢根聡 (2012) 「東アジア・アジア太平洋地域制度とパワー・トランジション—台頭する中国をめぐる地域制度の重層的空間」『日米中関係の中長期的展望』日本国際問題研究所、平成 24 年 3 月。
- 西山隆行 (2013) 「米国オバマ政権とアジア太平洋戦略」『日米中新体制と環太平洋経済協力のゆくえ』アジア太平洋研究所。
- 白石隆・ハウ・カロライン (2012) 『中国は東アジアをどう変えるか— 21 世紀の新地域システム』中公新書。
- ソリース, ミレヤ (2013) 「エンドゲーム— TPP 交渉妥結に向けた米国の課題」『国際問題』No. 622 (2013 年 6 月)。
- 寺田貴 (2011) 「日米の APEC 戦略と TPP : 「閉じられた地域主義の幕開け」『海外事情』。
- 寺田貴 (2013) 『東アジアとアジア太平洋』東京大学出版会。
- 畠山襄 (2007) 「アジア FTA の新時代と日本の課題」『ワセダアジアレビュー』、第 2 号、早稲田大学アジア研究機構。

三浦秀之（2011）「APEC の EVSL 協議過程と日本の対応 - 日本に戦略はなかったのか」『早稲田大学アジア太平洋研究科論集』。

モリソン, チャールズ（2009）「アジア太平洋地域協力と APEC の将来に関する米国のもう一つの展望」『国際問題』第 585 号。

第5章 中国のFTA戦略と一帯一路戦略

江原 規由

はじめに

2015年は、中国のFTA戦略推進上極めて重要な年となった。すなわち、以下に代表される新たな発展の機会を得た一方、新たな課題への対応にも迫られた。

中国FTA戦略の新たな発展の機会と課題への対応(2015年)

- 習近平国家主席、李克強國務院総理の積極外交の展開
 - 習近平国家主席の海外訪問はほぼ週1ペース。訪問先は「一帯一路」沿線国が主。
- 「一帯一路」戦略の進展
 - 関係国・地区は60余カ国・地区。公式文書で「一帯一路」FTAの構築に言及
- 伙伴关系（パートナーシップ）の構築が活発化
 - 2015年時点、中国との伙伴关系（戦略伙伴关系）の構築を宣言したのはイラク。
- AIIBの設立
 - 「一帯一路」戦略あつてのAIIB、AIIBあつての「一帯一路」戦略との認識
- ロシア・ウファ会議の開催
 - 中国のFTA戦略推進上、歴史に残る会議
- 中韓FTAおよび中豪FTAの発効
 - 影響が最大のFTAと先進国との初のFTA
- ACFTA(中国－ASEAN FTA)昇級版構築で進展
 - 成果文書「ACFTAおよびその一部合意の改定に関する議定書」に署名
- 日中韓首脳会談の再開
 - 3年半ぶりに再開した日中韓首脳会談で日中韓FTAが主要課題
- シンガポールでの中国大陸と台湾の66年ぶりの歴史的握手
 - 経済、文化、社会など各分野の交流・協力の拡大・深化で合意
- 中国－ジョージア（旧グルジア）FTA交渉開始
 - 中国最新のFTA交渉
- TPPの大筋合意

1. 中国のFTA戦略のロードマップとバイブル

2014年11月、中国がホスト国となった北京APECが開催され、「地域経済統合の進展」、「包括的なコネクティビティ(連結性)及びインフラ開発の強化」等について議論が行われた。このうち、地域経済統合について、FTAAPの実現に向けたロードマップが策定され、共同研究を実施することが合意(2016年末までに報告)された。

(1) 中国のFTA戦略のロードマップ

2015年5月、国務院はFTA戦略のロードマップともいふべき、「対外貿易競争力の向上に向けた若干の意見」(以下、『意見』)¹を公布した。

『意見』によれば、中国は多角的貿易体制が国際貿易発展の要点であるとの立場でFTA戦略の実施を早め、FTAの貿易および投資の促進作用を発揮させるとしている²。

対外貿易競争力の向上に向けた若干の意見の要点(FTA戦略関連部分)

- ①中韓FTA(2015年6月合意、同12月発効)、中豪FTA(同前)の調印を早める。
- ②ACFTA昇級版を積極的に促進する。
- ③日中韓、RCEP、湾岸協力会議(GCC)、中国－イスラエル、中国－スリランカ等とのFTA交渉を推進する。
- ④FTAAP建設を着実に進める。
- ⑤そのほかの経済貿易パートナー国・地区とのFTA交渉を適時開始する。
- ⑥香港、マカオとの経済一体化を強力に推進する。
- ⑦兩岸(中国－台湾)経済貿易協力の制度化を引き続き推進していく。

さらに、『意見』では、“一帯一路”沿線国・地区とのFTA構築(下記)を積極化すること、および、周辺国・地区との関係を軸に“一帯一路”に輻射する世界的高水準のFTAネットワークを早急に形成させるとしている。この点は、中国のFTA戦略における最大の視点である。

表1 「一帯一路」戦略

<p>習近平国家主席が2013年9月（カザフスタン）と10月（インドネシア）で提唱</p> <p>主旨：沿線国・地区のインフラ整備をテコにウインウインの『運命共同体』の構築</p> <p>範囲：アジア太平洋地域、ユーラシア、欧州、アフリカの一部含む60余カ国・地区</p> <p>一帯：陸のシルクロード、一路：海上シルクロード</p> <p>経済規模（2013年）：GDP：約21兆ドル（世界全体の29%）、人口：44億人（同63%）</p> <p>中国との貿易総額（2014年、以下同じ）：1.12兆ドル（中国の貿易総額の約26%）</p> <p>中国からの直接投資額：125億ドル（中国の対外直接投資の10%強）</p> <p>中国の対外工事請負営業額：643億ドル（同営業額の45%強）</p> <p>「一帯一路」戦略を提唱した中国側の事情：人民元の国際化、外貨準備の有効活用、国内過剰設備の軽減など</p> <p>その他：改革開放の対外発展版、雁行型経済発展の継続版、新型大国関係構築への布石、欧州への隘路なき通商交易路の確保（欧州との経済交流時間の縮小）など</p>
--

筆者作成

この『意見』のFTA関連部分は、同年3月開催された『两会』³で、李克強国務院総理の行った『報告』でも指摘されていることから、『意見』は、中国のFTA戦略の核心に触れたものといえる。

（2）中国のFTA戦略のバイブル

さらに、2015年12月には、国務院は中国のFTA戦略のバイブルというべき「FTA戦略の実施を早めることに関する若干の意見」（以下、『FTA意見』）を公布している。この『FTA意見』は、5月に公布された『意見』に基づいた包括的内容となっている。

『FTA意見』の構成は、1. 総合要求（指導思想、基本原則、目標任務〈短期、中長期〉）、2. FTA建設布局の更なる優化、3. 高水準FTAの構築、加速化、4. 保障システムの健全化、5. 支持メカニズムの完備、6. 組織実施強化の6部構成となっている。

5月に公布された『意見』では、中国のFTA戦略の方向を具体的に指摘しているが、『FTA意見』では、FTA戦略の意義が中心となっている。そんな中で、「一帯一路」戦略だけが名指しで今後のFTA構築の対象として強調されているところが注目される。

『FTA意見』で「一帯一路」戦略に関する説明部分は、1の「総合要求」、および、2の「FTA建設布局の更なる優化」のところであるが、特に、「総合要求」の①指導思想、②基本原則、③目標任務のすべての項目中で取り上げられていることは、中国のFTA戦略上、「一帯一路」FTAの構築がいかにかに要であるか、を如実に物語っている。

『FTA意見』における「一帯一路」戦略に関する記述

①指導思想のところで言及されている部分

「一帯一路」と国家の対外戦略を密接に結びつけ～中略～周辺国・地区に足場を築き「一帯一路」に輻射する世界的高水準のFTAネットワークを早急に形成させる。

②基本原則のところで言及されている部分

FTAなど各種区域貿易協力に全面的に参加し、周辺国・地区、「一帯一路」沿線国・地区、および産能合作重点国・地区と地域経済集団とのFTAを重点的に構築する。

③目標任務のところで言及されている部分

中長期：隣国・地区、「一帯一路」沿線国家および5大陸重要国家を含むグローバルなFTAネットワークを構築する。

④FTA建設布局の更なる優化のところで言及されている部分

「一帯一路」FTAを積極推進する。周辺のFTA建設と連携させ、かつ国際産能合作⁴を推進し、積極的に「一帯一路」沿線国家とのFTAの構築を図り、「一帯一路」大市場を形成させ、「一帯一路」を「自由通行の道」、「ビジネス・交易の道」、「開放の道」とする。

2. 中国のFTAネットワーク

FTA戦略は中国の対外発展戦略の要となっている。すなわち、中国共産党第17回全国代表大会（党17大、2007年10月開催）でFTA構築が国家戦略に格上げされ、党18大（2012年11月開催）で同戦略の加速化が決定、さらに、党18大3中全会（2013年11月開催）および同5中全会（2015年11月開催）で周辺諸国・地区を基礎としグローバルな高水準のFTA網を構築することが党と国家の方針とされた。

（1）23カ国・地区・組織が関係する中国のFTAネットワーク

2015年12月現在、中国が締結しているFTAは14で、23カ国・地区・組織が関係している。このほか、交渉中、研究中、研究準備中を含めた中国のFTA網は表2のとおり。

表2 中国が締結・関係しているFTA関係国・地区・組織（2015年12月現在）

締結済 (14国・地区・組織)	ASEAN、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ペルー、コスタリカ、パキスタン、スイス、アイスランド、香港／マカオ（CEPA）、台湾（ECFA）、韓国、オーストラリア
交渉中	日中韓、スリランカ、湾岸協力会議（GCC）、ノルウェー、RCEP、“ASEAN + 1”昇級版、“パキスタン第二段階、ジョージア（旧グルジア）
研究中	インド、イスラエル、コロンビア
研究準備	EU、カナダ、BRICS、中央アジア、一帯一路

中国投資 2015年4月号などから筆者が加筆作成

中国FTA構築における若干の特徴

中国－ASEAN FTA (ACFTA)：中国初のFTA交渉相手。交渉開始は2002年で、8年の歳月を経て2010年にACFTAが正式に構築された。ASEANは2015年に経済共同体として発足しているが、中国はACFTA昇級版の構築を目指している。現在、ACFTAは中国のFTA戦略における核心的位置にある。

中国－チリ FTA：最速合意のFTA。中国は南米でのFTA締結に積極的な姿勢にあるが、中チFTAはその先駆けとなった。チリは、南米で真っ先に中国と国交を樹立、さらに、世界で初めて中国を市場経済国に認定するなど、中国の対南米外交上、経済交流上、重要な国である。

中韓 FTA：影響が最大のFTA。韓国にとって中国は最大の貿易パートナー国。中国のGDPを1～2%引き上げる効果があると予測されている。

中国－ニュージーランド FTA：先進国との初のFTA。

中国－スイス FTA：初めて知的財産権関連項目が含められたFTA。

中国－アイスランド FTA：欧州国家との初のFTA。

中国－ジョージア (旧グルジア) FTA:最新のFTA交渉開始(2015年12月)。中国はジョージアにとって第3位の貿易相手国、第2位の輸出国。

図1 中国が関係するFTA網

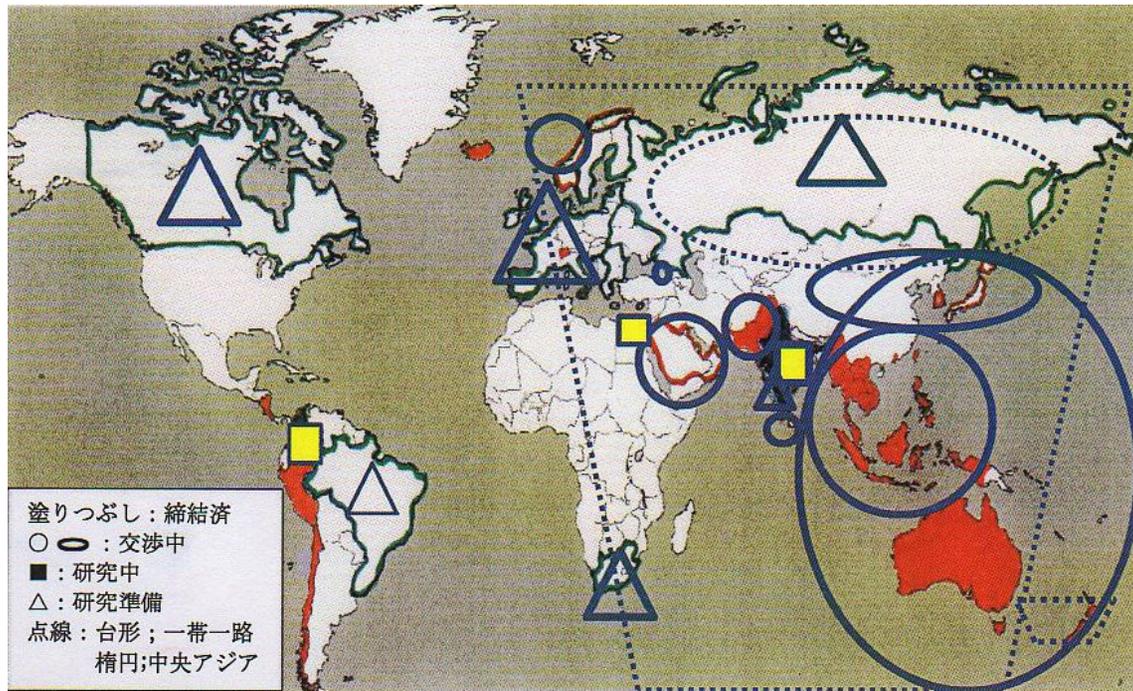


表2に基づき筆者作成

(2) FTAAPと「一帯一路」FTAが中国のFTA戦略の要

『意見』、李克強総理の「政治工作会議」での報告、『FTA意見』、これまでのFTA網構築の経緯などから見て、中国のFTA戦略はほぼ2点に絞ることができる。一つは、FTAAP構築において主導的地位を確保すること、もう一点は、「一帯一路」戦略を積極推進し新たな経済圏の構築（FTA）を主導することである。

前者については、中国は、表2「中国が締結・関係しているFTA関係国・地区・組織」の『交渉中』にリストアップされている8つのFTAの中で、RCEP、日中韓FTA、“ASEAN + 1 (ACFTA)” 昇級版の合意を早めることが先決との姿勢にある。

後者については、習近平党総書記・国家主席が2014年12月の中共中央政治局第19回集団学習会で行った次の発言が注目に値する。（人民網－人民日報 2014年12月7日より 訳文は筆者）。

“全体的積極的に一帯一路沿線国・地域とのFTAを構築し、中国と沿線国との協力緊密化を図り、一層の利益融合を図らなくてはならない”

（人民網－人民日報 2014年12月7日より 訳文は筆者）

筆者の知るかぎり、中国の首脳が「一帯一路」FTAの構築に直接言及したことを公にした報道は、これが初めてである。『意見』や『FTA意見』で、中国のFTA戦略は、“周辺国・地区との関係を軸に「一帯一路」に輻射する世界的高水準のFTAネットワークを早急に形成させる”としているのも、中国の最高指導部が、「一帯一路」FTAの構築をFTA戦略の最重要事項としていることを受けたものとみることもできよう。「一帯一路」は、世界最長の経済回廊であり、かつ、カバーエリアと経済規模において、現在交渉中のいずれのメガFTAも凌駕している。

現時点、経済発展段階、宗教、民族、価値観などが複雑に異なる国・地区でFTAを構築するのは、多国間、双務間のFTAを問わず、非現実的とする見方が少なくないが、中国は、新たな発想に基づいた「一帯一路」FTA構築に向けた準備を着々と進めている。このことについては後述する。

3. FTAAP へのプロセス

中国のFTA戦略の当面の核心とされるFTAAPにおけるリーダーシップの発揮、および、新たな経済圏としての「一帯一路」戦略の推進について、中国はどう対応し、世界はどう反応しているのだろうか。

(1) 中国が想定するFTAAPへのプロセス

2015年10月、中国不在のTPPが大筋合意に達し、中国の反応に世界の関心が集まった。中国は、TPPがFTAAPの構築に向けたプロセスとして、対外的にはこれを歓迎する態度を示している。

TPP大筋合意に対する中国の見解

“中国は、アジア・太平洋地域で成立した自由貿易協定、または交渉が進行中の自由貿易協定は、TPPも含め、すべてアジア・太平洋地域の貿易投資の自由化と円滑化、さらに地域の一体化を促進し、経済発展を推進する重要なルートであり、世界経済の持続可能な発展の促進に貢献するとの見方を一貫して示し、たびたび主張してきた。中国は世界貿易機関(WTO)のルールに合致し、アジア・太平洋地域の経済一体化促進にプラスになる制度の建設には等しく開放的な態度で臨む。中国はTPPがこの地域の他の自由貿易の枠組と相互に促進しあい、アジア・太平洋地域の貿易投資や経済発展に向けてともに貢献することを願う”

商務部(商務省)の高虎城部長発言(人民網 2015年10月9日)

さて、そのFTAAPを実現するためのプロセスとして、中国では4つのルートが想定されている。即ち、

- ① TPPを中心とするルート：先進エコノミーに適している。
- ② RCEPを中心とするルート：融通性が高く、経済発展状況の異なる各エコノミーの現状に適している。
- ③ TPPとRCEPを融合させるルート：RCEPとTPPのメンバーの協議により新たなFTAを構築する。
- ④ TPPとRCEP以外のエコノミーも考慮に入れ、新たにルールを作る。

このうち、中国の選択肢はRCEPでの大筋合意を早め、「RCEPを中心とするルート」が本音といえるが、現実的には、「TPPとの融合ルート」でリーダーシップを発揮することも想定し、その道筋を模索している、と考えられる。

その理由は、中国がTPP大筋合意直後にとったFTA構築に向けた積極的姿勢に顕著である。すなわち、2015年11月、中国とASEANは、中国－ASEAN自由貿易協定（ACFTA）の昇級版（アップグレード）交渉⁵の成果文書およびその一部合意に関する議定書に署名⁶した。

中国側の説明によると、ACFTA昇級版は、“ACFTAをより充実し、完備、補充、向上させたもので、経済貿易協力関係の深化・開拓に向けた双方の共通の願いと現実的なニーズを反映している。今回の交渉では主に、双方の貨物貿易の発展をより一層促進するため、原産地規則と貿易便利化措置のアップグレードを行った”という。中国は、ASEANをRCEPの核として関係強化に努めてきている。この議定書の署名は、RCEPの早期合意によりFTAAPの構築で自らの存在を高めたいとする中国にとって、大きな第一歩となったといえる。

（2）FTAAPへのカギはRCEP

なお、発展途上国を自認する中国は、“RCEPは新興および発展途上国・地区の発展や利益主張を反映しており、将来のアジア太平洋地域の一体化において大きなカギとなる”との認識にある。その本音は、ハードルの高い参加条件を前提とする、例えば、TPPに比べ、参加条件が緩やかなRCEPは発展途上国を中心とするより多くの国・地区の参加が得られやすく、時代のニーズにも合っている、ということである。中国には、「まず、できると

ころから、あるいは、できる分野で構築し、それから、レベルアップさせればよい」という考え方が根強く存在している。この点は、中国が提唱して一年余りで成立したAIIBについてもあてはまる。RCEPとTPPの参加条件に折り合いが見つかることが、融合ルートでのFTAAPへのカギとなるのは言うまでもない。

また、2015年11月、韓国のソウルで3年半にわたって中断されていた第6回日中韓首脳会談が開催され、これに出席した李克強國務院総理が、“日中韓FTAの構築を加速させることが首脳会談の『最重要案件』になる”としたのも、FTAAP構築に向けた中国の積極的な姿勢表明であり布石であるとみられる。

総じて、ACFTA昇級版に関わる議定書の署名、中豪FTAおよび、中韓FTAの合意（2015年6月）、さらに、日中韓首脳会談で日中韓FTA交渉の推進が主要課題となったことは、中国の意図するFTAAP構築にとって追い風となったといえる。

4. 中国の特色あるFTA構築

「一帯」と「一路」の両方に跨る沿線国・地区は少なくないが、「一路」のかかなりの版図を占めるアジア大洋州地域では、中国のFTA網に入る国・地区が多く、それに対し「一帯」では限られている。ただ、「一帯」には地域協力の『枠組み』(図2)が少なくない。中国は、「一帯一路」戦略を提起して以来、こうした『枠組み』との関係強化に積極的に取り組んでいる。

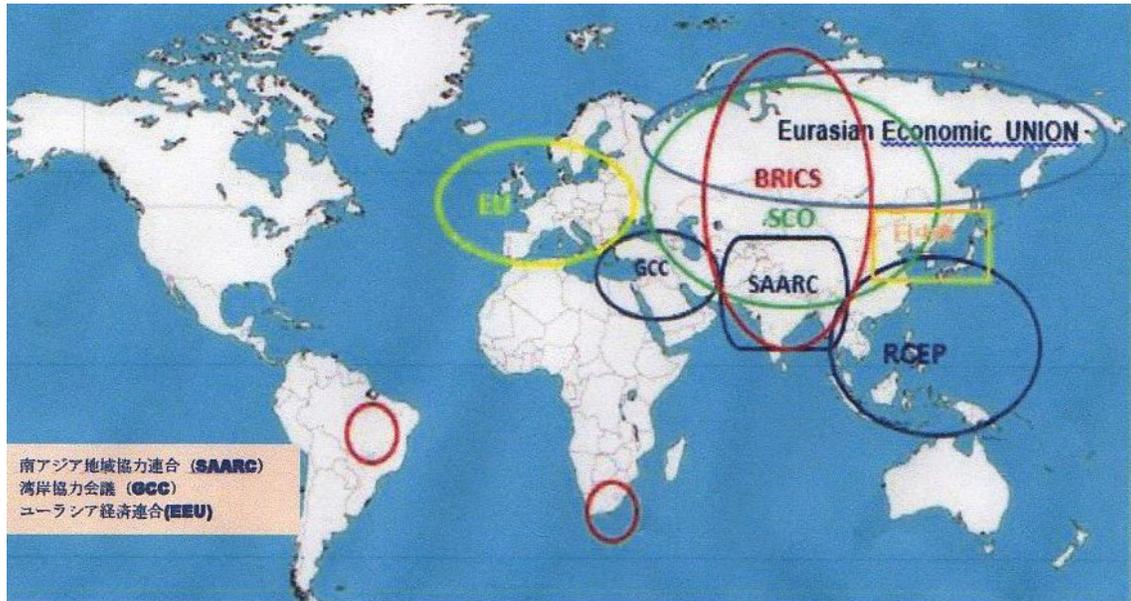
そうした中国の姿勢を後押ししたのが、2015年7月、ロシアのウファで開催された第7回BRICS首脳会議と第15回SCO首脳会議である。

(1) 一帯一路戦略の基礎固めとなった「ウファ」会議

SCO会議では、2025年までの発展戦略が審議・採択されたほか、パキスタンとインドを正式なメンバーとすることが承認され、BRICSの拡大が決まった。同時に、ベラルーシをオブザーバー国へ、アゼルバイジャン、アルメニア、カンボジア、ネパールを対話パートナー国とした。SCOは、インド洋と東南アジアをもカバーエリアとすることになったわけである。これを称して、習近平は“新勢力加盟でSCOの各領域における協力の新たな原動力となる”と歓迎の意を表している。中国は、特殊な蜜月関係にあるパキスタンと、アジアの大国であるインドをSCOに取り込んだことで、SCOでのプレゼンスを高めたといえる。

また、BRICS首脳会議では、BRICS新開発銀行を始動させることになり、7月21日、上海でその開業式典が行われている。BRICS加盟国のうち、ブラジルと南アフリカは、「一帯一路」沿線国ではないが、両国に足場を構築することは、中国の対外発展戦略上、また、

図2 一帯一路沿線の地域協力の枠組み



筆者作成

将来的に、「一帯一路」戦略をさらに国際化する上でも重要な布石となる。因みに、2014年、ブラジルで開催された BRICS 首脳会議で、トルコ、メキシコ、インドネシア、ナイジェリアなどの新興国が、BRICS にパートナー参加する意向を示したとされている。「一帯一路」戦略の飛び地（国・地区）は拡大する方向にあるといえる。

（2）一帯一路戦略と欧州

「一帯」と「一路」の行く先は欧州である。「一帯一路」には、沿線国・地区との互聯互通（コネクティビティ）を強化し、沿線上の地域協力の『枠組み』との疎通を図ることで欧州との経済交流を時間的距離を縮めるねらいもある。中国と EU はともに対外貿易と対外直接投資の主要相手国である。特に最近、こうした両地の経済交流は拡大の方向にある。「一帯一路」戦略には、中国の装備製造業を中心とする直接投資の拡大、先進国（欧州）企業と連携・投資して沿線国・地区のインフラ整備などを行う国際産能合作⁷など中国と欧州との新たな経済交流を拡大させる新たな可能性が秘められている。

加えて、首脳同士の交流も活発化している。例えば、2015年10月、訪英した習近平国家主席に対する熱烈歓迎ぶり、その訪英からわずか半月の間に、オランダのアレクサンダー国王、ドイツのメルケル首相、フランスのオランド大統領の相次ぐ訪中などをみると、中国と欧州間には新たな関係が構築されつつあることがみてとれる。

また、この訪英に先立つ3ヵ月前、中国・EU 首脳会議に出席するため訪欧した李克強総理は、ブリュッセルの欧州理事会本部でトゥスク EU 大統領、ユンケル欧州委員長と中国・

EU首脳会議を行った折、「協力の新天地を切り開き、『一帯一路』、『国際産能合作』などの提案を欧州投資計画と効果的に連結させ、互聯互通（コネクティビティ）の強化を推進し、第三国市場を共同開発する」と強調している。「一帯一路」戦略は、中国と欧州の関係強化を狙う中国の思惑に十分応えつつあり、これに欧州も積極的に反応していることが分かる。

欧州との経済交流の拡大・緊密化は、中国にとって TTIP への牽制になるとみる識者は少なくない。TTIP は TPP に比べ中国経済への影響は大きいとみられる。「一帯一路」戦略の『一帯』は TTIP へ、『一路』は TPP へ向けられたそれぞれ「一本の矢」とみることも出来よう。

5. 新たな発想に基づいた FTA 構築

中国の FTA 戦略は、当面は、FTAAP の構築で主導権を握ること、中長期的には、「一帯一路」FTA 構築のための環境を整えることにある。前者では RCEP の早期合意が、後者では「伙伴关系」の構築と発展がカギになっている。前者については、すでに論述しているので、以下では、「伙伴关系」と「一帯一路」FTA との関係につき論じることとする。

(1) 伙伴关系を軸とする FTA 構築

この“伙伴关系”は NATO 発の外交用語⁸であったが、中国の“伙伴关系”では経済交流・協力面が強調される傾向にある。その意味するところは、信頼関係にある国家（地区・組織）間で、政治、経済、科学技術、文化などの分野で協力し共同発展（ウインウイン関係）を図ることにあるとされる。

中国の「伙伴关系」には、表3の15種類ある（それぞれに意義、内容が異なる。中国と相手国・組織との関係変化により新たな「伙伴关系」に格上げされる）。世界のほぼ全域で伙伴关系を構築しており、近年、「一帯一路」関係国を中心に「伙伴关系」の構築が増えている。二国・地区・組織間関係をこれほど多様に位置づけている国は中国においてほかにはないであろう。「伙伴关系」の構築は、中国首脳の外遊時や海外要人の訪中時の首脳会談などで、「一帯一路」戦略と共に必ず主要テーマとなる。例えば、

- “習主席の訪英は成功を収め両国関係を新たなステップに推し進めた。両国は既存の「全面戦略伙伴关系」から「21世紀に向けたグローバルな全面戦略伙伴关系」を共に構築することになった”

(2015年10月、習近平国家主席との会談後に発表されたキャメロン英首相の談)

- “『長期安定、未来志向、善隣友好、包括的協力』の方針と『良き隣人、良き友人、良き同志、良きパートナー』の精神に引き続き従い、中越全面戦略的パートナーシップのたゆまぬ前進を促すことを望んでいる”

(2015年11月、ベトナムを訪問時の習近平国家主席の談)

- “インドネシアは中国との全面戦略的パートナーシップを強く重視し、中国側の支持と支援に感謝している。中国側と共に努力して、鉄道、エネルギー分野の互惠協力を推進したい”

(2015年11月、トルコで開催された第10回G20サミットに出席時、習近平国家主席と会見したインドネシアのジョコ大統領の談) など

中国による「伙伴关系」の構築は、近年際立って増えており、世界からの支持が広がっていること、首脳共同声明（協定の形式をとらず、国家の承認も必要としない、拘束力は伴わず信頼関係が軸）をもって形成されるものであり、当事国の事情、都合をより反映できる融通性があることなどから、例えば、2015年10月、難産の末ようやく大筋合意に達したTPPなど拘束力の強いFTA締結交渉などに比べ、時代の要請にかなっているところが少なくない。「一帯一路」沿線国・地区は、宗教、民族、経済の発展段階の異なる国・地区によって構成されており、利害や価値観の相違が少なくなく、共同发展の道のはそう簡単ではないが、「伙伴关系」の構築を入口として、その関係を発展（格上げ）させ、出口をFTAの構築とするということは十分考えられよう。

「一帯一路」FTAの構築では、「伙伴关系」を軸にこれまでの基準や常識にこだわらない新たな発想に基づいた『FTA』が希求されるのではないだろうか。

なお、中国と「伙伴关系」を構築していない主要国・地区（図3の白地の○表示部分）は、米国、日本およびアラビア半島と中南米の一部の国家である。

表3 中国が構築しているパートナー関係一覧表

パートナー関係の種類	国・地区など
戦略的パートナー (17)	ASEAN、アラブ首長国連邦、アンゴラ、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ポーランド、ナイジェリア、カナダ、セルビア、チリ、ウクライナ、アフリカ連合 (AU: 54カ国、世界最大の地域機関)、モンゴル、キルギスタン、カタール、アイルランド
全面戦略的パートナー (21)	EU、英国、イタリア、フランス、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、デンマーク、ペルー、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ベネズエラ、カザフスタン、インドネシア、マレーシア、南ア、アルジェリア、オーストラリア、ニュージーランド、ベルギー
戦略的パートナー (5)	アフガニスタン、韓国、インド、スリランカ、トルコ
より緊密な戦略的パートナー (1)	バングラデシュ
全面的戦略的パートナー (5)	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー
全面的戦略的協働パートナー (1)	ロシア
全天候戦略的パートナー (1)	パキスタン
全方位戦略的パートナー (1)	ドイツ
パートナー (4)	フィジー (重要協働) アルバニア (伝統協働)、 トリニダード・トバゴ、 アンティグア・バーブーダ
友好的パートナー (3)	ハンガリー、モルディブ、セネガル
全面的パートナー (7)	コンゴ共和国、ネパール、クロアチア、タンザニア、オランダ、東ティモール、エチオピア
全面的友好的パートナー (1)	ルーマニア
全方位友好的パートナー (1)	ベルギー
友好的パートナー (1)	ジャマイカ
パートナー (1)	日中韓



筆者作成

注

- 1 国務院のこと&国務院关于加快培育外贸竞争新优势的若干意见
- 2 中国は多国間貿易体制の積極的な関与者であり、擁護者であり、貢献者であったし、WTOを代表とする多国間貿易体制がグローバル貿易ルールの主軸であり、地域貿易自由化がこれを効果的に補うものであり、両者が相互に促進しあい、ともに発展することを主張してきた。中国は、WTO加盟国がグローバル経済に利益を与えてきた多国間貿易体制をやすやすと放棄することはなく、各方面がともに努力して、WTOのドーハラウンドの早期妥結を支援し、すべての参加国が共同で制定した発展目標が真に実現されることを信じている。
(商務部部長の言 一部割愛 人民網日本語版 2015年10月9日)
- 3 全国人民代表大会と中国人民政治協商会議のこと
- 4 一般的には、中国企業と先進国企業が連携して（インフラ関連分野など）第三国に投資することなど。
- 5 2013年10月の中国－ASEAN首脳会議で李克強総理がアップグレード交渉の開始を提唱。2014年8月の中国－ASEAN経済閣僚会合で交渉が開始され、4回の交渉を経て「議定書」に合意。なお、ACFTAは中国が国外と締結した初の、かつ最大のFTA（2002年の『枠組み協定』を経て2010年に正式に発効）。
- 6 議定書の署名により、“より密接な中国－ASEAN運命共同体の構築が加速し、2020年までに相互貿易額を1兆ドルに拡大する目標の実現が後押しされる”とされる。
- 7 具体的には、フランス企業と連携して英国で原子力発電所（Hinkley Point C）を共同建設するプロジェクトなど。このほか、欧州（フランス、ベルギーなど）、ロシア、ラテンアメリカ（ブラジル、コロンビア、ペルー、チリなど）、アジア・アフリカ（カザフスタン、インド、インドネシア、エチオピアなど）でも各種国際産能合作のプロジェクト実施が予定されている。
- 8 NATOと他の欧州諸国ならびに旧ソ連構成国の24ヶ国との間の信頼を醸成することを目的として構築（平和のためのパートナーシップ）。

参考文献

- 金立群 林毅夫等 『“一帯一路”引領中国』（中国文史出版社 2015年10月）
- 石川幸一 馬田啓一 渡邊頼純 『TPP交渉の論点と日本－国益をめぐる攻防－』（文眞堂 2014年6月）「第4章」
- 石川幸一 馬田啓一 高橋俊樹 『メガFTA時代の新通商戦略－現状と課題－』（文眞堂 2015年7月）第10章
- 江原規由 「中国のFTA戦略の中心へ～一帯一路（シルクロード）FTA構想」 『季刊 国際貿易と投資』 No. 101（国際貿易投資研究所 2015年9月）
- 江原規由 「21世紀海上シルクロード建設の意義とアジア太平洋地域の共同発展」 『季刊 国際貿易と投資』 No. 99（国際貿易投資研究所 2015年3月）
- 江原規由 「中国の新たな発展戦略：『一帯一路』発展戦略と『伙伴关系』の構築」、『Think Asia－アジア理解講座』第6回講演記録』（霞山会 2015年3月）

第6章 アジア太平洋地域の貿易投資構造

—国際産業連関表から見る経済関係—

柳田 健介

はじめに

アジア太平洋諸国の貿易投資を通じた相互依存関係はますます深まっている。1990年代以降、東アジアにおける飛躍的な国際生産ネットワークの発展により、各国間での生産工程の分割化や中間財の取引等を通じての経済関係の結びつきが強くなっている。また同時に、各国間の相互依存関係の「相関図」というものは静的 (Static) なものではなく動的 (Dynamic) に目まぐるしく変化し続けている。こうした動きを加速化させている大きな要因のひとつは情報通信技術 (ICT: Information Communication Technology) の発達・普及や技術革新の進展であり、産業・貿易・投資構造の動的変化は、以前と比較して早いスピードで進行している^{1,2}。当然のことながら、貿易投資を通じた「実質の経済統合」の移り変わりが、「制度の経済統合」である各国の通商政策を巡る経済戦略的な見方に大きな影響を及ぼすため、その構造と中身についての確に把握することが重要である。本章では、OECD/WTOの「国際産業連関表 (Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables)」を用いた分析を中心にアジア太平洋地域の貿易投資構造と各国間の経済関係を俯瞰して捉えることを目的としている。

1. アジア太平洋地域の貿易投資構造

(1) 経済・貿易成長のトレンド

「アジアの世紀」の再来と称されるように、アジア太平洋地域では新興国を中心に高い経済成長を続けており、世界経済の成長のエンジンとなっている。表1は、1995年から2014年までの各地域のGDP、一人当たりGDP、輸出・輸入の年成長率を5年間の平均で示したもので、過去20年間のトレンドを把握することができる。APEC経済全体を見ると、1997-98年のアジア通貨危機 (AFC: Asian Financial Crisis)、2008-09年の世界金融危機 (GFC: Global Financial Crisis) が起きた期間では成長率は鈍化したものの、基本的には全期間に亘って世界経済の平均を上回る高成長を続けた結果、経済規模と貿易量が、20年前と比較して、それぞれ1.7倍と3.0倍に拡大した。その中でも、牽引役となっているのがAPEC中所得国グループの新興諸国である。

経済成長に関しては、APEC高所得国グループでは、トレンドにさほど大きな変化がないのに対して、APEC中所得国グループは1995年以降、継続して成長を加速化させた。世

界金融危機が起きた2005年以降の期間においても、平均成長率を落とすことなく、それぞれの期間で年平均5.7パーセント、6.0パーセントの成長を達成している。内訳を見ると、2005年以降、中国が年平均10パーセントのGDP成長率を記録している他、ベトナム、ペルー、インドネシア、フィリピン等が高成長を続けている。また、APEC加盟国ではないが、インドが中国に次いで年平均7.7パーセントの高成長率を記録しているのも特筆すべきである。この事は、域内における高所得国と中所得国の経済レベル格差が収斂(Convergence)に向かっていることを示している。

貿易に関しては、1995～2004年の期間において、APEC経済全体でも極めて高い貿易成長率を記録した。その中でも、APEC中所得国グループの成長率は際立っており、中国を筆頭とした「ファクトリー・アジア(世界の工場)」が台頭した証左と言える。この期間は、世界的に見ても、貿易が飛躍的に拡大した時期であり、WTO(2013)のレポートによると、経済成長率の約2倍の貿易成長率を記録したことが示され、冷戦終結に伴う旧社会主義国での経済改革、貿易コスト・障壁の低下、国際生産ネットワークの進展等が主な理由として挙げられている。2005年以降の期間では、世界金融危機や欧州債務危機による欧米先進国市場の輸入需要減少の影響を受け、APEC経済でも、特に輸出が大幅に減速した。輸出に比べて、輸入への影響が軽微なのは、特に東アジアにおいて中間財輸入が占める割合が大きいことと、経済成長に伴い、消費マーケットとして最終需要が拡大してきたことなどが理由として考えられる。

表1 経済・貿易成長率のトレンド (1995-2014年)

(単位：年平均、パーセント)

		1995-1999	2000-2004	2005-2009	2010-2014
APEC 高所得国 グループ	GDP 成長率	3.1	3.9	2.5	3.1
	一人当たり GDP 成長率	1.8	3.0	1.4	2.2
	輸出成長率	7.1	6.8	2.5	4.4
	輸入成長率	6.1	8.2	4.5	7.0
APEC 中所得国 グループ	GDP 成長率	4.2	4.7	5.7	6.0
	一人当たり GDP 成長率	2.4	3.2	4.3	4.7
	輸出成長率	9.1	10.3	6.6	8.1
	輸入成長率	7.3	10.5	7.1	8.8
欧州連合 (EU)	GDP 成長率	2.7	2.3	0.9	1.0
	一人当たり GDP 成長率	2.5	2.0	0.6	0.8
	輸出成長率	7.4	5.7	2.2	4.9
	輸入成長率	8.2	5.4	2.2	3.8
世界	GDP 成長率	3.2	3.0	2.2	2.8
	一人当たり GDP 成長率	1.7	1.7	1.0	1.6
	輸出成長率	7.0	6.5	3.7	6.7
	輸入成長率	7.5	6.8	3.4	6.5

(注) 世界銀行の区分で、「一人当たり GNI」が、\$1,045～\$12,736 未満が中所得国、\$12,736 以上が高所得国 (2016 年度)。APEC 高所得国グループは、ブルネイ、香港、ロシア、シンガポール、豪州、カナダ、チリ、日本、韓国、ニュージーランド、米国。APEC 中所得国グループは、インドネシア、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、中国、マレーシア、メキシコ、ペルー、タイに加えて、インドを含めた。

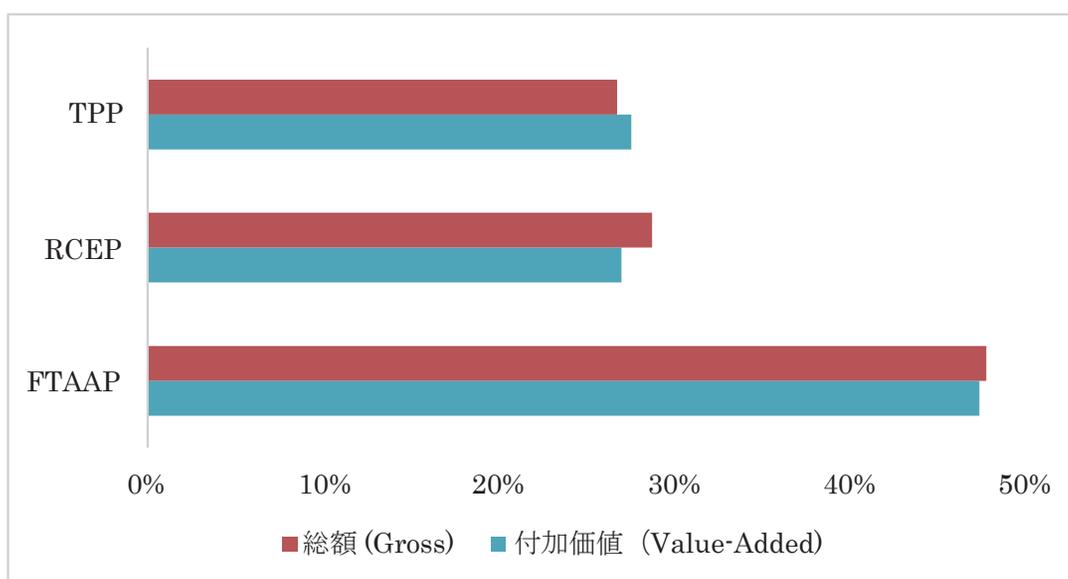
(出所) 世界銀行「World Development Indicator」(2015) より筆者作成。

(2) 貿易構造

ここでは、OECD/WTO の「付加価値貿易 (以下、TiVA: Trade in Value-Added) データベース」を中心にアジア太平洋地域の貿易構造を概観する³。アジア太平洋地域では新興諸国を中心に、経済、とりわけ貿易において目覚ましい成長を遂げてきた結果、世界貿易の中で大きなシェアを占めるようになった。図1は、TPP、RCEP、FTAAP 経済圏の世界輸出に占める輸出額の割合を示したものである。従来の貿易統計では、中間投入財の取引を二重計上してしまうため、特に国際分業が広がった今日では、総額ベースで測った貿易額が過大になる問題が深刻化する傾向にある。TiVA 指標の一つで、貿易額を付加価値ベースで測った指標を用いることで、より実態に即した貿易構造を把握することが可能となる。総額ベースで測ると、2011年時点で TPP 圏は世界輸出のうち約 27 パーセント、RCEP 圏は約 29 パー

セント、FTAAP 圏は約 48 パーセントを占めている。付加価値ベースで測ると、TPP 圏は約 28 パーセント、RCEP 圏は約 27 パーセント、FTAAP 圏は約 47 パーセントとなる。製造業の生産拠点が集中している RCEP 圏では、海外から部品や原材料等の中間財を多く輸入して加工するため、総額ベースと付加価値ベースの輸出額の乖離が大きくなる。その結果、付加価値ベースで測った時の RCEP 圏の世界輸出に占める割合は小さくなることが図から見て取れる。

図1 TPP、RCEP、FTAAP 経済圏の世界輸出に占める割合（名目値、2011 年）



(注) ① TiVA データベースでは、バプアニューギニア、バレー、ラオス、ミャンマーは含まれていない。② FTAAP は、TPP、RCEP 参加国に加えて、ロシアを含めた。

(出所) OECD/WTO 「Trade in Value-Added (TiVA)」(2015 年 10 月版) より筆者作成。

次に、中間財・最終財貿易に焦点をあてて、アジア太平洋地域の貿易構造の特徴を見ていきたい(図2)⁴。前述のとおり、1990年代以降、世界において中間財取引を通じた国際分業が飛躍的に発展してきた。図2では、全地域において中間財取引額が最終財取引額を大きく上回っていること、また2000年と2011年を比較して、中間財取引が急拡大したことが示されている。東アジア(インドを含む)について注目すると、中国を筆頭に東アジア諸国が急速に台頭したことが読み取れ、さらに同地域においても中間財取引が活発であること、とりわけ中間財輸入額の規模が大きいことが分かる。中国については、2011年時点で、中間財輸入額が最大であるのみならず、輸出額でも米国に次いで2位となっており、海外に対しての中間財の主要なサプライヤーであることが分かる。東アジア全体の貿易額では、2000年には3.14兆ドルでNAFTA諸国合計と同程度であったのが、2011年には10.96兆ドルでEU15か国(以下、EU15)合計と並ぶ規模にまで拡大している。さらに

近年、アジア新興諸国が生産拠点としてだけでなく消費市場としても注目を集めているが、最終財輸入額（最終需要）を見ると、2011年に1.34兆ドルでNAFTA諸国合計と並ぶ規模に達しており、消費マーケットとして存在感が高まってきたことを裏付けている。

続いて、各国・各地域の中間財・最終財の輸出先シェアの内訳を見たい（表2）。中間財輸出（表2、各行上段）では、東アジア域内を見ると、輸出先として中国のシェアが突出しており、全体として中国、日本、ASEAN諸国等を含むRCEP圏のシェアが大きいことが分かる。NAFTA諸国の中間財輸出は、域内が占めるシェアが高い。最終財輸出（表2、各行下段）では、NAFTA諸国、EU15等の先進国市場が占める割合が大きいですが、前述のとおり、アジア新興諸国のシェアも相当な規模にまで成長している。その結果として、東アジア諸国にとっては、日本、米国等の先進国市場を含むTPP圏の重要性は依然として高いが、RCEP圏の最終需要も同等もしくはそれ以上に拡大しており、域内依存をより強める構図へと変化している。この事は、東アジア諸国で生産された最終財が域内にて消費される、「域内三角貿易」が確立しつつあることを示している。NAFTA諸国に関しては、中間財輸出と同様に、域内が占めるシェアが高い。

最後に、同じ表2で主要国・地域の特徴について仔細を見てみたい。中国に関しては、中間財・最終財ともに、NAFTA諸国、EU15、日本が主な輸出先であり、興味深い事に、中国にとってはTPP圏への依存がより高い。日本に関しては、中間財では中国、最終財ではNAFTA諸国が最大の輸出先である。日本の輸出先として、RCEP圏が占めるシェアが中間財輸出では56.4パーセント、最終財輸出では34.9パーセントと、どちらもTPP圏のシェアを上回っている。アジア新興諸国の経済成長の趨勢を鑑みると、日本にとってのRCEP圏の重要性は将来ますます高まっていくと見られる。NIES諸国（韓国、台湾、香港）に関しては、中国への依存が極めて高く、次いでNAFTA諸国、ASEAN諸国が主な輸出先となっている。ASEAN諸国に関しては、各地域に対してバランスの取れたシェアであることが特徴的である。また、ASEAN域内に対しての輸出シェアは20パーセント未満と、NAFTA諸国やEU15の域内輸出シェアと比較すると低い水準となっている。

図2 各国・各地域の中間財・最終財貿易額（2000年、2011年）

（単位：十億ドル）

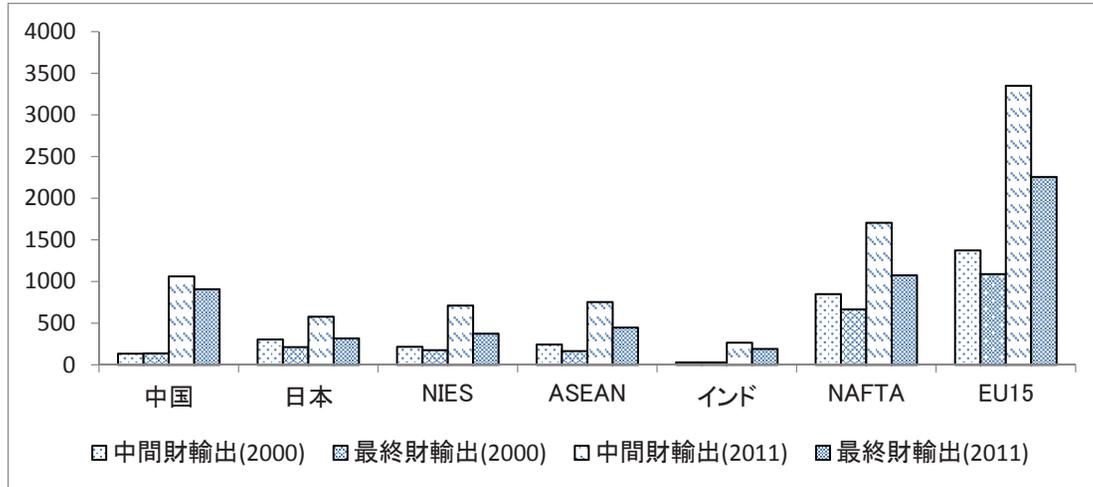
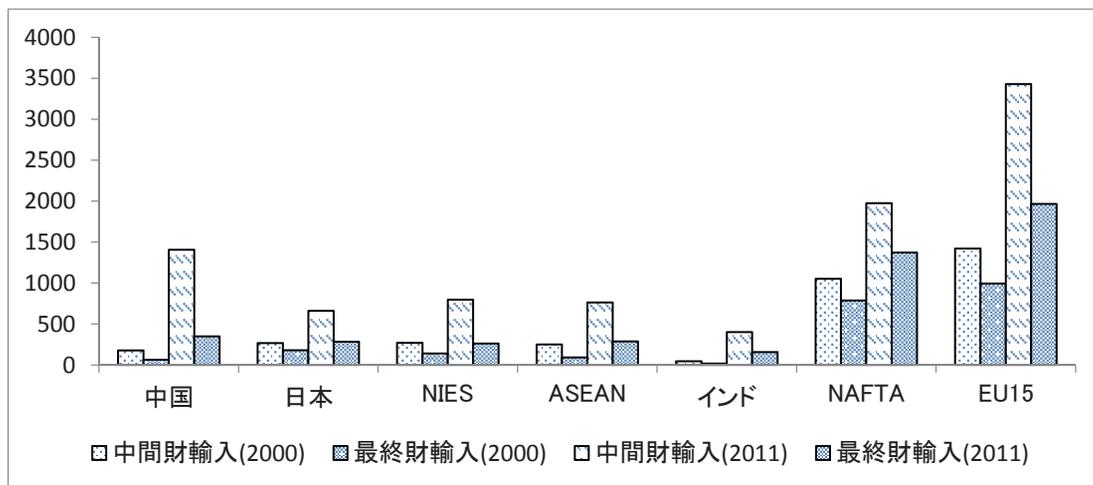


図 2.1 名目輸出額

図 2.2 名目輸入額



(注)① NIES は、韓国、台湾、香港(シンガポールは ASEAN に含む)。② EU15 は、2004年5月以前のEU加盟15か国。
 (出所) OECD/WTO「Trade in Value-Added (TiVA)」(2015年10月版)より筆者作成。

表2 各国・各地域の中間財・最終財の輸出先シェア（名目値、2011年）

（単位：パーセント）

	輸出	世界	TPP	RCEP	FTAAP	中国	日本	NIES	ASEAN	NAFTA	EU15
中国	中間財	100.0	42.7	33.1	66.3	N/A	10.1	7.3	9.3	24.7	15.6
	最終財	100.0	43.2	24.0	58.2	N/A	10.4	12.0	4.9	26.6	16.5
日本	中間財	100.0	24.0	56.4	82.5	29.7	N/A	9.5	13.3	16.2	7.9
	最終財	100.0	31.0	34.9	65.2	15.5	N/A	18.0	9.0	22.9	10.0
韓国	中間財	100.0	26.7	60.8	79.8	37.7	7.8	2.4	11.6	12.2	6.0
	最終財	100.0	31.5	37.5	59.5	16.3	7.4	3.9	7.9	17.1	8.4
台湾 / 香港	中間財	100.0	27.6	67.6	82.6	38.9	5.4	5.2	13.1	11.7	10.7
	最終財	100.0	30.2	55.2	76.2	32.2	6.2	7.0	9.6	17.2	7.1
ASEAN	中間財	100.0	39.2	68.7	82.3	18.2	14.5	5.1	19.3	9.6	8.9
	最終財	100.0	40.8	41.2	66.2	8.8	7.0	10.4	12.1	21.1	11.3
AUS/NZ	中間財	100.0	41.3	73.1	83.0	20.9	14.4	5.6	10.2	6.3	8.0
	最終財	100.0	39.5	48.0	66.2	12.0	5.2	11.0	9.5	15.0	9.7
インド	中間財	100.0	23.8	29.9	47.2	10.7	2.8	3.2	10.8	13.8	24.8
	最終財	100.0	31.1	15.0	41.7	3.5	2.0	7.0	6.0	23.6	22.1
NAFTA	中間財	100.0	62.8	17.2	75.6	6.2	3.6	2.3	2.4	56.2	13.0
	最終財	100.0	61.8	12.4	69.9	3.0	3.2	3.5	1.8	55.3	10.0
EU15	中間財	100.0	14.9	14.1	27.8	5.7	1.9	1.4	2.5	10.1	49.0
	最終財	100.0	15.7	9.6	24.1	2.9	1.7	2.1	1.6	11.5	46.2

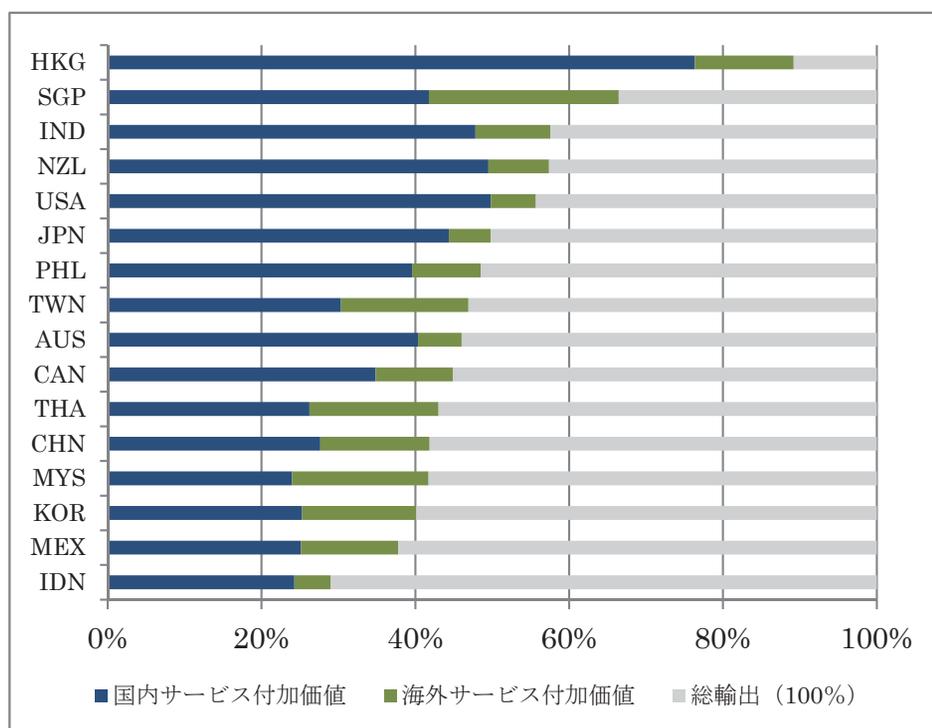
（出所）OECD/WTO「Trade in Value-Added (TiVA)」(2015年10月版)より筆者作成。

（3）貿易におけるサービス部門の重要性

先進諸国を中心に国内経済におけるサービス部門が占める割合は大きい。そして、貿易においてもサービス部門が関与する割合は高まっている。従来の貿易統計で測ると、貿易全体に占めるサービス貿易の割合は2割程度であった。これに対して、前述のTiVAデータベースを用いると、財を生産する過程でのサービス部門の投入についても把握することができるため、貿易におけるサービス部門の貢献を包括的かつ定量的に捉えることが可能となる。この事は、WTO/IDE-JETRO(2011)やOECD(2013)で、「仕事の貿易(Trade in Tasks)」という概念として定義されている。例えば、ある財の生産過程において輸送、通信、金融、保険などの様々なサービスが投入されている。従って、「仕事の貿易」という観点からは、直接のサービス貿易だけではなく、サポーティングインダストリーとしての貿易におけるサービス産業の関与が明示的となる。図3では、TiVA指標を用いて、総輸出額に体化されたサービス付加価値の割合を表している。アジア太平洋諸国でも貿易におけるサービス部門の貢献が非常に大きく、先進国を中心にサービス産業が発達している国でそのシェアが高い傾向であることが見て取れる。図には表示していないが、製造業輸出額に体化されたサービス付加価値を測ると、平均で約35パーセントとなっており、製造業輸出においてもサービス部門が大きな役割を果たしていることが分かる。政策的な含意として、輸出競争力を高める要素のひとつに、インフラとしてのサービス産業の重要性が示唆されており、またサービス供給は産業横断的に複合的であることが多い（サービスの

クラスター化)、裾野の広いサービスの自由化が重要であることが指摘されている⁵。

図3 総輸出額に体化されたサービス付加価値の割合



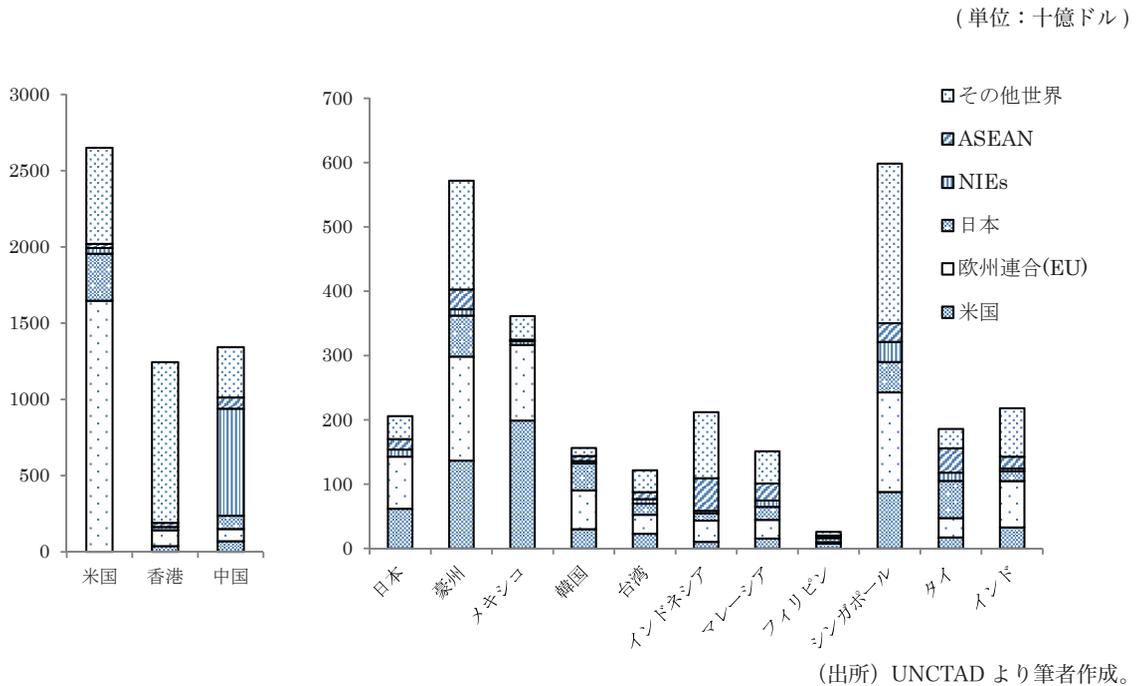
(出所) OECD/WTO 「Trade in Value-Added (TIVA)」(2015年10月版)より筆者作成。

(4) 海外直接投資

海外直接投資 (FDI: Foreign Direct Investment) は国際生産ネットワークの発展や多様化を促進する要素である。国民経済の観点からは、FDIを通じた、生産・雇用の拡大が付加価値の創出に直接貢献するほか、技術伝播によって生産性の向上に寄与することも知られている。また、いくつかの実証研究によると、FDIが貿易量を増大させるとの結果が示されている⁶。UNCTAD (2015) のレポートによると、フローでは、先進国の対内対外直接投資の伸びは頭打ちで、世界に占めるシェアは年々低下しており、2014年には対内直接投資のシェアが40.6パーセント、対外直接投資では60.8パーセントであった。その一方で、新興国の対内対外投資は成長を続けており、その中でも東アジアがFDIの規模を大幅に拡大させている。2014年には、東アジア (日本を除く) が世界に占めるシェアは、対内直接投資では31.0パーセント、対外直接投資では28.3パーセントであった。内訳を見ると、対内直接投資では、中国が世界最大の投資受入れ国となっており、域内では香港、シンガポールと続いている。対外直接投資では、近年中国が対外直接投資を急速に増やしており、香港、中国、シンガポールの順で域内最大の投資国となっている。その他の地域

については、中南米地域では対内直接投資を中心にFDIは拡大基調であり、メキシコ、チリ、コロンビア等が主な受入れ国である。また、南アジアではインドが着実にFDIを伸ばしている。図4のストックで見ると、最大の投資受入れ国は米国であり、次いで中国、香港、シンガポール、豪州、メキシコ等が主な受入れ国である。主要な投資国は先進国であり、EU、米国、日本、NIES諸国、ASEAN（主にシンガポール）等が中心となっている。新興国のプレゼンスは徐々に拡大はしているもの、ストックではまだ顕著にはなっていない。

図4 海外直接投資（ストック、2012年）



2. 国際産業連関表分析から見るアジア太平洋諸国の相互依存関係

(1) アジア太平洋域内の生産波及メカニズム

本節では、OECD/WTOの「国際産業連関表 (Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables)」を用いた「産業連関分析」を中心にアジア太平洋諸国の産業構造と経済の相互依存関係を分析する。国際産業連関表は、各国間・各産業部門間の生産と需要のリンケージを包括的に記述しており、各国間の経済活動の結びつきを詳細に捉えることを可能とする、極めて強力な分析ツールである。OECD/WTOの国際産業連関表の最新版(2015年6月版)では、対象国が拡張されて、APEC経済全域をほぼ網羅するようになり、アジア太平洋地域を総体的に分析することが可能となった。産業連関分析の基礎となるのは、「レオンチェフ逆行列」であり、これはある国である財に対する最終需要が発生した時に、その生産活動に必要な中間投入財（他国からの中間財輸入を含む）の取引を通じて、生産が波及して

いくメカニズムと、最終需要の発生による生産誘発効果を分析する手法である⁷。

表3は、レオンチェフ逆行列係数（各時点の技術・産業構造に則した生産波及メカニズムを表したもの）をもとに、2000年と2011年の各国・各地域の第一次、二次、三次産業の影響力指数と感応度指数を計算したものである。影響力指数は、最終需要増加1単位当たりの生産誘発の大きさであり、他産業に与える影響力の大きさを示している（例えば、表3.1で2000年の中国の第一次産業で最終需要1単位増加すると、2.05の生産誘発を生み出す）。感応度指数は、全世界全産業で最終需要1単位が発生した時に、自国の各産業に生じる生産誘発の大きさであり、他産業から受ける影響力の大きさを示している（例えば、表3.2で、2000年の中国の第一次産業では、全世界全産業での最終需要1単位増加すると、1.69の生産誘発が生じる）。これらの数値は、加工・分業度の高い製品を扱う産業ほど高くなる傾向があり、結果的に第二次産業（主に製造業）の数値が大きくなっている。カッコ内の数字は自国の生産誘発効果を除いて、海外の生産誘発効果を抽出したものである。

まず、全体的な傾向として、2000年から2011年にかけて、影響力指数・感応度指数の数値が高まっており、第二次産業を中心として財・サービスの生産における国際分業が一層進展し相互依存を深めていること、とりわけ東アジア諸国でその傾向が顕著であることが分かる。さらに仔細を見ていくと、各国・各地域の産業構造の違いにより、国際分業の進展の仕方がそれぞれ異なっていることが見て取れる。日本、韓国、NIES諸国の第二次産業に見られる傾向として、影響力指数では海外に対する影響力が増加し、感応度指数では海外から受ける影響力が低下している（韓国は双方で増加）。言い換えると、中間財の海外調達を増やす一方、海外への供給を減らす構造へと変化したことを示している。この動きに連動しているのが、中国の変化であり、感応度指数を見ると、海外から受ける影響力が大幅に増加（1.83→7.84）しており、これは中国の海外への中間財供給が爆発的に拡大したことを意味している。価格競争の激化により、部品供給も含めて（部品メーカーの海外展開の加速化等）、コスト最適化の国際生産ネットワークを構築する流れを反映したものだと考えられる。

また、表3からは、各国の産業がグローバル経済とどのように関係しているか、その構造を把握することができる。ここでは、中国経済について注目をしたい。影響力指数を見ると、2011年の第二次産業の生産誘発効果は3.43で最大であるが、その内訳を見ると、国内に対しての波及効果（2.88）が大部分を占めており、海外への波及効果（0.55）は比較的小さい。これは中国の第二次産業が、国内に広い裾野を有していることを示しており、国内中心の産業構造であることが分かる。従って、国内国外の最終需要増減（中国に対する）

による生産波及の影響を最も受けるのは、中国国内であることが理解できる。感応度指数については、中国の第二次産業に生じる生産誘発効果は11.65で最大であり、その内訳を見ると、国内から受ける波及効果(3.81)が比較的小さく、海外から受ける波及効果(7.84)が非常に大きい。これは、2000年から2011年にかけて、中国経済(第二次産業を中心に)がグローバル経済に深く埋め込まれるようになり、国外経済の影響を受けやすくなったことを示している。上記の観察から、中国経済は国内中心の産業構造を持つ一方、経済のグローバル化は日米等の先進経済大国を凌駕して進展しており、国外経済との結びつきが極めて深いという特徴的な経済構造を有していることが分かる。

表3 レオンチェフ逆行列係数

表3.1 影響力指数(逆行列係数列和)

	2000年			2011年		
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	第一次産業	第二次産業	第三次産業
中国	2.05 (0.14)	2.98 (0.46)	2.53 (0.20)	2.18 (0.17)	3.43 (0.55)	2.72 (0.25)
日本	1.89 (0.12)	2.34 (0.22)	1.69 (0.08)	2.17 (0.29)	2.59 (0.48)	1.75 (0.16)
韓国	1.83 (0.27)	2.82 (0.75)	1.91 (0.27)	2.20 (0.50)	3.25 (1.07)	2.19 (0.46)
台湾/香港	2.25 (0.45)	2.56 (0.71)	1.73 (0.22)	2.44 (0.71)	3.03 (1.16)	1.88 (0.39)
ASEAN1	1.81 (0.36)	2.72 (1.04)	2.08 (0.57)	1.89 (0.42)	3.02 (1.19)	2.22 (0.62)
ASEAN2	1.49 (0.15)	2.37 (0.59)	1.88 (0.31)	1.52 (0.18)	2.30 (0.55)	1.92 (0.33)
AUZ/NZ	2.00 (0.24)	2.44 (0.47)	2.03 (0.27)	2.19 (0.26)	2.48 (0.45)	1.99 (0.22)
インド	1.43 (0.05)	2.53 (0.35)	1.73 (0.14)	1.43 (0.10)	2.63 (0.72)	1.75 (0.26)
USA/CAN	2.18 (0.30)	2.38 (0.53)	1.76 (0.18)	2.16 (0.33)	2.37 (0.57)	1.76 (0.20)
メキシコ	1.68 (0.19)	2.26 (0.60)	1.54 (0.16)	1.76 (0.28)	2.25 (0.67)	1.53 (0.16)

表3.2 感応度指数(逆行列係数行和)

	2000年			2011年		
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	第一次産業	第二次産業	第三次産業
中国	1.69 (0.20)	5.01 (1.83)	2.81 (0.72)	1.92 (0.53)	11.65 (7.84)	4.92 (2.75)
日本	1.25 (0.08)	4.94 (2.81)	3.98 (1.79)	1.22 (0.05)	4.39 (2.15)	3.46 (1.28)
韓国	1.19 (0.05)	3.51 (1.22)	2.45 (0.60)	1.13 (0.03)	4.48 (1.79)	2.40 (0.58)
台湾/香港	1.13 (0.01)	2.17 (0.56)	2.91(0.47)	1.08 (0.01)	2.20 (0.48)	2.66 (0.36)
ASEAN1	1.36 (0.04)	2.16 (0.46)	1.88 (0.24)	1.36 (0.07)	2.36 (0.45)	1.99 (0.29)
ASEAN2	1.34 (0.04)	2.14 (0.30)	1.67 (0.10)	1.36 (0.11)	2.19 (0.39)	1.81 (0.18)
AUZ/NZ	1.47 (0.06)	1.94 (0.30)	2.73 (0.30)	1.50 (0.08)	1.89 (0.33)	3.10 (0.35)
インド	1.38 (0.05)	2.33 (0.27)	1.98 (0.22)	1.41 (0.11)	2.59 (0.83)	2.38 (0.71)
USA/CAN	1.48 (0.22)	4.53 (2.74)	4.71(2.45)	1.49 (0.25)	3.96 (2.24)	4.45 (2.23)
メキシコ	1.26 (0.03)	1.93 (0.24)	1.93 (0.11)	1.26 (0.04)	1.90 (0.28)	2.04 (0.12)

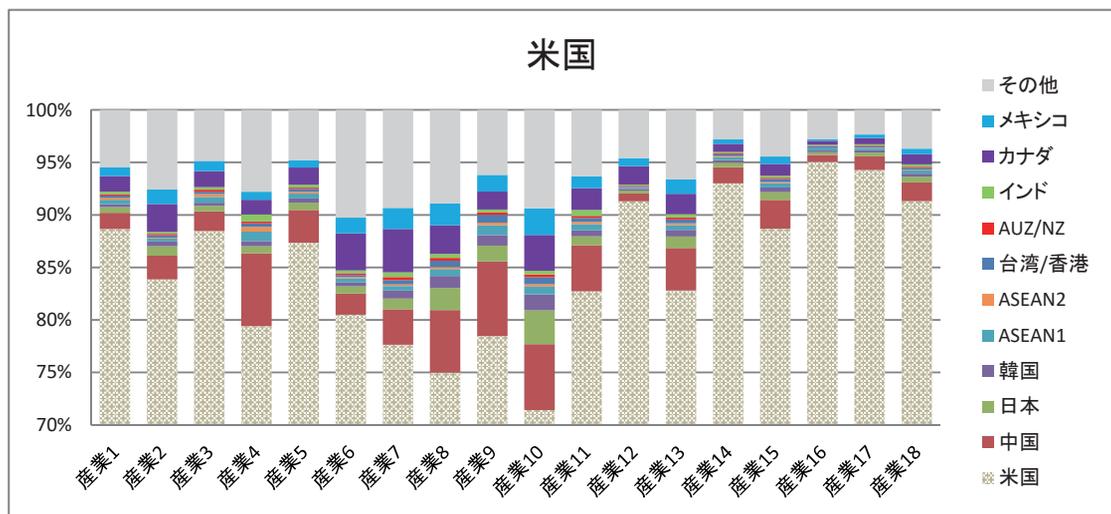
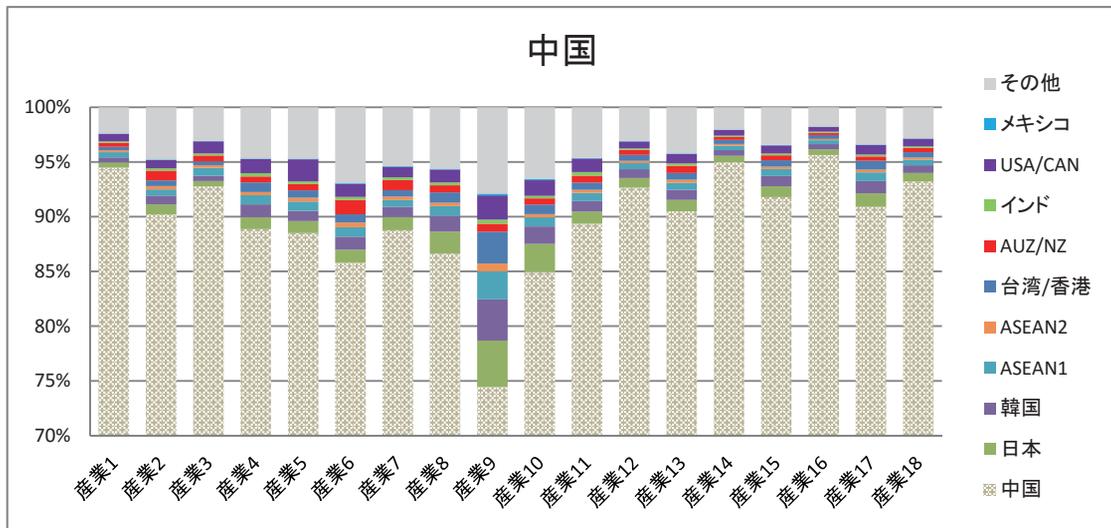
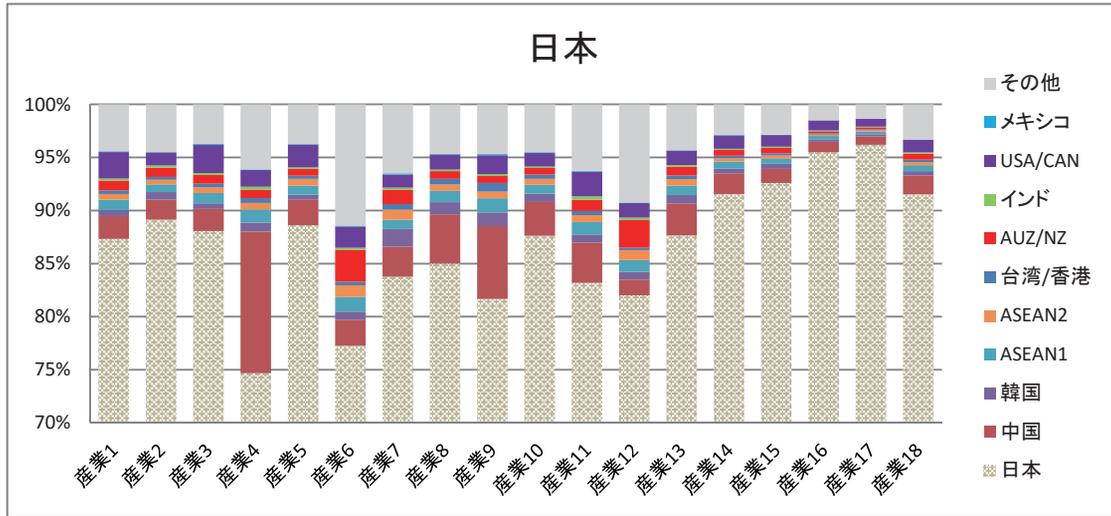
(注) ASEAN1は、シンガポール、マレーシア、ベトナム、カンボジア、タイ。ASEAN2は、インドネシア、フィリピン。

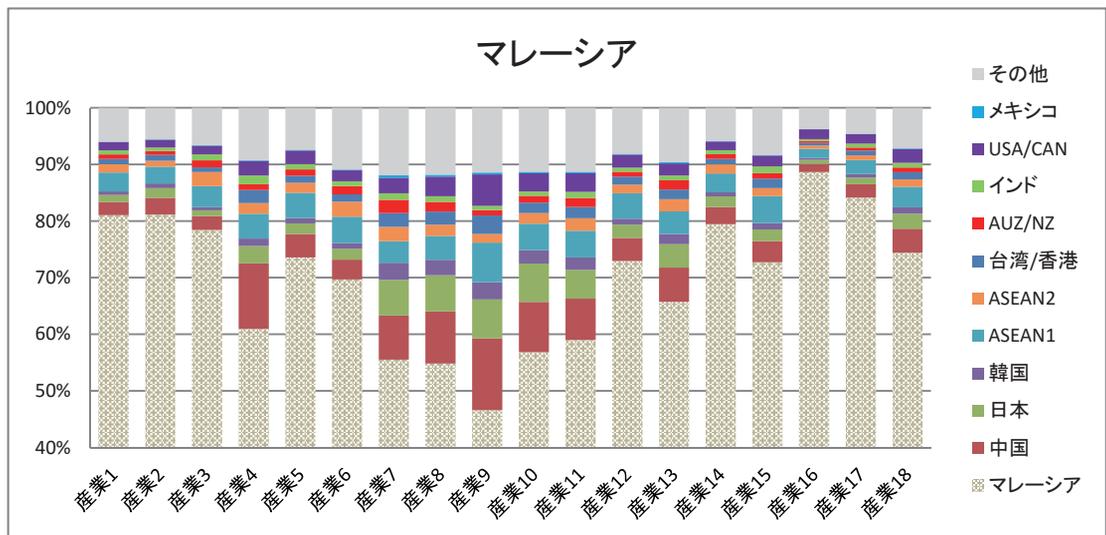
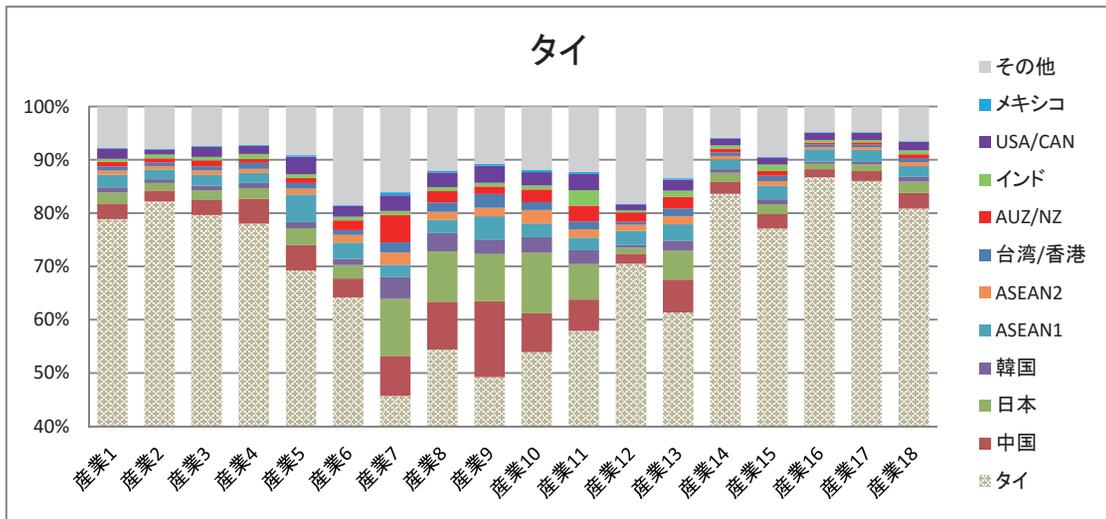
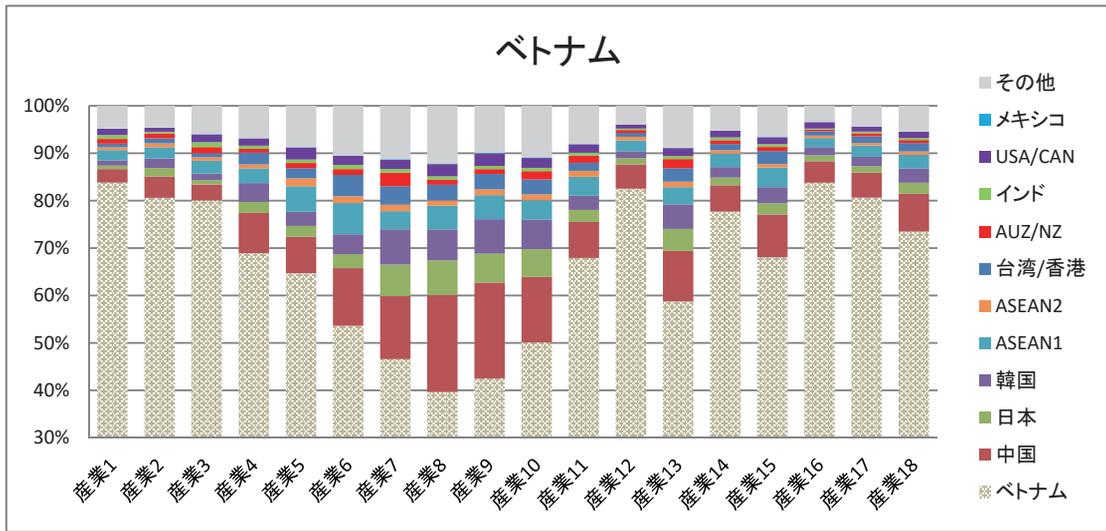
(出所) OECD「Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables」(2015年6月版)より筆者作成。

図5は、日本、中国、米国、ベトナム、タイ、マレーシアについて、表3.1の2011年の影響力指数の国別・産業別の内訳を示したもので、技術・産業構造から見た他国・他地域との結びつき(中間財取引を通じた)の強さを表している。日本に関しては、産業全体で見ると、中国を筆頭に、米国、豪州、韓国、ASEAN諸国等との結びつきが強い。国内中心の産業構造の特徴は残るが、他方、海外に広範な生産ネットワークを有していることが

分かる。産業別では、織物・衣服・皮革で中国のシェアが顕著なものと、金属製品・機械器具で中国、米国、韓国、ASEAN 諸国等との繋がりが強く、豪州とは資源集約的な産業を通じての関係が深い。中国に関しては、前述のとおり先進国以上に国内中心の産業構造であることが特徴的だが、製造業を中心として、日本、韓国、米国等の先進国との結びつきが強い。特に、電子・光学製品、電子機器で日本、韓国、米国、台湾、マレーシア等の貢献に大きく依存している。米国に関しては、やはり製造業を中心に、中国、カナダ、メキシコ、日本、韓国との結びつきが強く、アジア太平洋地域に広範な生産ネットワークを形成していることが分かる。自由貿易圏を形成している NAFTA 諸国を凌駕して、中国との結びつきが最も深まっている点が興味深い。産業別には、日本と同じく織物・衣服・皮革で中国のシェアが顕著なものと、自動車含む輸送用機械器具、金属製品、電子・光学製品、電子機器で中国、カナダ、日本、メキシコ等に大きく依存している。ベトナム、タイ、マレーシアに関しては、経済先進国・大国と比較すると、海外への依存度が高いことが特徴的であり、中国を筆頭に、日本、米国、韓国、台湾、ASEAN 諸国との結びつきが強い。ASEAN 各国が持つ経済関係や産業構造は多様であるが、一般的な傾向として、経済規模（中国、日本、米国との結びつき）、距離（例えば、ベトナムの場合、近隣の台湾、タイ、マレーシアとの繋がりが強い）等が一つの要因として経済関係に反映しているのと、特定の産業を通じて、強い結びつきを形成するケースが観察できる（例えば、タイの場合、輸送用機械器具、金属製品で日本との繋がりが最も強い）。加えて、政策的な要素として、自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）による経済連携が重要な役割を果たすが、その中でも今後重要となるのが、TPP 協定が含む「原産地規則」である。TPP 協定の原産地規則ルールでは、完全累積制度の下で、TPP 特惠関税率が適用されるための付加価値率を定めており、例えば、TPP 参加国であるベトナムやマレーシアで付加価値基準を満たすため、投資戦略や現地での調達戦略が見直される可能性もあり、それが結果的にマクロの経済関係や産業構造に変化を及ぼすことも予想される。

図5 主要国の諸外国への生産誘発効果（2011年）





(注) 産業分類 1-18 の詳細は章末付録 2 を参照のこと。

(出所) OECD 「Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables」 (2015 年 6 月版) より筆者作成。

(2) 最終需要を通じた相互依存関係

最後に、各国・各地域の付加価値（所得）発生がどの国の最終需要に依存しているかの分析を行いたい。ここまでは、生産波及メカニズム（技術・産業構造）の側面から見た域内の相互依存関係を確認したが、産業連関分析では、実際に最終需要が発生したときに、この生産波及経路を通じて、各国に生み出される国内所得額およびその源泉を把握することができる⁸。図6は、各国・各地域の最終需要依存度の2000年と2011年の比較を示している。まず、時系列変化を確認すると、東アジア諸国を中心に、中国の最終需要への依存が高まり、他方で、日本、NAFTA諸国、EU15等の先進国への依存が相対的に低下したことが、大きな変化として見て取れる⁹。先の「貿易構造」で確認したとおり、中国を筆頭に東アジア諸国の最終需要が拡大したことにより、域内依存を高めているという点を明確に描写している。また、全ての国に共通していることで、海外依存度が上昇したことも重要な点である。次に、図6.2で2011年の国・地域別について見ると、経済先進大国である日本や米国では、自国の最終需要への依存が高く、時系列で確認すると外需依存は拡大しているものの、依然として内需中心であることが分かる。一方で、経済規模の比較的小さい、韓国、台湾/香港、ASEAN諸国では、国内所得の40パーセント以上を海外の最終需要に依存しており、外需依存が際立った経済構造であることが示されている。また特筆すべきは、中国の海外依存度が20パーセントを超えている点であり、その経済規模を考慮すると、世界第二位の経済大国でありながら外需依存が極めて高いという特有の経済構造であることが理解できる。

図6 各国・各地域の最終需要依存度（付加価値誘発）

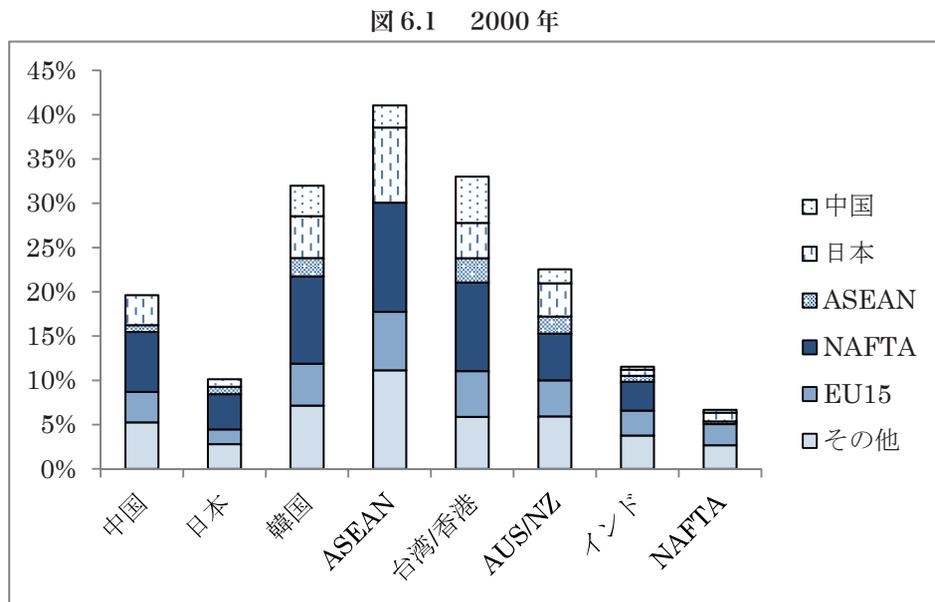
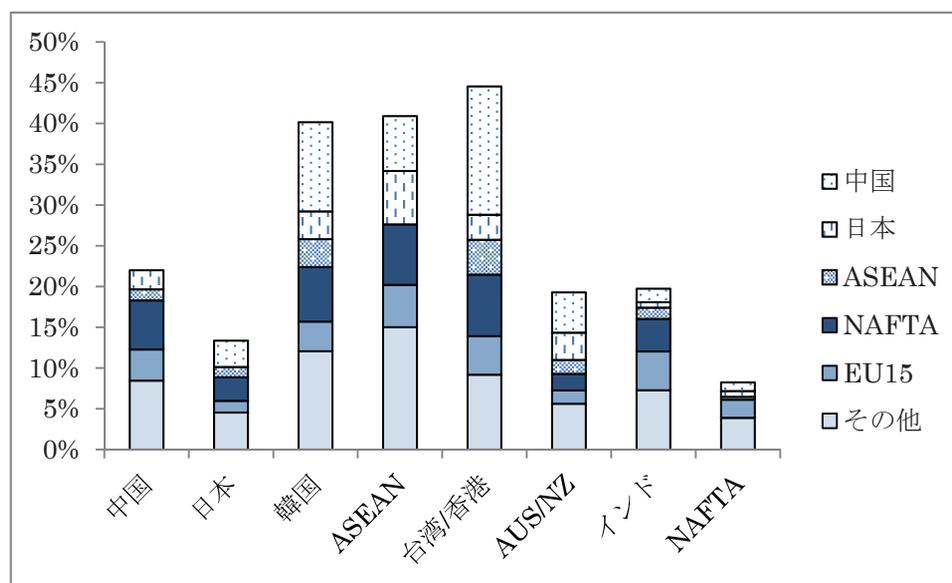


図6.2 2011年



(出所) OECD 「Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables」 (2015年6月版) より筆者作成。

おわりに

1990年代以降、アジア新興国の本格的な台頭や国際生産ネットワークの飛躍的な進展により、アジア太平洋地域の実質的な経済統合は一層深化していることが分かった。とりわけ、東アジア域内の国際分業の進展が顕著であり、また最終財の消費市場としても、アジア新興国における最終需要が着実に拡大している。産業連関分析からは、中間財取引を通じて、アジア太平洋諸国が中国との結びつきを最も強めており、特に第二次産業を中心とした財・サービスの生産において中国の貢献が多大であることが示された。さらに、最終需要を通じては、依然として先進国マーケットへの依存は大きいものの、その地位は相対的に低下しており、東アジア諸国の中国への依存が確実に高まっていること、またアジア新興国の存在感も徐々に増しており、域内依存の構図が形成されつつあることが分かった。

本章での実証的分析を政策的な含意へとつなげると、わが国の経済連携の戦略を検討する際に、事実上、アジア新興国がアジア太平洋地域経済の中核になりつつあり、わが国にとって東アジア諸国との連携が一層重要であるという事実を見過ごせないことは当然のことながら、アジア太平洋地域の経済秩序形成への貢献という観点からは、他国の産業構造や貿易構造を十分に理解して、そうした地殻変動的な動きがどのように各国の通商政策に影響を与えているかという視点が欠かせない。とりわけ、中国のTPP参加を巡る議論では、中国の「国内中心の産業構造を持つ一方、先進国マーケット依存（主にTPP参加国）を

中心に外需依存が極めて高い」という特有の経済構造を分析する限りでは、経済戦略上の TPP 参加へのモチベーションは極めて高いと考えられるし、今後 TPP が批准され、参加国が拡大した場合には、TPP に参加しないことによる国内へのマイナスの経済的影響を考慮して、TPP 参加を検討する方向に舵を切っていく可能性も大いにあり得ると思われる。アジア太平洋地域の経済連携を意義あるものにしていくには、今後 TPP を地域枠組みの軸としていくなれば、将来的には域内主要国の参加を得ることは不可欠であるし、また一方では経済自由化についていくことが困難な国・地域に対しての配慮も必要である。そうした方向へ向けて地域統合をリードするバランスの取れた積極的な経済外交が求められる。

付録1 国際産業連関表の簡易レイアウト

			中間需要				最終需要	
			A 国		B 国		A 国	B 国
			産業 1	産業 2	産業 1	産業 2	国内最終消費	国内最終消費
中間投入	A 国	産業 1	A11	A12	M ² 11	M ² 12	D1	MD ² 1
		産業 2	A21	A22	M ² 21	M ² 22	D2	MD ² 2
	B 国	産業 1	M11	M12	A ² 11	A ² 12	MD1	D ² 1
		産業 2	M21	M22	A ² 21	A ² 22	MD2	D ² 2
粗付加価値	間接税（控除）補助金		TP1	TP2	TP ² 1	TP ² 2	DTP	DTP
	付加価値（基本価格）		V1	V2	V ² 1	V ² 2		
総生産額	総生産（基本価格）		O1	O2	O ² 1	O ² 2		

最終需要 (項目)	家計消費
	家計外消費
	政府消費
	固定資本形成
	在庫
	居住者の海外における消費（非居住者への輸出）
	誤差（特定不能な輸出先）

(出所) OECD 「Interconnected Economies Benefiting From Global Value Chain」より筆者作成

付録2 OECD「Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables」の産業分類

産業分類 18 部門		産業分類 34 部門		国際標準産業分類 (ISIC) Rev. 4
農業、狩猟、林業、漁業	1	1	農業、狩猟、林業、漁業	01, 02, 03
鉱業、採石業	2	2	鉱業、採石業	05, 06, 07, 08, 09
食料品、飲料、たばこ	3	3	食料品、飲料、たばこ	10, 11, 12
織物、衣服、皮革、履物	4	4	織物、衣服、皮革、履物	13, 14, 15
材木、紙、紙製品、印刷、出版	5	5	材木及び木製品、コルク製品	16
		6	パルプ、紙及び紙製品、印刷、出版	17, 18, 58
化学及び非金属鉱物製品	6	7	コークス、精製石油製品、核燃料	19
		8	化学品及び科学製品	20, 21
		9	ゴム及びプラスチック製品	22
		10	その他の非金属鉱物製品	23
第一次金属及び金属製品	7	11	第一次金属	24
		12	金属製品	25
他に分類されない機械器具	8	13	他に分類されない機械器具	28
電気及び光学機械器具	9	14	コンピューター、電子製品、光学製品	26
		15	電気機器	27
輸送用機械器具	10	16	自動車、トラクター及びセミトラクター	29
		17	その他の輸送用機械器具	30
他に分類されない製造業、リサイクル	11	18	他に分類されない製造業、リサイクル	31, 32, 33
電気、ガス及び水供給業	12	19	電気、ガス及び水供給業	35, 36
建設業	13	20	建設業	41, 42, 43
卸売・小売業、宿泊・飲食業	14	21	卸売・小売業、修理業	45, 46, 47, 95
		22	宿泊・飲食業	55, 56
運輸・保管業、郵便・通信業	15	23	運輸・保管業	49, 50, 51, 52, 79
		24	郵便・通信業	53, 61
金融・保険業	16	25	金融・保険業	64, 65, 66
不動産・物品賃貸・リース業及び事業活動	17	26	不動産業	68
		27	物品賃貸・リース業	77
		28	コンピューター及び関連業	62, 63
		29	科学研究・開発業	72
			その他の事業活動	69, 70, 71, 73, 74, 75, 78, 80, 81, 82
地域・社会・個人サービス業	18	30	公務及び国防、強制社会保障業	84
		31	教育	85
		32	保険衛生及び社会事業	86, 87, 88
		33	その他の地域・社会・個人サービス業	37, 38, 39, 59, 60, 90, 91, 92, 93, 94, 96
		34	個人世帯による分別不能な財及びサービス生産活動	97, 98

(出所) OECD「Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables」(2015年6月)より筆者作成。

注

- 1 Richard Baldwin, “Global Supply Chains: Why They Emerged, Why They Matter, and Where They Are Going,” in *Global Value Chains in a Changing World*, ed. Deborah K. Elms and Patrick Low (World Trade Organization, 2013).
- 2 末廣昭『新興アジア経済論—キャッチアップを超えて』(岩波書店、2014年)
- 3 OECD/WTO TiVAデータベース(2015年10月版)では、国際産業連関表(Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables)をもとに作成されており、産業連関分析を基礎とした各種指標を提供している。最新版では、61か国・地域、34産業(16製造業、14サービス業)、1995年、2000年、2005年、2008-11年を網羅している。
- 4 中間財・最終財の定義について、中間財取引はICIO表の「中間需要」、最終財取引は「最終需要」に該当し、総額ベースで表されている(章末付録1を参照のこと)。
- 5 小田正規「グローバル・サプライ・チェーン下の貿易政策」(日本国際経済学会第73回全国大会報告論文、京都産業大学、2014年10月26日)
- 6 Masahiro Kawai and Kanda Naknoi, “ASEAN Economic Integration through Trade and Foreign Direct Investment: Long-Term Challenges,” (Asian Development Bank Institute, 2015).
- 7 $(I - A)^{-1}$: レオンチェフ逆行列、I: 単位行列、A: 投入係数行列
- 8 付加価値誘発額 $= V(I - A)^{-1}F$ 、V: 付加価値係数の対角行列、F: 最終需要額
- 9 中国の最終需要を分解すると、海外での付加価値発生に対して、「固定資本形成」に次いで「民間消費」が大きく貢献していることが分かる。

参考文献

- 高川泉、岡田敏裕「国際産業連関表からみたアジア太平洋経済の相互依存関係—投入係数の予測に基づく分析—」日本銀行、2004年
- 玉村千治、桑森啓編『国際産業連関分析論』ジェトロ・アジア経済研究所、2014年
- 広田堅志「国際価値連鎖の下における付加価値貿易と中国への影響」『広島経済大学経済研究論集』37巻2号(2014年): P59-79.
- OECD. *Interconnected Economies: Benefiting from Global Value Chains*. Paris: Organisation for Economic Co-operation and Development, 2013.
- UNCTAD. *World Investment Report 2015*. Geneva: United Nations Conference on Trade and Development, 2015.
- WTO. *Trade Patterns and Global Value Chains in East Asia: From Trade in Goods to Trade in Tasks*. Geneva: World Trade Organization, 2011.
- WTO. *World Trade Report 2013*. Geneva: World Trade Organization, 2013.

第7章 国際的生産・流通ネットワークと TPP

安藤 光代

はじめに

世界各地において、国際分業体制は、産業・業種単位で国境を越えて生産と消費を分離する第1のアンバンドリングから、国境を越えて生産工程・タスクを分離する第2のアンバンドリングへと変容を遂げてきた。国際的な生産・流通ネットワークは、一般に、地域内（リージョナル）で形成される。とりわけ部品貿易の場合、調達のタイミング、生産ブロック間の調整、分散立地された生産ブロックの間をつなぐサービス・リンク・コストの削減、ICT やロジスティクス面での接合性などが重要となるためである。国際分業が域外へと広がれば、当然、生産工程の地理的な乖離に伴って発生する輸送費や通信費などの物理的な費用が増加するのみならず、時間費用、生産工程間のコーディネート、望ましいタイミングでの部品調達などもより一層難しくなる。質の高いロジスティクスリンクがなければ、そのような国際分業の展開は実現しない。

しかし、近年、地理的な枠を大きく超えた部品・中間財の取引も活発になりつつある。なかでも、東アジアからの部品・中間財の供給は、北米やヨーロッパでの生産において重要な役割を果たしている。両地域は、東アジアの生産ネットワークにとって重要な最終消費地であるという消費面でのつながりを維持しつつ、生産面での結びつきを強化しているのである。

国際通商政策は、このような国際分業を大きく左右する要因の一つである。二国間での自由貿易協定（FTA）やメガFTAなどの国際通商政策もまた、関税撤廃を中心としたものから、サービス・投資などを含むより深い自由化を目指すとともに、知財保護・競争・基準認証などの国際ルールの構築を図るものとなってきた。生産ネットワークが多くの国にまたがって広範囲に展開されているほど、単なる関税削減／撤廃を超えた深い自由化やビジネス環境の改善が、そのさらなる活性化のためには必要不可欠である。

本章では、まず第1節でアジア太平洋地域における生産・流通ネットワークとして、機械産業における東アジアの生産ネットワークに着目し、東アジア域内での国際分業体制の深化や域外の生産ネットワークである北米のそれとのつながりを見ていく。その特徴を踏まえ、第2節において、生産ネットワークのさらなる活用という視点から TPP 大筋合意の概要や期待されることを議論し、第3節で本章を締めくくる。

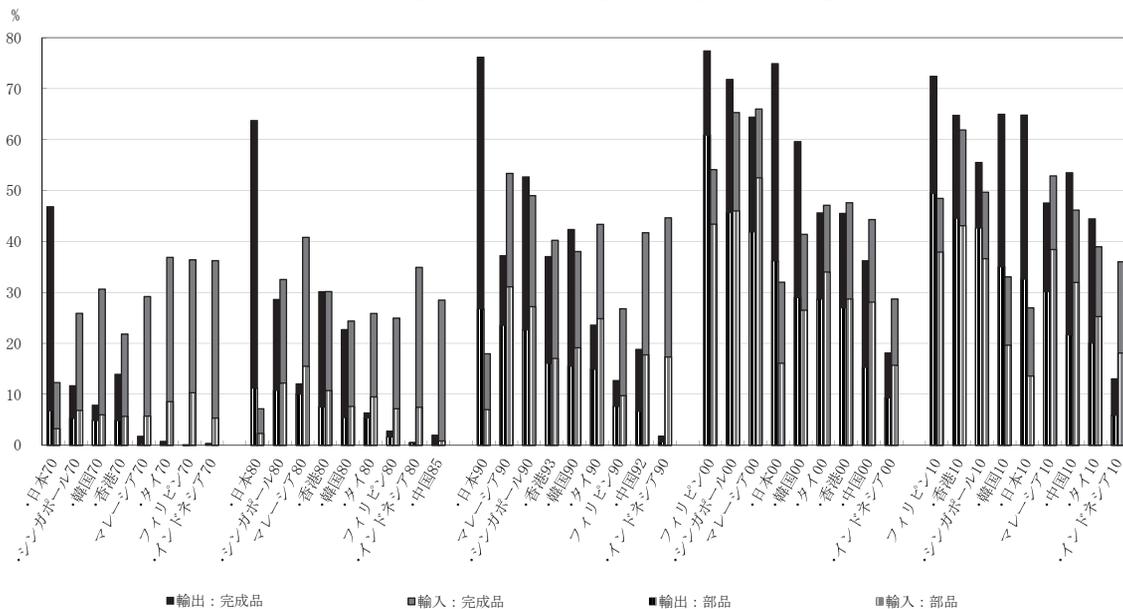
1. アジア太平洋地域の生産ネットワークの深化・拡張¹

アジア太平洋地域において張り巡らされている生産・流通ネットワークの主役の一つは機械産業である。本節は、機械産業に着目し、東アジアにおいて展開されている国際分業の近年の変化や東アジアと北米との生産面での結びつきの特徴を議論する。

(1) 東アジア域内での深化

東アジア諸国では、1980年代から90年代にかけて、一方向でかつ完成品の貿易を中心とする第1のアンバンドリングの世界から、双方向の部品貿易を特徴とする第2のアンバンドリングの世界へと、順次移行していった。図1は、東アジア各国の対世界輸出入に占める機械類・機械部品の割合を、1970年以降10年ごとに示したものである。1970年の段階では、機械輸出が多いのは日本のみであり、しかもそのほとんどが完成品輸出である。1980年になると、シンガポール、香港、韓国の機械輸出が伸びはじめ、2010年までには、日本、韓国、中国、香港、シンガポール、マレーシア、タイが、機械部品を輸入も輸出もするという典型的な生産ネットワークのパターンを示すようになってきている。

図1 東アジア各国の対世界機械貿易：総貿易に占める割合



出所：木村・安藤 (2016)。

注：1970年と1980年についてSITC分類、1990年と2010年についてはHS分類(1990年のフィリピンのみSITC分類)に基づく。1980年の中国は1985年、1990年の中国と香港はそれぞれ1992年と1993年のデータを用いている。

このように生産ネットワークが拡張していく中、世界金融危機の影響は東アジアでも大きく、東アジアの機械輸出は、月次レベルでは一時的に大きく落ち込んだ。しかし、興味深いことに、東アジア向け輸出をテコに、急速な回復を遂げている。2007年以降の大きなショックを経験した4年の間にも、東アジアの対世界機械輸出は、部品・中間財、完成品のいずれも名目米ドルベースで3割ほど増加している（表1）。しかも、完成品の域内向け輸出は、4年間で5割増加し、域内比率も30%から36%に上昇している。東アジアの生産ネットワークを通じて生産された財の消費地として、北米やヨーロッパが重要であることに変わりはないが、東アジア自体が、生産地としてのみならず、最終財の消費地としての重要性を増していると言えよう。

表1 東アジア9カ国による域内貿易：金額および比率

輸出先 / 輸入元	輸出					輸入				
	2007	2008	2009	2010	2011	2007	2008	2009	2010	2011
(a) 機械部品・中間財										
金額（名目）：2007 = 1										
対世界	1.00	1.06	0.94	1.19	1.31	1.00	1.05	0.91	1.19	1.27
対東アジア 15	1.00	1.04	0.95	1.19	1.30	1.00	1.04	0.90	1.22	1.28
比率：対世界=100										
対東アジア 15	63.9	62.4	65.1	64.0	63.5	69.9	69.3	69.3	71.3	70.7
中国	20.9	20.9	23.6	22.0	22.8	14.2	15.1	15.3	15.1	15.7
CLMV	0.7	0.9	1.1	1.1	1.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6
- ベトナム	0.6	0.8	0.9	0.9	1.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6
ASEAN4	10.5	10.3	9.7	9.8	9.3	12.5	11.7	11.1	11.9	11.2
NIEs4	26.2	24.7	25.6	26.3	25.2	28.2	27.0	27.9	28.7	28.2
日本	5.7	5.6	5.1	4.8	4.8	14.7	15.1	14.6	15.1	15.0
(b) 機械完成品										
金額（名目）：2007 = 1										
対世界	1.00	1.11	0.91	1.16	1.29	1.00	1.11	0.99	1.28	1.54
対東アジア 15	1.00	1.12	0.99	1.32	1.52	1.00	1.12	0.97	1.29	1.51
比率：対世界=100										
対東アジア 15	30.4	30.6	33.3	34.7	35.8	58.7	59.0	57.2	59.0	57.8
中国	6.2	6.2	6.6	7.4	7.5	23.4	23.1	24.5	25.3	25.5
CLMV	0.9	1.1	1.3	1.3	1.5	0.3	1.3	0.5	0.5	0.7
- ベトナム	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	0.3	0.4	0.5	0.5	0.7
ASEAN4	4.6	5.0	5.1	5.5	5.7	9.9	10.2	9.9	10.0	9.1
NIEs4	14.6	14.3	15.6	15.8	16.2	11.4	10.7	10.4	10.0	10.6
日本	4.2	4.1	4.7	4.7	4.8	13.6	13.7	11.8	13.2	12.0

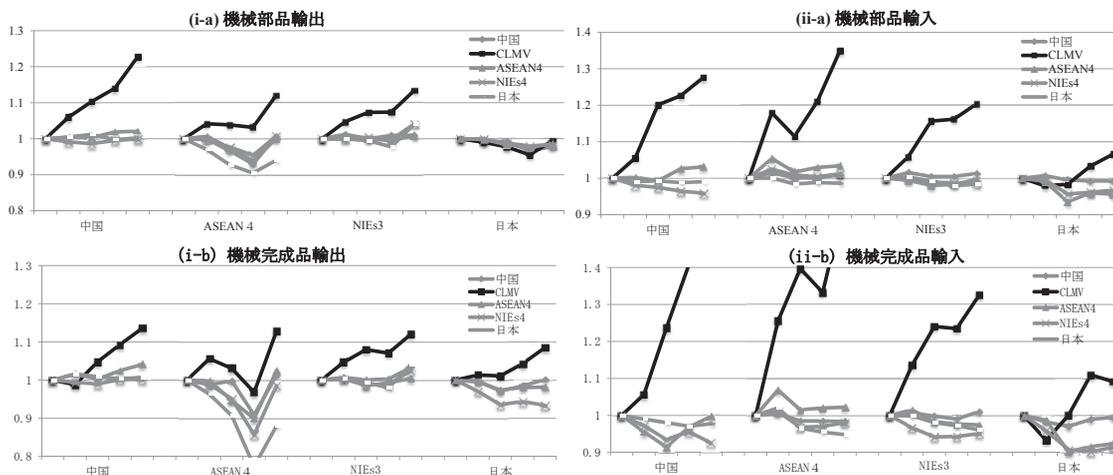
出所：Ando (2013) をもとに筆者作成。

注：ASEAN 4 はインドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアの4カ国を、NIEs4 は韓国、台湾、香港、シンガポールを指す。

さらに、東アジア域内における生産ネットワークの深化も観察される。東アジアの機械

部品・中間財貿易の約6割は域内向けであり、近年、その割合は大きく変化していない。しかし、相手国別かつHS6桁レベルでの品目別の貿易項目数の変化をみると、東アジア域内では、既に貿易のあった品目や国との取引の拡大のみならず、新しい取引関係の構築を通じて、域内貿易額が拡大していることが明らかになる。その詳細を見ると、中国の輸出や韓国の輸出入など項目数が増えるケースもあれば、フィリピンの輸出や香港の輸入のように減るケースもある。すでに生産ネットワークに参加している東アジア諸国の間での取引関係が再構築されている可能性が示唆される。また、図2から、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の4カ国との貿易項目数が、輸出入、とくに輸入において急増していることは一目瞭然である²。貿易額自体は依然として小さいものの（表1）、ベトナムを中心としてCLMVとの新たな取引関係が急速に構築されていると推測される。これらの国々が、他の東アジア諸国との輸出入を通じて生産ネットワークに参加しつつあると言えよう。このように、東アジア域内での国際分業体制は、すでに生産ネットワークに参加している東アジア諸国の間で取引関係が再構築されるとともに、TPP参加国の一つであるベトナムを中心とした東アジアの後発国を生産ネットワークの中に急速に取り込みながら、さらなる深化を遂げている。

図2 東アジア各国・地域の域内機械貿易における品目別相手国別項目数（輸出先/輸入元別）：2007年-2011年



データ出所：Ando (2013) のデータをもとに作成。

注：項目数は各国・地域の2007年の値を基準として指数化したものであり、データは2007年からの5年分を示している。また、ASEAN4カ国とNIEs3カ国（NIEs4から台湾を除く）については、まとめて表示している。なお、貿易相手国としては、中国、CLMV、ASEAN4、NIEs4、日本の5カ国/地域である。

(2) 東アジア域外との結びつき：北米のケース

北米ではアメリカとメキシコとの間という、先進国と途上国との間の比較的シンプルな形での国際分業体制が形成されてきた。その典型例は、企業内取引を中心としたものであり、アメリカの親会社がメキシコに設立した子会社に部品・中間財を供給し、メキシコの子会社がその完成品をアメリカの親会社に戻すというものである。しかし、近年、東アジアと北米の生産面でのつながりが強化されつつある。

北米と東アジアの関係においては、アメリカの東アジアからの輸入という面でアメリカと東アジアとのつながりがもともと強く、1990年代初頭の時点ですでにアメリカによる機械輸入の約半分、電気電子輸入に限れば6割前後が東アジアからの輸入であった(表2)。電気電子の完成品輸入にいたっては7割を東アジアが占めていたほどである。興味深いのは、そのような直接的な結びつきを維持しつつ、メキシコを介して東アジアとのリンクを強化しているという点である。

表2 北米各国による機械輸入における東アジアの重要性

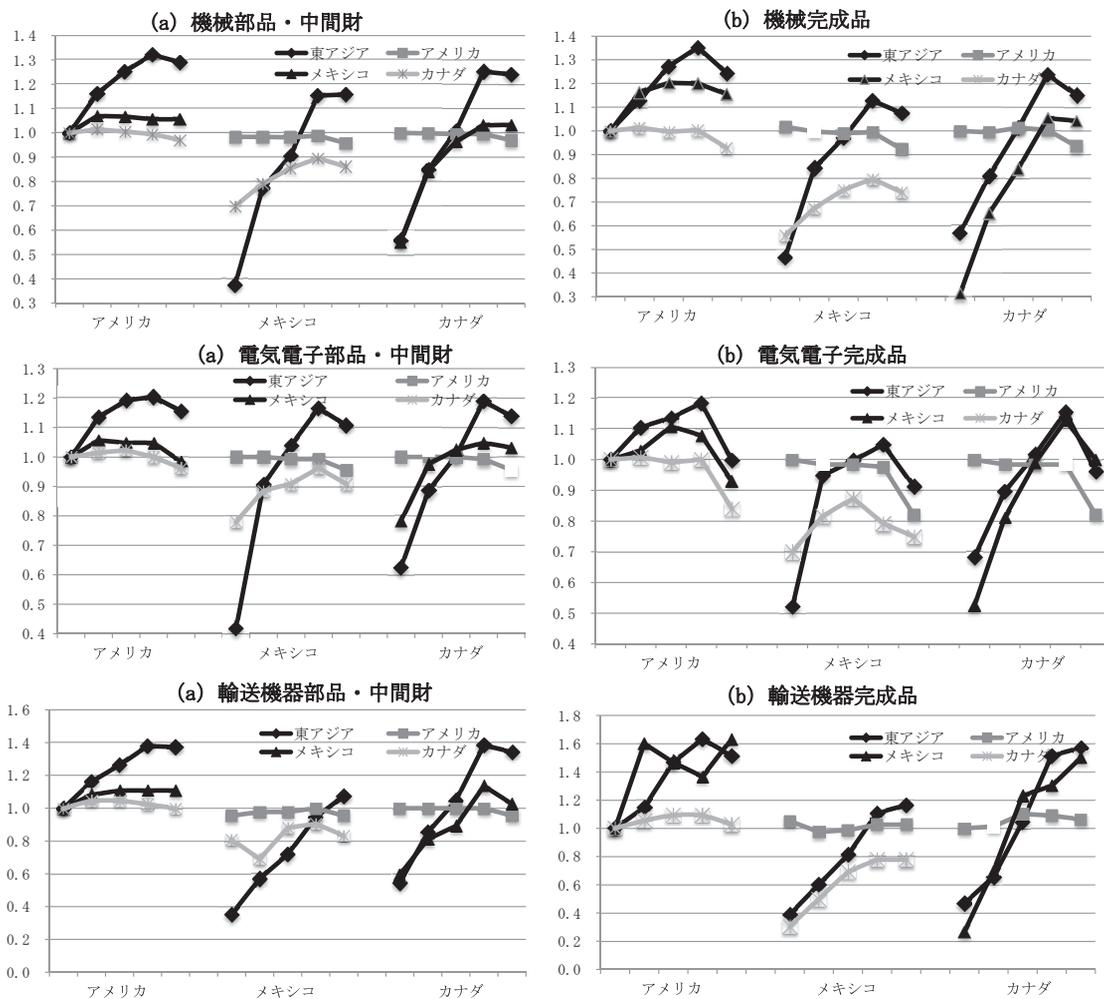
年	輸入元	アメリカ			輸入元	メキシコ			輸入元	カナダ			
		合計	部品	完成品		合計	部品	完成品		合計	部品	完成品	
(a) 全機械産業													
金額 (1991=1)	2011	東アジア	3.7	3.7	3.7	東アジア	55.9	129.8	26.9	東アジア	4.4	5.2	4.1
	2011	メキシコ	9.4	6.5	12.5	アメリカ	7.6	12.4	4.4	アメリカ	2.3	1.9	2.7
	2011	カナダ	2.1	1.9	2.2	カナダ	17.0	23.7	12.4	メキシコ	9.8	6.4	13.3
対世界比率 (%)	1991	東アジア	47.7	41.3	52.0	東アジア	9.5	7.0	11.1	東アジア	15.5	9.2	21.7
	1991	メキシコ	6.9	8.9	5.5	アメリカ	61.4	64.0	59.7	アメリカ	68.1	73.9	62.2
	1991	カナダ	17.9	16.9	18.6	カナダ	1.6	1.7	1.5	メキシコ	2.8	2.9	2.7
	2011	東アジア	46.8	43.0	49.2	東アジア	42.6	43.3	41.2	東アジア	22.6	18.9	25.3
	2011	メキシコ	17.0	16.1	17.6	アメリカ	37.3	37.9	36.3	アメリカ	51.6	56.5	48.0
	2011	カナダ	9.9	9.2	10.3	カナダ	2.1	1.9	2.6	メキシコ	9.1	7.4	10.4
(b) 電気電子産業													
金額 (1991=1)	2011	東アジア	4.3	3.1	5.3	東アジア	72.5	179.7	28.5	東アジア	6.4	6.3	6.4
	2011	メキシコ	6.6	4.2	10.2	アメリカ	9.6	13.7	6.2	アメリカ	1.8	1.5	2.4
	2011	カナダ	1.7	1.1	3.4	カナダ	11.2	11.8	10.4	メキシコ	19.6	9.9	36.1
対世界比率 (%)	1991	東アジア	60.7	52.4	70.1	東アジア	15.0	9.5	19.8	東アジア	20.5	11.2	35.7
	1991	メキシコ	13.2	14.9	11.4	アメリカ	55.4	55.3	55.5	アメリカ	59.3	64.5	50.8
	1991	カナダ	8.0	11.7	3.9	カナダ	1.7	2.0	1.4	メキシコ	2.5	2.6	2.5
	2011	東アジア	57.7	49.5	63.0	東アジア	55.9	57.1	53.0	東アジア	39.0	30.2	46.0
	2011	メキシコ	19.5	18.8	19.9	アメリカ	27.4	25.4	32.3	アメリカ	31.8	41.8	24.0
	2011	カナダ	2.9	3.9	2.3	カナダ	1.0	0.8	1.4	メキシコ	14.9	10.8	18.0
(c) 輸送機器産業													
金額 (1991=1)	2011	東アジア	2.1	3.4	1.7	東アジア	65.5	145.5	35.2	東アジア	2.3	4.2	1.8
	2011	メキシコ	10.8	9.8	11.3	アメリカ	14.3	26.6	7.2	アメリカ	2.5	1.9	3.0
	2011	カナダ	2.0	1.7	2.0	カナダ	42.6	62.5	31.9	メキシコ	6.4	4.0	8.1
対世界比率 (%)	1991	東アジア	39.8	34.2	41.6	東アジア	4.8	3.8	5.4	東アジア	15.1	7.1	20.6
	1991	メキシコ	5.2	7.5	4.5	アメリカ	65.3	68.2	63.7	アメリカ	71.7	82.3	64.4
	1991	カナダ	34.3	31.4	35.2	カナダ	2.2	2.2	2.2	メキシコ	4.1	4.2	4.0
	2011	東アジア	29.7	35.2	27.6	東アジア	19.2	18.7	20.1	東アジア	12.4	13.3	12.0
	2011	メキシコ	20.3	22.3	19.5	アメリカ	56.5	61.6	48.0	アメリカ	65.1	69.2	63.1
	2011	カナダ	24.2	16.6	27.3	カナダ	5.7	4.6	7.4	メキシコ	9.5	7.4	10.5

出所：Ando and Kimura (2014)。

メキシコに着目すると、東アジアからの機械輸入額は、1991年からの20年間で大幅に拡大しており（名目ベースで56倍）、対世界機械輸入に占める東アジアの割合は1割以下から4割強へと増加している。とりわけ機械部品・中間財の場合、同期間の東アジアからの輸入は金額で130倍に、対世界比率で7%から43%へと拡大している。電気電子産業の部品・中間財に限れば、金額では180倍に、比率は1割弱から6割近くへと、さらに大幅な増加を見せている。東アジアからの部品供給の重要性がいかに急速に増しているかわかるだろう。

図3は品目別・相手国別輸入項目数を1991年から5年ごとに図示したものであるが、メキシコの東アジアからの部品輸入項目数は、1994年に発効された北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）締結以降、著しく増加している。また、

図3 北米各国における機械輸入における品目別・相手国別項目数：1991年-2011年



出所：Ando and Kimura (2014)。

注：データは1991年から5年ごとの値を示している。東アジア、メキシコ、カナダについては1991年のアメリカを基準、アメリカについては1991年のカナダの値を基準としている。機械部品・中間財、機械完成品は、機械産業全体のものである。

表3は、各時点での北米と東アジア諸国からの輸入品目数が各国の対世界輸入品目数に占める割合を示したものであるが、この表から、電気電子産業において東アジア各国の値が大幅に上昇していることが確認できる。例えば、TPP参加国である日本では1991年の93%から2011年の97%に、マレーシアでは16%から78%に、TPP参加に興味を示している韓国では36%から86%に、TPP非参加国である中国では34%から99%に、タイでは8%から76%にといったように、多くの東アジアの国との取引関係の新たな構築が進んでいる。したがって、メキシコの東アジアからの機械輸入額、とりわけ部品輸入額の急増は、単にそれまで取引されていた項目の輸入増加のみならず、新たに構築された貿易関係の大幅な拡大によるものであり、さらに、それがNAFTA締結以降、顕著に現れている。

東アジアからの機械部品輸入が増える一方で、メキシコの機械輸出の大部分は依然としてアメリカ向けである。メキシコの輸出に占めるアメリカの割合は、部品で9割弱、完成品で8割程度と非常に高い。また、アメリカ側から見ても、メキシコからの機械輸入は割合も項目数も増加しており、とりわけNAFTA締結以降の完成品輸入項目数の増加が著しい。したがって、北米において、アメリカと東アジアとのつながりは以前から強かったものの、NAFTA締結やマキラドーラ等の税制面での優遇制度を受けてアメリカとメキシコの分業体制がより一層強化され、その中で、東アジアからメキシコへの部品供給の重要性が増す形で、メキシコを介して北米と東アジアの生産ネットワークの結びつきが強化されてきたと考えられる³。

このような地域の枠を超えた生産ネットワークの発展においては、通商政策の変化に加え、輸送費など他のサービス・リンク・コストの低下、双方向の多国籍企業による活動の活発化（日本企業など東アジア企業のメキシコへの進出、アメリカ企業の東アジア進出）、生産ベースとしての東アジアの競争力の強化などの要因が寄与していると推測される。

なお、機械産業といっても、産業の特性によって国際分業体制は異なる。標準化されたものや小さくて軽量の部品・中間財が多い電気電子産業においては、物理的な距離を隔てた取引が比較的容易であるのに対し、より産業集積を好み、輸送費も高い輸送機器産業では、近場での取引が中心となる。例えば、輸入項目数（各国の対世界輸入項目に占める割合）を見ても、電気電子産業では北米3カ国ともに、インドネシアとフィリピンをのぞく東アジア諸国ではほぼ7割以上であるのに対し、輸送機器産業では5割を超えるのが中国と日本と韓国（メキシコを除く）の3カ国だけである。また、東アジアからの輸送機器部品輸入の比率は小さい。しかし、金額的には伸び率が大きく、項目数もとりわけ2000年代半ば以降、急速に伸びている。輸送機器産業においても、電気電子産業ほどではないものの、

近年、メキシコによる東アジアからの部品輸入は確実に増加し、地理的な枠を大きく超えた国際分業が進展しつつあると考えられる。

表3 各年における北米3カ国の域内・東アジア各国からの輸入品目数

	(各国の対世界輸入品目数に占める割合)								
	アメリカ			メキシコ			カナダ		
	1991	2001	2011	1991	2001	2011	1991	2001	2011
(a) 全機械産業									
アメリカ				99	99	99			
メキシコ	67	77	80				99	99	100
カナダ	93	94	94	57	75	78	29	61	74
中国	64	86	94	22	72	93	30	79	95
香港	59	60	61	31	36	43	40	52	58
インドネシア	11	35	39	4	25	38	2	22	39
日本	93	92	90	75	84	84	76	86	88
韓国	64	78	81	17	61	71	41	62	75
マレーシア	29	49	54	6	36	47	11	34	49
フィリピン	22	35	39	3	22	31	7	22	36
シンガポール	46	54	55	14	33	43	20	35	42
タイ	31	47	56	5	32	51	10	34	55
(b) 電気電子産業									
アメリカ				100	100	100			
メキシコ	85	92	92				100	100	100
カナダ	95	97	97	71	86	89	57	87	97
中国	83	97	100	34	89	99	49	95	100
香港	83	82	86	52	62	70	62	74	79
インドネシア	22	60	64	6	55	63	5	43	62
日本	99	99	98	93	96	97	92	98	98
韓国	84	92	94	36	78	86	70	82	92
マレーシア	61	76	80	16	68	78	31	64	80
フィリピン	40	61	64	8	52	57	19	44	64
シンガポール	79	76	77	30	64	68	46	60	67
タイ	54	69	74	8	59	76	19	56	78
(c) 輸送機器産業									
アメリカ				98	98	98			
メキシコ	52	66	73				99	99	98
カナダ	89	96	94	44	71	73	24	53	65
中国	43	65	71	15	41	69	13	53	76
香港	27	35	35	14	13	16	14	21	37
インドネシア	10	20	27	8	18	23	4	19	26
日本	73	71	69	47	51	55	54	60	70
韓国	42	57	53	3	32	42	29	38	52
マレーシア	7	25	25	1	14	22	2	18	26
フィリピン	15	19	24	1	6	12	2	14	21
シンガポール	17	23	32	4	8	20	10	16	23
タイ	20	27	43	2	18	31	9	21	37

出所：Ando and Kimura (2014)。
注：HS6 桁レベルでの品目数に基づく。

2. TPP 大筋合意から期待されること⁴

前節において、機械産業における東アジアの生産ネットワークが域内で深化し、TPP 参加国の一つであるベトナムなど ASEAN 後発国も生産ネットワークに参加しつつあること、また、東アジアの生産ネットワークがメキシコを介して北米と生産面でのつながりを強化しつつあることを示してきた。このように、発展途上国を巻き込みながら、広範囲にまたがって生産ネットワークが展開されているということから判断すると、とりわけ途上国におけるビジネス環境を改善させるような取り決めや広範囲の国々を網羅する共通の国際的なルールの存在は、生産ネットワークのより効果的な活用につながると考えられる。TPP 協定は、前文に加えて、30 もの章から成り立っており、本章においてそのすべてに触れることは難しい。本節では、生産ネットワークの活性化という観点から、TPP 大筋合意の内容で期待されることや重要だと考えられる例をあげてみたい。

まずは、モノの貿易自由化（関税）に着目してみよう。関税や非関税措置などの貿易障壁は、国境をまたいで分散立地された生産ブロックの間をつなぐサービス・リンク・コストに含まれる。したがって、関税削減・撤廃はサービス・リンク・コストの削減を意味し、さらなる生産のフラグメンテーションを促す可能性がある。日本の工業製品輸出（11 カ国全体）の場合、TPP での即時撤廃率は品目数ベースで 86.9 パーセント、金額ベースで 76.6 パーセント、関税撤廃率（発効後 30 年目まで）はいずれも 99.9 パーセント、工業製品輸入については、即時撤廃率が品目ベースで 95.3 パーセント、金額ベースで 99.1 パーセント、関税撤廃率は 100 パーセントである⁵。工業製品に関しては、基本的には、高い水準の貿易自由化が実現されそうである。

ただし、このような TPP の特惠関税が実際に使われなければ、その経済的効果は期待できない。そこでカギを握るのが、原産性を判断するための原産地規則と原産地手続きである。以下では、①原産地規則の共通化、②完全累積制度、③自己証明制度、④原産品輸送の簡易化という 4 つの視点から、特惠関税の利用可能性の拡大に関して期待されることや懸念されることを議論していく。

原産地規則については、TPP 協定の場合、12 カ国共通となる。そのため、二国間協定を積み重ねることに比べて、ルールの複雑さが緩和されて、アジア太平洋にまたがる広域な生産ネットワークに参加している企業にとっては事務コストが削減されるとともに、TPP の特惠関税が利用されやすくなるはずである。日本の FTA 利用に関する企業アンケート調査においても、特惠関税を使わない理由の一つに、ルールの煩雑性があげられている⁶。もちろん、二国間協定の特惠関税よりも TPP のそれの方が高い場合や、特惠マージン（MFN 関税と FTA の特惠関税の差）が小さい場合には、TPP の特惠関税は使われないだろうが、ルー

ルの共通化によって、特惠関税の利用が促される可能性がある⁷。

原産性の認定においては、複数の締約国における付加価値・加工構成の足し上げを行って原産性を判断する「完全累積制度」が採用されている⁸。生産工程の分散立地が進み、複数国を巻き込んで国際分業が展開されていても、TPP 域内である限り、特惠関税の適用がしやすくなる。前節において、メキシコを介して東アジアと北米の生産のリンクが強化されていることを議論したが、例えば、自動車産業を中心に、アメリカ市場向けに日本から直接輸出するケース以外にも、日本から部品を調達してアメリカ市場向けの製品をメキシコで生産しているものの NAFTA を利用できなかったような場合にも特惠関税が利用できる可能性が高まる⁹。また、より高付加価値製品（部品）の生産を日本国内で行いつつ、特惠関税を利用することも可能となる。その一方で、東アジアの生産ネットワークで重要な役割を果たしている中国、韓国、自動車の産業集積が進むタイなどが TPP の非加盟国である現状において、これらの国々での生産工程部分がカウントされないことは、原産性を満たしづらい可能性もある。多くの国にまたがる国際分業の存在を考えれば、やはりより多くの国がメンバーに入っているほど、完全累積制度の意義が大きくなる。

機械産業以外に目を向けると、衣類・縫製品の国際分業も進んでいる。アメリカは、最大 30 パーセントの関税を課している縫製品を特惠関税制度（GSP）の対象外としている。TPP によって関税が下がることで、ベトナムのアメリカ向け縫製品の輸出が増える可能性があるとともに、TPP の特惠関税を使うために、ベトナム国内で調達するなど（現状は中国からの材料調達が 4 割を占めている）、生産工程の配置が変わる可能性も考えられる。

原産地手続きに関しては、TPP では、輸入者、輸出者または生産者が自ら原産地証明書を作成できる自己証明制度が導入されている¹⁰。そのため、ビジネスの動向にあわせて証明書の発効ができ、貿易手続きの円滑化や特惠関税利用の促進につながる可能性がある。ただし、日本の FTA の場合、公的機関（日本商工会議所）による原産品判定と原産地証明書の発給を受ける「第三者証明制度」がほとんどであり、これまで自己証明制度はほとんど使われてきていない¹¹。第三者証明制度の場合、手続きにかかる時間の長さ、労力やコストの高さが指摘されており、FTA 利用に関するアンケート調査からも、原産地証明取得にかかる時間的・物理的コストが FTA 利用の阻害要因の一つであることが明らかになっている。自己証明制度であればこのようなコストは発生せず、リードタイムを短縮できるというメリットがある一方で、輸入国税関当局による検認には企業が直接対応しなければならないため、企業は検認対応を視野に入れた社内体制の構築など、これまでになく準備が必要となるかもしれない¹²。そういう意味では、特に FTA の利用が相対的に少ない中小企業にとっては、これまでほとんど経験のない自己証明制度は（特に初期段階において）負

担になる可能性もあるだろう。

原産品輸送の簡易化に関しては、二国間 FTA では、第三国を経由すると、その製品が原産性を維持しているかについて輸入国の税関に対して立証する必要がある。一方、TPP では、締結国域内での輸送において、最終輸入国の税関に対して TPP 領域内での経由国で原産性に变化があったか否かについて立証する必要がなくなる。例えば、アメリカ国境に近いメキシコのティファナ向けに日本から輸出する場合、メキシコ側に大きなコンテナ船が入れるような港がないこともあり、通常、メキシコ向けに輸出された製品は、コンテナ船でアメリカの港（ロサンゼルスに近いロングビーチ）に入り、そこからメキシコまでトラック輸送される。そのような場合、経由地であるアメリカが TPP 参加国であるため、原産品の輸送が容易になるかもしれない。

次に、非関税措置／貿易円滑化に着目してみよう。輸出入手続きの透明性の確保や迅速な輸入通関によって物流コストが削減できれば、サービス・リンク・コストの削減につながり、サプライチェーンの中でよりスムーズな生産活動が可能となるはずである。輸入許可手続きや輸出許可手続きについては、手続きの新設や変更に際し、事前の情報公開を義務づけており（輸入側は施行の 60 日前までに通報を行う努力義務や合理的な質問に対する 60 日以内の応答義務、輸出側は遅くとも施行後 30 日以内に公表する義務など）、透明性の向上が期待されるとともに、企業の対応もしやすくなるはずである。また、シングルウィンドウの導入や税関手続きの国際基準への調和を図ることも明記されている。さらに、輸入通関の迅速化に関連して、貨物の引き取り期間の明記と事前教示の義務づけがあげられる。貨物の引き取りについては、急送貨物の場合、貨物が到着し必要書類が提出されて 6 時間以内の引き取りを、通常のものでも、可能な限り、貨物の到着後 48 時間以内の引き取りを許可している。事前教示とは、輸入を予定しているものの関税分類、関税表評価、原産性について、事業者が書面で要請した場合に書面で回答を得られることであり、TPP では、検討に必要な情報の提出から 150 日以内の事前教示が義務づけられている。事前教示は 3 年間有効なため、常に同じ物品を輸入する場合に、安定的な取り扱いがしやすくなるし、事前教示によって特惠待遇の適用の可否等を事前に知ることが可能となる。努力義務になっているものがどこまで実現するかは不明だが、少なくともこれらの取り決めを通じて迅速でスムーズな通関が期待される。

貿易の技術的障害（TBT）に関しては、世界貿易機関（WTO）の内容を維持しつつ、強制規格等の立案・制定・適用の各段階でさらに透明性の向上を図る規制を設けたことにより、新たな規格に対応する負担が軽減され、認証コストも削減されると考えられる¹³。特に適合性評価手続きの適正化として、マレーシアなどの新興国での手続きの円滑化が期待され

る。また、日本で実施された手続きの結果について他の締約国による受け入れが促される可能性もある。

最後に、サービス、投資、人の移動など、それ以外の分野を見てみたい。サービス貿易については、ネガティブ・リスト方式が採用されており、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）のようなポジティブ・リスト方式と比べて、少なくとも規制の現状が把握しやすい¹⁴。また、TPPでは、現地における拠点設置要求の禁止など、GATSで規定されていない部分まで踏み込んでいるとともに、協定発効後に、自由化の程度を悪化させないことを約束するラチェット条項がおかれていることから、規制の予見可能性を高められると考えられる。さらに、サプライチェーンとの関連で言えば、近年、付加価値ベースで製造業輸出において流通・物流サービスを中心としたサービス業の割合は高まっており¹⁵、サービス分野の自由化が製造業の生産性を向上させるという研究もある¹⁶。したがって、サービス産業は製造業輸出において重要な投入要素であるとともに、高品質なサービスの提供を通じて、域内に進出している製造企業の生産効率アップが期待できるだろう。

投資に関しては、パフォーマンス要求、ローカルコンテンツ要求、経営陣の国籍要求など、特定措置の履行要求を原則禁止している。なかでも、ライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止や特定技術の使用要求の禁止については、日本のFTAとしては初めての国際約束である。また、投資家と国との間の紛争解決（ISDS）手続きが導入される。日本の投資家にとって新たにこの手続きが利用可能となる国（アメリカ、カナダ、ニュージーランドおよびオーストラリア）もあれば、マレーシアやシンガポールなど利用できる範囲が拡大されることになる国もある。さらに、日本の投資協定や投資章を含むFTAには含まれていない規定として、国と投資家との間のインフラ整備等に関する契約違反も対象となる。これらの規制や手続きによって投資活動がしやすくなり、その結果として、投資の増加が期待される。

ビジネス関係者の一時的な入国に関しては、ビザなど出入国管理に関する申請手続きの迅速化、透明性の向上（最新の要件および処理期間の公表）、関連の小委員会の設置を通じた協議・検討などが期待される。広域にわたる国際分業体制の中での活動をスムーズにすすめるためには、ビジネス関係者の一時的な入国に関する負担が削減されることは望ましい。

中小企業は、東アジアの生産ネットワークや産業集積において重要な役割を果たしている。しかし、既述した通り、中小企業によるFTAの利用度は低い。TPPでは、中小企業への情報提供や、中小企業によるTPP協定の活用支援のための小委員会の設置などを規定している。中小企業がTPP域内の経済活動に積極的に参加できるような環境が整うことは、

サプライチェーンの活用という点から見ても意義深い。

政府調達に関しては、マレーシア、ベトナム、ブルネイは WTO で締結していないため初めて国際約束として規制されたことになり、また、米国、カナダ、オーストラリア、シンガポール等も、WTO や二国間 FTA を超える調達範囲の約束を行っており、政府調達市場へのアクセスの改善が期待される。

他にも、電子商取引に関しては、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止、ソースコードの移転、アクセス要求の禁止など、知的財産については、商標権取得の円滑化¹⁷、模倣・偽造品等に対する厳格な規律など知的財産権の権利行使の強化（不正取引などに対する刑事罰の規定）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）等の既存の国際条約よりも広い特許付与範囲の規定など、競争政策においては、公正かつ自由な競争を目指して競争法例の執行における手続きの公正な実施および透明性に関する具体的な規定など、特に途上国で大きな比重を占める国有企業に関しては、（国有企業への優遇措置に対するルールを通じて）締結国企業が国有企業と対等な競争条件で事業を行うことができる基盤の確保など、そして腐敗行為の防止については、貿易や投資における贈収賄や腐敗行為を除去するために必要な取組を行うことなどがあげられる。いずれも、直接的・間接的に、貿易・投資の円滑化や域内の企業活動やサプライチェーンの活性化につながると考えられる。

3. おわりに

前節の冒頭でも触れたように、TPP 協定は前文に加えて 30 もの章から構成されており、生産ネットワークの活性化という視点に限っても、本章ですべての分野を網羅しきれているわけではない。しかし、単なる関税撤廃の枠を超えて、サプライチェーンの活性化につながるような要素が数多く盛り込まれていることはよくわかるだろう。また、WTO や既存の二国間 FTA などカバーされている分野であっても、その適用範囲が広がったケースや初めて国際約束されたケースなどもある。努力義務でとどまっている部分もあり、実際にどこまで実施されるか不明な部分もあるとは言え、TPP の大筋合意の内容は、サプライチェーンの活用を意識した、幅広く網羅的な 21 世紀型のルールの提示として非常に大きな意義がある。とりわけ、マレーシアやベトナムなどの新興国において新たなルールが規定され、ビジネス環境が整備されていくことは、生産ネットワークのさらなる活性化という側面から望ましい。ビジネス環境を改善させるような取り決めや広範囲の国々を網羅する共通の国際的なルールの存在を通じて、生産ネットワークのより効果的な活用が期待される。

国際的な生産・流通ネットワークという観点からすると、東アジア諸国の中でも、主

要なプレイヤーの一つである中国を筆頭に、現時点ではTPP締約国のメンバーではない国もたくさんある。深い自由化や国際ルールの構築という意味で、TPPと同じ水準（あるいはそれ以上）を踏襲することは難しいかもしれないが、今回のTPP大筋合意を受けて、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の交渉の加速・良質化を期待したい。また、他のメガFTAを含め、メガFTAs間の競争によって加速・深化される経済統合を新たな国際経済秩序の構築のために利用すべきである。

注

- 1 第1節は、Ando（2013）およびAndo and Kimura（2014）の分析結果を中心に、安藤（2014）に加筆・修正を加えたものである。
- 2 CLMVの場合、2007年時点での項目数が小さいため、2007年の値を基準とした指標は、項目数の増加に伴って大きくなりやすい。しかし、輸出、輸入ともに短期間でこれだけ項目数が急速に増加しているのは、紛れもなく、大きな変化である。
- 3 中東欧5カ国の機械輸入についても、メキシコと同様、東アジアからの輸入は、金額が大幅に伸びるだけでなく、東アジアの割合が著しく増加し、東アジアの重要性が相対的に高まっていることが確認できる。例えば電気電子部品輸入を見ると、東アジアからの輸入は、1995年から2010年までの15年間で、金額（名目）で57倍、比率では1割弱から45%へと増加している。とりわけポーランドに限って見れば、東アジアの割合は、11%から63%へと急上昇している。また、中東欧による対東アジアの輸入項目数も大幅に増加している。したがって、中東欧諸国による東アジアからの輸入もまた、単にそれまで取引されていた項目の輸入増加のみならず、新たに構築された貿易関係の大幅な拡大が輸入の急増を牽引したと示唆される。ヨーロッパでは、EU拡大以降、先進国と途上国間という単純な国際分業体制から広義の意味での域内分業体制へと発展し、さらには、東アジアから中東欧への部品供給の重要性が増す形で、中東欧諸国を介して東アジアとヨーロッパの生産ネットワークとの結びつきが強化されてきたと考えられる。詳しくは、Ando and Kimura（2013）を参照のこと。
- 4 本節における数値、大筋合意の概要、日本の二国間FTAとの比較については、別記がない限り、内閣官房TPP政府対策本部の資料（2015年）に基づくものである。
- 5 即時撤廃品目にはすでに無税の品目も含む。
- 6 Takahashi and Urata（2009, 2010）やAndo and Urata（2011）を参照のこと。また、中小企業によるFTAの利用度が相対的に低いことも、これらの分析で計量的に示されている。
- 7 特惠マージンとFTA利用に関しては、Hayakawa et al（2013）で分析されている。また、Ando and Urata（2015）では、日本の二国間FTAの効果分析において、特惠マージンの高い品目に着目した分析を行っている。
- 8 付加価値の計算方法として、積上げ方式、控除方式に加え、重点価額方式（関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料に着目する計算方式）および純費用方式（自動車および同部品に適用）の選択が可能となっている。
- 9 アメリカ向け輸出に関しては、現行税率が主に2.5パーセントである自動車部品の場合、8割以上の即時撤廃が実現され、米韓FTAを上回る水準である。また、現行税率が2.5パーセントの乗用車に関しては、15年目から削減を開始し、25年目で撤廃することになっている。
- 10 輸入品の課税価格が1000米ドル（あるいは輸入締結国が定めるそれより高い価格）を超えない場合には、原産地証明書は不要である。

- 11 FTA の原産地証明制度の特徴については、安田（2013）を参考のこと。
- 12 安田（2013）によれば、第三者証明制度の場合、政府が、商工会議所や企業から得た情報に基づいて相手国に回答するため、利用者にとっては、検認の際に自国政府や商工会議所が間に入ることで、原価など機密情報の他国への漏えいを防ぐというメリットがある。
- 13 具体的には、強制規格、任意規格、適合性評価手続の作成に際し、他の締約国の利害関係者に意見を提出する機会を与えることや、強制規格および適合性評価手続の公表と実施の間に6か月以上の期間を設けることなどである。
- 14 日本がTPP参加国と締結しているFTAでネガティブ・リストを採用しているのは、メキシコ、チリ、ペルー、オーストラリアのみである。
- 15 付加価値ベースで、2011年時点で、OECD諸国の物品輸出におけるサービス業の比率は35パーセントであり、流通・物流サービスがその半分を占める（JETRO資料にもとづく）。
- 16 Matthias et al.（2015）は、インドのサービス分野における外資規制の自由化と製造業の生産性の関係を検証し、サービス業の規制緩和が、製造業の生産性向上に寄与したとの結果を得ている。
- 17 マレーシア、カナダ、ペルーなどは商標関係の国際協定を締結していない。

参考文献

- Ando, Mitsuyo (2013) “Development and Restructuring of Regional Production/Distribution Networks in East Asia” ERIA Discussion Paper No. 2013-33.
- Ando, Mitsuyo and Fukunari Kimura (2013) “Production Linkage of Asia and Europe via Central and Eastern Europe” Journal of Economic Integration Vol.28 No.2, pp.204-240.
- Ando, Mitsuyo and Fukunari Kimura (2014) “Evolution of Machinery Production Networks: Linkage of North America with East Asia” Asian Economic Papers, Vol.13, No.3. pp. 121-160.
- Ando, Mitsuyo and Shujiro Urata (2011) “Impacts of the Japan-Mexico EPA on Bilateral Trade” RIETI Discussion Paper Series 11-E-20
- Ando, Mitsuyo and Shujiro Urata (2015) “Impacts of Japan’s FTAs on Trade: The cases of FTAs with Malaysia, Thailand, and Indonesia” RIETI Discussion Paper Series 15-E-104.
- Matthias, Jens Arnold, Beata Javorcik, Molly Lipscomb and, Aaditya Mattoo (2015) “Services Reform and Manufacturing Performance: Evidence from India” doi:10.1111/ecoj.12206.
- Hayakawa, Kazunobu, Daisuke Hiratsuka, Kohei Shiino, and Seiya Sukegawa (2013) “Who Uses Free Trade Agreements?” Asian Economic Journal, Vol.27 No.3, pp.245-264.
- Takahashi, Katsuhide and Shujiro Urata (2009) “On the Use of FTAs by Japanese Firms” in Christopher Findlay and Shujiro Urata eds. Free Trade Agreements in the Asia-Pacific, World Scientific Publisher, Singapore.
- Takahashi, Katsuhide and Shujiro Urata (2010) “On the Use of FTAs by Japanese Firms: Further Evidence” Business and Politics, Vol. 12(1), pp. 1-17.
- 安藤光代（2014年）「東アジアにおける生産ネットワーク域内でのさらなる深化と他地域との結びつき」馬田啓一・木村福成編著『アジア太平洋の新通商秩序：TPPと東アジアの経済連携』文眞堂。
- 木村福成・安藤光代（2016年）「第9章 国際的生産・流通ネットワークの展開と理論・実証研究」木村福成・棕寛編著『国際経済学のフロンティア』近刊。
- 内閣官房 TPP 政府対策本部（2015）「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」
- 内閣官房 TPP 政府対策本部（2015）「TPP 協定ルール分野において想定される具体的なメリット例」
- 内閣官房 TPP 政府対策本部（2015）「TPP 協定の活用促進に向けて」
- 安田啓（2013）「FTA 原産地証明制度の行方」『ジェトロセンサー 2013 年 9 月号』56-57 ページ。

第8章 日本企業のサプライチェーンと FTA

石川 幸一

はじめに

本章では、日本企業の ASEAN におけるサプライチェーン構築が ASEAN の地域統合およびアジアの広域 FTA 交渉の進展にどのように対応して構築されてきたのかを考察するとともにサプライチェーンの効率化のために製造企業や物流企業が導入している手法についても触れている。その上で、サプライチェーン構築を支援する FTA について検討し、今後の FTA 政策の課題として TPP の発効と RCEP 交渉および FTAAP について言及した。また、2015 年 10 月に TPP が大筋合意したことからその評価を最初に行っている。

なお、本章は中間報告であり、日本の FTA 交渉状況、日本の FTA 戦略および課題、中長期的な FTA 戦略を含めたポスト TPP 戦略については論じていない。こうした論点は最終報告書で取り扱いたい。

1. TPP の大筋合意とその評価

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉は、2015 年 10 月 5 日アトランタでの閣僚会議で大筋合意した。交渉が始まったのは 2010 年 3 月だからほぼ 5 年半を要したことになる。TPP は、2006 年に発効した P4（シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ）を発展させた FTA であり、2008 年の米国の参加表明以降注目を集めていた。交渉開始時の 8 カ国（P4 プラス米国、豪州、ベトナム、ペルー）から現在は 12 カ国（マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が参加）に増えている。日本は 2013 年 7 月から交渉に参加した。TPP は極めて高いレベルの自由化と新たなルールを作る 21 世紀の FTA を目標に交渉が行われてきた。本節では、政府発表の資料に基づき TPP 大筋合意結果について評価を行う¹。

(1) 全体評価

1) 日本を除き高い自由化率を実現

品目ベースの国別の自由化率の単純平均は 99.3%、貿易額ベースでは 99.5%となる。品目ベースでは自由化率 100%の国が 8 カ国、99%が 3 カ国、日本が最も低く 95%である。貿易額ベースでは自由化率 100%の国が 10 カ国、99%が 1 カ国、日本が 95%となっている。日本を除いて高いレベルの自由化を実現できたと評価できる。工業製品と農林水産品に分けると、工業製品の自由化率は日本が 100%でその他 11 カ国の平均は 99.9%である。

農林水産品は日本が 81%と極めて低いが、他の 11 カ国の平均は 98.5%となっている。なお、99～100%の自由化率は日本を除く先進国では例外的に高いわけではないことだ。ただし、ベトナム、マレーシアが先進国を含む FTA でこのような高い自由化を受け入れたことは高く評価すべきである。

表1 TPPの自由化率（関税撤廃率）

	品目数ベース	貿易額ベース
日本	95%	95%
米国	100%	100%
カナダ	99%	100%
豪州	100%	100%
ニュージーランド	100%	100%
シンガポール	100%	100%
メキシコ	99%	99%
チリ	100%	100%
ペルー	99%	100%
マレーシア	100%	100%
ベトナム	100%	100%
ブルネイ	100%	100%

（出所）内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP における関税交渉の結果」

2) 新たなルールを策定

ルールの分野では、WTO や FTA で対象としていなかった新しいルールや従来のルールに新たな規定を加えるなどルール創りの点でも目標を実現したと評価できる。全く新たなルールは国有企業の規律である。知的財産、電子商取引、労働、環境などでは新たなルールが盛り込まれている。他の FTA ではすでに採用されているが、日本やアジアの国には新たなルールとなったものも多い。マレーシアは WTO と FTA を含めて初めて政府調達を開放し、知的財産では日本にとり新たなルールが規定された。

3) 各国の主張に配慮

大筋合意は、各国の主張を取り入れたバランスの取れた内容になっている。換言すると、妥協の産物である。たとえば、バイオ製剤のデータ保存期間は米国主張の 12 年と豪州などの主張する 5 年の間の 8 年となった。国有企業への政府の支援は規制されるが除外が認められ、衣類の原産地規則のヤーンフォワードについても例外（供給不足の物品一覧表）が認められた。産業界の要求により強硬な主張を行っていた米国が最後に妥協したことによる。米国主導といわれた TPP 交渉だが途上国の主張に折り合って合意したことは評価すべきである。

それ以外にも各国の主張に対する配慮は随所にみられる。途上国が主張していた公衆衛生に関するドーハ宣言の約束の確認(知的財産)、米国が反対していた権利消尽(並行輸入)、チリが主張していた遺伝資源の伝統的知識についての協力、チリが主張していた資本規制、マレーシアのブミプトラ政策、米国などが要望していた政府調達における地方政府の例外化、豪州の主張していた ISDS の一部例外と濫訴防止規定などである。

政府調達におけるブミプトラ政策への配慮については、地方政府機関の調達は開放されず、中央政府機関でも対象外の機関が指定されている。建設サービスについては、30%までブミプトラからの調達が認められ、その他の調達ではブミプトラ企業に1.25%から10%の範囲で価格優遇 (price preference) が認められた。

表2 TPP 交渉の対立点と大筋合意の結果

分野	関係国と主張	合意内容
日本の聖域5品目関税(関税)	日本は聖域5品目例外、米国は自動車の関税の長期間撤廃を主張	日本は現行制度維持、米国は自動車の超長期関税撤廃(乗用車25年とトラック30年)
ベトナムの衣類(原産地規則)	米国はヤーンフォワードを主張	ヤーンフォワード採用、供給不足物品は例外
米国の農業輸出補助金(物品の貿易)	豪州が撤廃を主張	TPP加盟国向けは禁止
資本取引規制(金融サービス)	チリが資本取引規制を要求	送金の自由が原則だが、チリは資本取引規制を認められる
生物製剤のデータ保護(知的財産)	米国は12年、豪州などは5年主張	8年で合意
地方政府の政府調達(政府調達)	米国などが例外を主張	米国、ベトナム、マレーシア、NZ、メキシコは地方政府を除外
ISDS(投資)	豪州はISDSに反対	ISDSは導入、濫訴防止措置、煙草規制は対象外
国有企業の規律	米国の主張に対しマレーシア、ベトナムなどが反対	国有企業優遇を禁止、地方政府の国有企業は除外、その他例外
ブミプトラ政策(政府調達など)	ブミプトラ政策の廃止にマレーシア国内で反対が強まる	政府調達でマレー人優遇政策を条件付きで認める

(出所) 内閣官房 TPP 政府対策本部資料、日本経済新聞などにより作成。

4) 途上国の TPP 参加のハードルが低下

新たなルールを採用したが、例外を認め各国の主張への配慮を行なった結果、中国を含め途上国の TPP 参加のハードルは従来考えられていたレベルよりも低くなった。

また、日本が聖域5品目の関税を維持(3割弱は関税撤廃)し、途上国の主張がかなり認められたように交渉の余地が大きいことも中国を含め途上国の参加を促進する要因になる。

5) 民間企業の TPP 利用促進

中小企業を含め民間企業の TPP 利用についての配慮が随所にみられる。原産地規則は関税番号変更基準が大半となり自己証明制度が採用された。貿易円滑化では事前教示、迅速通関が規定されている。中小企業の TPP 利用促進については、独立した章（24 章）が設けられ、TPP ウェブサイトの設置などが規定されている。

(2) 日本の交渉結果の評価

1) 自由化率の評価

TPP の日本の自由化率は 95.1% である。従来の日本の FTA の自由化率 85～89% からは大幅に上昇したが、前述のように他の参加国に比べると見劣りがする。これまでは、農水産物を例外にしていたため、FTA 相手国は工業製品を例外に出来た。TPP により日本の FTA の足かせをある程度外すことができ、今後の FTA 交渉でも従来よりは立場が強くなった。日本の自由化率が低いのは農林水産物の自由化率が 81% と低いためであり、これは、聖域 5 品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源植物）の 74% を例外としたためである。その代償として米国の自動車関税は乗用車 25 年、トラック 30 年という超長期関税撤廃期間となった。なお、TPP が発効すれば日本の FTA カバー率は現在の 22.3% から 37% に上昇する。なお、発効後 7 年経過後、あるいは第三国との FTA の発効後に、関税については要請に基づき再協議できることを米国、豪州、カナダ、チリ、ニュージーランドと相互に規定している。

2) 米国との FTA 締結および既存 FTA の自由化拡大

TPP は日本にとり米国との FTA（およびカナダ、ニュージーランド）ができたことを意味し、米国との FTA がある韓国の企業に対する不利が是正される。また、既存の FTA の自由化を前進させている。たとえば、ベトナムについては日越 FTA で例外となっていた 3000cc 超の乗用車の関税が 10 年撤廃となった。日豪 FTA では 82.6% だった豪州の即時関税撤廃率が TPP では 94.2% に高まっている。サービス貿易では、マレーシアがコンビニへの外資規制を緩和し、ベトナムが小売業の出店についての経済需要テスト（出店審査）を 5 年後に廃止など、小売や金融で新たな自由化を行なった。政府調達ではマレーシア、ベトナム、ブルネイは TPP で初めて政府調達の開放を行った。

3) 工業品、農水産物の市場アクセスの改善

工業製品は TPP 全体で 99.9% の自由化率となり、輸出促進効果が期待できる。たとえば、

米国の自動車部品は品目数 87.4%、輸出額 81.3%の関税が撤廃される。米国への自動車部品の輸出額は約 9000 億円、関税は大半が 2.5%だから、関税削減額は概算で 200 億円となる。農水産品(食品を含む)の日本以外の 11 カ国の関税撤廃率は、最終的に 94.1% (カナダ) から 100% (NZ、ブルネイ、豪州、シンガポール) となる。各国の農水産品の高いレベルの自由化は、日本の農林水産品、食品の輸出の強力な応援となる。この機会を利用して攻め(輸出)を強化すべきである。

サービス貿易の自由化、政府調達の開化、投資自由化と保護、基準・規格(TBT)と検疫(SPS)の透明性向上なども日本企業の国際ビジネスを支援する内容である。

4) 日本の TPP 参加の評価

日本の自由化率が他の 11 カ国に比べて低いことから判るように日本の参加により TPP の高い自由化の実現という目標は完全には実現しなかった。一方で交渉を主導してきた米国と発言力の弱い途上国とのバランスをとり、難航していた交渉の妥結に貢献したといえる²。

(3) TPP の意義

大筋合意を踏まえて TPP の意義を再度確認しておきたい。

1) アジア太平洋の新たな通商秩序を創り FTAAP のベースとなる FTA

21 世紀の FTA に相応しい内容を持つ画期的な FTA である。高い自由化レベルと多様なルールを持つ包括的な FTA であり、アジア太平洋地域の新たな通商秩序を形作り、世界の通商ルールの方向を示す FTA となっている。韓国、フィリピン、インドネシアなどがすでに参加の意向を表明しており、TPP が FTAAP になる可能性が高まっている。

2) 21 世紀の FTA に相応しい新しいルールの策定

国有企業、電子商取引など新たなルールが盛り込まれた。とくに、国有企業についての規律は、他の FTA にみられない新たな、そして重要な規定である。これは米国の産業界からの「(民間企業と国有企業の)対等な競争条件」の実現という強い要望に応えたものである。国有企業と TPP 加盟国企業の無差別待遇、国有企業への非商業的な援助³の規制などが規定されている。ただし、特定の国有企業を除外することが認められ、日本を含め各国が地方政府の国有企業を適用除外にしている。

3) 米国が参加するアジアの FTA

EAFTA (ASEAN + 3)、CEPEA (ASEAN + 6) およびこの 2 つを統合した RCEP などアジア

の広域 FTA 構想では米国は除外されていた。TPP への米国の参加の目的の一つはアジアでの米国企業の利益の確保であり、TPP はブッシュ政権時代のアジアとくに ASEAN 軽視からアジア重視（アジア回帰）への転換の具体的な政策である。米国の参加は米国市場への輸出アクセス改善を期待する他のアジア諸国地域の TPP 参加を促す要因となる。

4) 自由、公正、無差別、ルールベースなどの西側市場経済運営の原則による経済統合

オバマ大統領は、TPP 大筋合意後の声明で、「中国のような国にグローバル経済のルールを書かせることはできない。我々がルールを書き、労働者を保護し環境を保全するルールを決めながら米国製品に新しい市場を開く」と述べている。オバマ大統領の TPP に関する声明は、「過去の FTA とは異なり、労働と環境の約束は強制力を持った (enforceable)」と述べている。これは、労働と環境章が紛争解決章の適用対象になったことを意味する。また、最低賃金、労働時間、職業上の安全・健康を規律する法令を定め輸出加工区に適用することが規定されたことも注目に値する。対等な競争条件 (level playing field) についても強調しており、国有企業の規制は中国の国家資本主義に対する牽制という意義もあると指摘されている。

5) 他のメガ FTA の交渉を促進

広域 FTA 構想の中で最初に交渉が始まり、合意に達したのは TPP である。TPP の交渉開始が RCEP、日 EUFTA、日中韓 FTA、TTIP など他のメガ FTA の交渉開始の誘因となったが、TPP の合意により他のメガ FTA の交渉は促進されるだろう。

(4) TPP の原産地規則

TPP の原産地規則は、関税番号変更基準が原則として採用されており、付加価値基準と関税番号変更基準の選択制が一部品目に採用されている。付加価値基準のみは一般機械、自動車など一部品目である。自動車は控除方式の付加価値基準または加工工程基準（特定部品 7 品目）の選択制、自動車部品は関税番号変更基準と付加価値基準の選択制および加工工程基準（特定部品 14 品目）となっている。衣類は生地が TPP 参加国の糸により作られた場合に原産品とするヤーンフォワード（原糸規則）を採用している。

関税番号変更基準は、関税番号（2 桁、4 桁、6 桁など品目で異なる）が変更されれば、原産性を付与するという規定であり、TPP 不参加国を含めどこから輸入しても基準を満たせば原産品として認められるため、企業には使い勝手のよいルールである。また、サプライチェーン構築の選択肢を拡大する。

付加価値基準では完全累積が採用されている。累積とは他のFTA参加国から輸入された部品の価額を生産国での付加価値に加える制度である。完全累積制度は最も寛大な原産地規則であり、TPP参加国で生産された部品は全て付加価値に加算できる。

完全累積制度により、TPP域内でのサプライチェーン構築が制度的に容易かつ有利となる。① TPP参加国からの調達増加、② TPP参加国への原料や部品生産のための投資増加、③ TPP不参加国からの生産拠点や調達の参加国への移転、などが起き、アジア太平洋のサプライチェーンネットワークが変化する可能性がある。また、後述のように衣類のヤーンフォワードによりベトナムへの繊維投資が急増している。

2. サプライチェーン構築と日本企業

(1) サプライチェーンの効率化

サプライチェーンは、顧客の要望する製品を高品質、リーズナブルな価格でできるだけ早く届けることを目的とした調達から生産、販売までの生産ネットワークであり、部品メーカー、製造業者、卸・小売業者などの荷主間のネットワークでもある⁴。競争力の鍵となるのは、コストとスピードであり生産販売リードタイムの短縮が重要である⁵。そのためにはサプライチェーンの効率化が不可欠である。リードタイムの短縮により、①顧客の要望する商品のタイムリーな提供、②不良・不働在庫の減少（倉庫費用と在庫金利の削減）が可能となる⁶。

橋本・石原（2010）によると、FTAにより部品の輸入関税が撤廃され、部品メーカーはよりQCDS（品質、コスト、納期、サービス）を重視した納入を強いられ、低廉かつ高品質なロジスティクス構築を要求されているとして次のような方法を紹介している⁷。

- ①バイヤーズ・コンソリデーション：多頻度少量納入のため輸入者専用のコンテナを仕立てる。バイヤーズ・コンソリデーションと納期・検品・船積・在庫（洋上を含む）・通関などを管理するための情報システムと組み合わせたロジスティクスの構築が必要となる。
- ②VMI: Vendor Managed Inventory: 部品メーカーによる在庫管理であり、家電メーカーが保税倉庫などを利用して行なっている。
- ③クロスドッキング：遠隔地の複数の部品メーカーから調達した部品を通過型物流センターで方面別に荷合わせして出荷する。
- ④ミルクラン：1台のトラックが複数のサプライヤーを巡回し小ロットで混載集荷し製造メーカーにJIT（ジャスト・イン・タイム）納入する⁸。タイトヨタでは150社の部品サプライヤーを5地域に区分して地域ごとにミルクラン調達を行なっている。

⑤共同配送：複数の自動車メーカー、部品メーカーが参加する共同配送で、物量の増大による荷役効率、コンテナ積載率の向上などが可能となる。

⑥広域拠点統合：ロジスティクス拠点を広域で統合し、拠点間を結ぶ物流を太くし、輸送ルートの手数を減らす。

こうした方法のいくつかは複数国にまたがるサプライチェーンの効率化の実現のために国境を超えた物流でも実施されている。根本・石原（2010）は、大量一括物流と中継地混載をその例としてあげている⁹。大量一括物流は、複数部品の混載、部品メーカーとの情報共有化・発注調整、数回分の発注ロットのとりまとめ、複数工場分の部品の混載によりコンテナの積載効率を向上させることができる。中継地混載は、部品1回当たりの出荷量が少ない場合に国際的な中継地でクロスドッキングを行なう方法である。トヨタはシンガポールで中継地混載を行なってきたが、2007年からタイに移管されている¹⁰。中継地混載による輸送にFTAを利用することが出来るかはFTAの規定により、後述のように利用できる場合は中継地でのBack to Back 原産地証明書とラインボイス（第三国インボイス）の発行が要件となる。

（2）日本とアジア間のサプライチェーンの形成と変化

本項では、アジアでの日本企業のサプライチェーンの変遷を日本とASEAN間を事例として地域統合が開始されて以降を概観する。なお、図はイメージ図であることに留意願いたい。

1) 地域統合の開始（1990年代）

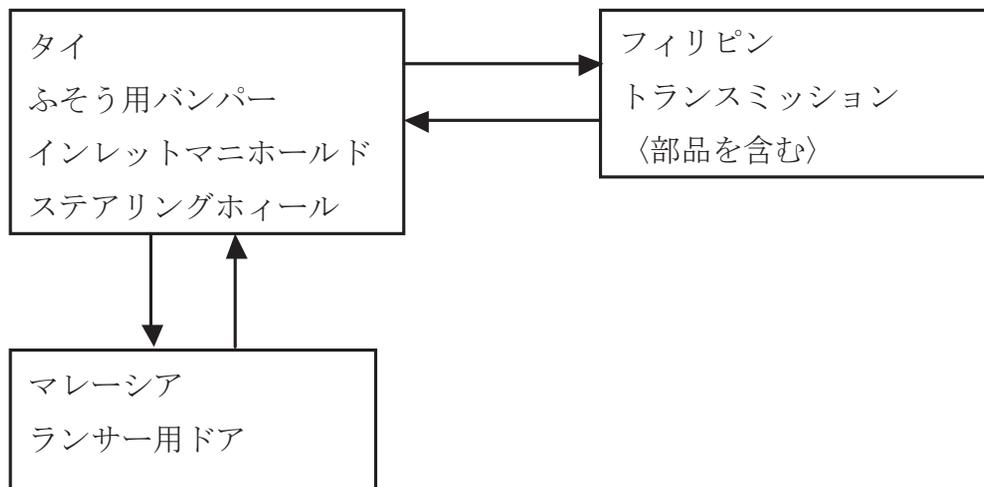
ASEANが地域統合に取り組み始めたのは1990年代に入ってからであり、AFTA（ASEAN自由貿易地域）を1993年に開始した。AFTA開始前の1988年に自動車を対象とした自由貿易スキームであるブランド別自動車部品相互補完流通計画（BBC）が実施に移されていた¹¹。BBCは三菱自動車工業がASEANに提案したスキームで、自動車メーカーによる部品のASEAN域内貿易に対して50%の関税削減を与えた。BBCは三菱自工、トヨタ、日産などにより活用され、部品の集中生産と域内補完を進展させた。1992年にASEAN自由貿易地域（AFTA）創設が合意されるとBBCを全品目に拡大しAFTAに統合するAICO（ASEAN産業協力スキーム）が1996年から実施された。AICOはASEAN域内の企業内貿易に0～5%の特恵税率を適用するなど自由化率も高まった。

AFTAはASEANの域内関税を15年で0～5%に削減する自由化計画であり、当初は工業製品が対象だったが、その後未加工農産品を加え、ASEANに新規加盟した4カ国（ベトナム

ム、ラオス、ミャンマー、カンボジア)も参加した¹²。AFTAは段階的に自由化を進めたため、実効性がないなどの批判があったが、ASEAN6では2002年に当初の目的(0～5%への削減)を実現し、2010年には関税を撤廃した。CLMVの自由化スケジュールはASEAN6よりも遅かったが2015年1月に91%を自由化し、2018年には全品目の関税を撤廃する。2015年10月のASEAN全体の関税撤廃率は95%となっている。

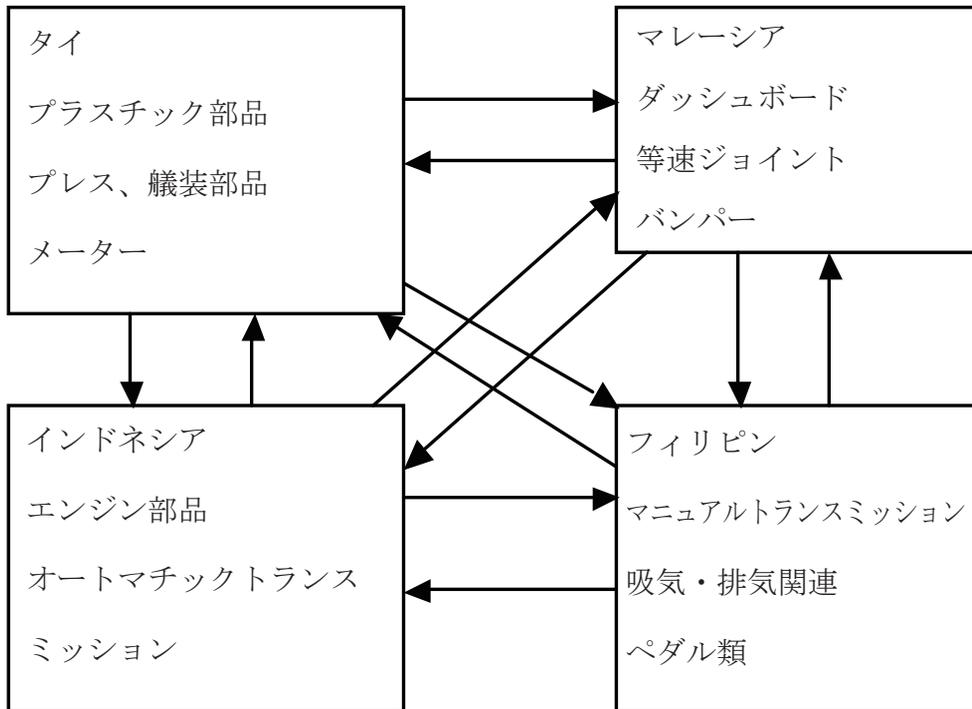
BBC、AICO、AFTAは、輸入代替工業化時期にASEAN各国に進出し、国内販売を目的に生産を行っていた多国籍企業が生産体制の再編のために利用した。輸入代替工業化時期は、自動車、家電などの工業品は高い関税で国内市場が保護されており、ASEAN域内での輸出は不可能だった。そのため、各国国内市場販売を目的に多くの種類の製品を比較的少量生産する体制となっており、非効率生産のため価格は高く、輸入品との競争もないため品質も良くなかった。ASEAN各国では重複投資、重複設備で重複生産を行っていたのである。そのため、最適地での集中生産とBBC、AICO、AFTAを利用した相互補完に切り替え、効率的な生産体制への再編を進めた。ASEAN域内の生産体制の再編はトヨタの事例が有名だが、ここではホンダの事例を掲げている。また、WTOの貿易に関連する投資措置協定(TRIMs)により特定措置の要求(パフォーマンス要求)が禁止され、途上国では2000年から国産部品使用(ローカルコンテンツ)要求が出来なくなった。

図1 BBCスキーム：三菱自動車工業の事例



(出所) 清水一史 (1998) 『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』より作成

図2 AFTA：ホンダの事例



(出所) 大木博巳 (2006) 「ASEAN における日本企業の生産、研究・開発の進化」ジェトロより作成

2) アジア FTA 時代の開始 (2000 年代)

2000 年代に入ると東アジア各国は FTA 交渉を活発化させ、アジア FTA 時代が始まった¹³。2001 年 1 月に始まった日本とシンガポールの FTA (JSEPA) の交渉は、中国 ASEAN の FTA 交渉の誘因となり、2001 年 11 月の中国と ASEAN の FTA 交渉合意は ASEAN を巡る主要国・地域の FTA 競争を引き起こした。日本は 2002 年 1 月に ASEAN との経済連携協定構想を発表し、2003 年 12 月以降、ASEAN 主要国との 2 国間 FTA 交渉を開始した。その後、韓国、インド、豪州・ニュージーランドが相次いで ASEAN との FTA 交渉を開始した。

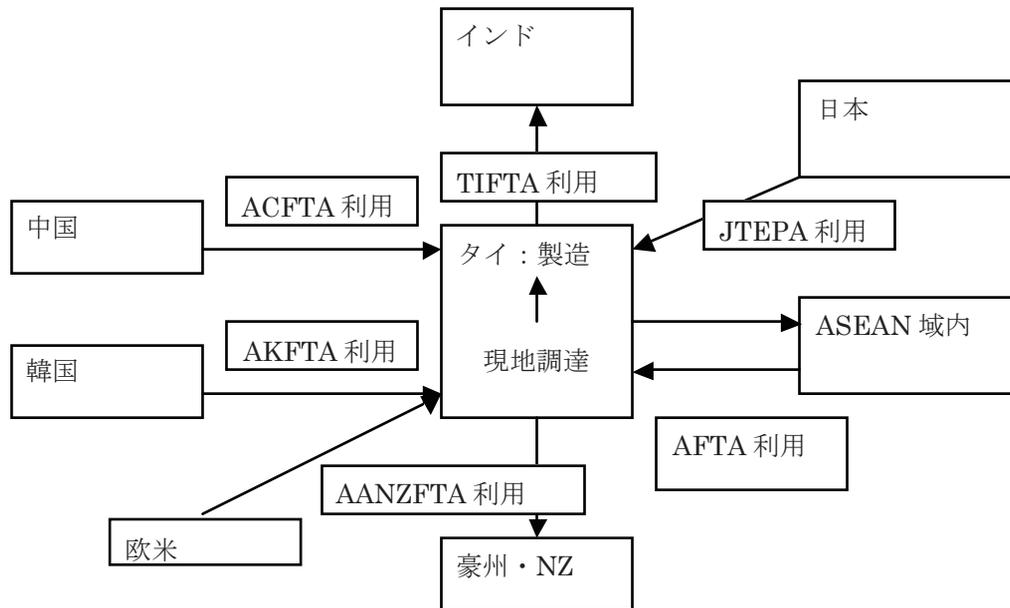
その結果、2010 年には 5 つの ASEAN + 1 が相次いで締結された¹⁴。これは、貿易転換効果による不利益を避けるためである。ASEAN を主要輸出市場としながら ASEAN と FTA を締結していない国は、FTA を締結した競合国の製品に市場が奪われてしまうため ASEAN との FTA に取組まざるを得なくなったのである。

5 つの ASEAN + 1 FTA は、日系企業 (およびその他の企業) に利用されており、ASEAN 域外への輸出と域外からの調達を容易にし、サプライチェーン構築の選択肢を増やし生産ネットワーク形成の多角化を進めた。タイとインド、タイと豪州の間では、ASEAN + 1 に加えて二国間 FTA が締結されている。これらの FTA を利用してタイから豪州への完成車輸出、あるいはインドへの家電製品輸出が増加している。その背景には、FTA を利用できる

ようになったため、豪州での自動車生産、インドでの家電生産を取りやめ、タイに生産移管したことがある。

AFTA を利用した ASEAN 域内からの調達、ASEAN + 1 を利用した ASEAN 域外からの調達の一方で、コスト削減、リードタイム短縮のための現地調達が進んでいる産業がある。その代表は自動車産業であり、野村俊郎（2015）によると、トヨタ自動車の新興国専用車 IMV (Innovative International Multipurpose Vehicle) の現地調達率はタイでは94%であり、旧型ハイラックスの66%から大幅に上昇している。一方、インドネシアでは75%、ASEAN 域内部品調達率は96%に達している（金額ベース）。ただし、部品メーカーの調達は輸入依存が大きく、実際の現地調達率は35%となる¹⁵。インドネシアでは部品サプライヤーの8割が日系企業、その9割弱が系列企業であり、日本でのサプライチェーンが移管された形といえる。

図3 現在のサプライチェーン タイのテレビ生産 (A社)



(注) これはイメージ図であり、原産地規則を満たせずFTAを使えない場合があることに留意が必要。

(出所) 筆者が作成。

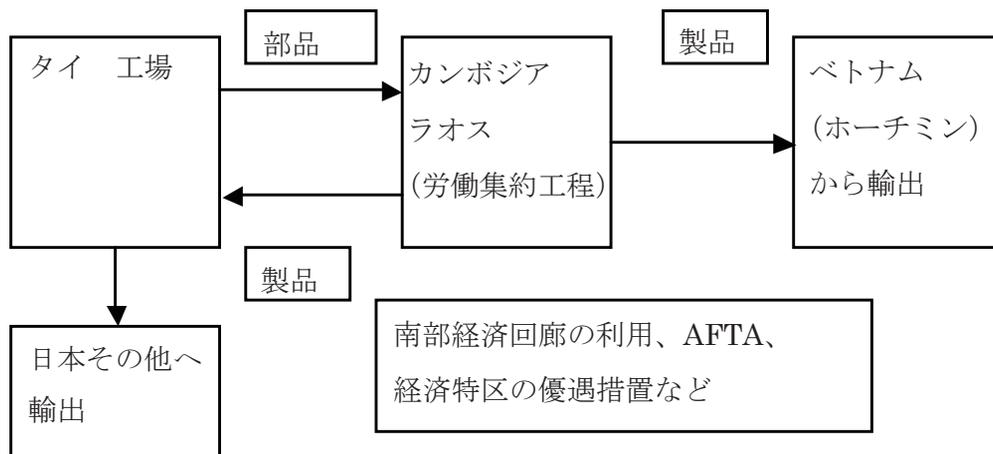
3) 新たな動き：メコン地域へのフラグメンテーション (2010年代)

ASEANは2003年の「第2 ASEAN 協和宣言」でASEAN経済共同体(AEC)の2020年創設を目標とした。2007年に創設年次は2015年に繰り上げられ、2008年からはAECブループリントにより行動計画が実施されている。AECは、物品貿易の自由化からサービス貿易、

投資、資本移動、熟練労働者の移動に統合を拡大・深化させ、輸送協力、エネルギー協力、格差是正などの広範な目標を掲げている¹⁶。サプライチェーン構築の観点で重要なのは、新規加盟4カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム。CLMVと呼ばれる）の関税削減とメコン地域での道路やメコン川の橋梁など輸送インフラの整備である。道路については、アジア開発銀行がイニシアチブを取っている大メコン圏（GMS）計画による経済回廊整備も重要である。その結果、現在はタイを中心にカンボジア、ラオス、ベトナムの間がトラック輸送で結ばれるようになった。

タイの最低賃金引上げや人手不足による賃金上昇からタイの労働集約的工程をカンボジアやラオスなど低賃金国に移す「タイプラスワン」とよばれる動きが顕在化し始めている¹⁷。そして、タイの工場とカンボジア、ラオス、ベトナムの工場や港湾が道路輸送で連結され、新たなサプライチェーンが構築されてきている。工場内の工程を分割し複数国で行なう「フラグメンテーション」がメコン地域で起き、CLM地域の工業化の推進力となっているといえる。

図4 メコン地域の新たな生産ネットワーク



(注) 製品は部品としての完成品を含む。

(出所) 筆者が作成。

4) 仲介貿易とサプライチェーン

実際の貿易は輸出国から輸入国への直送だけでなく、第3国を介在させる仲介貿易が多い。仲介貿易には、①貨物を輸送する物流と貿易書類を送る商流とも第3国経由である「物流・商流とも第3国経由」と②「物流は直送、商流は第3国経由」の2種類がある。FTAは直送を原則とするが、仲介貿易でもFTAを使える規定を設けるものが増えている¹⁸。

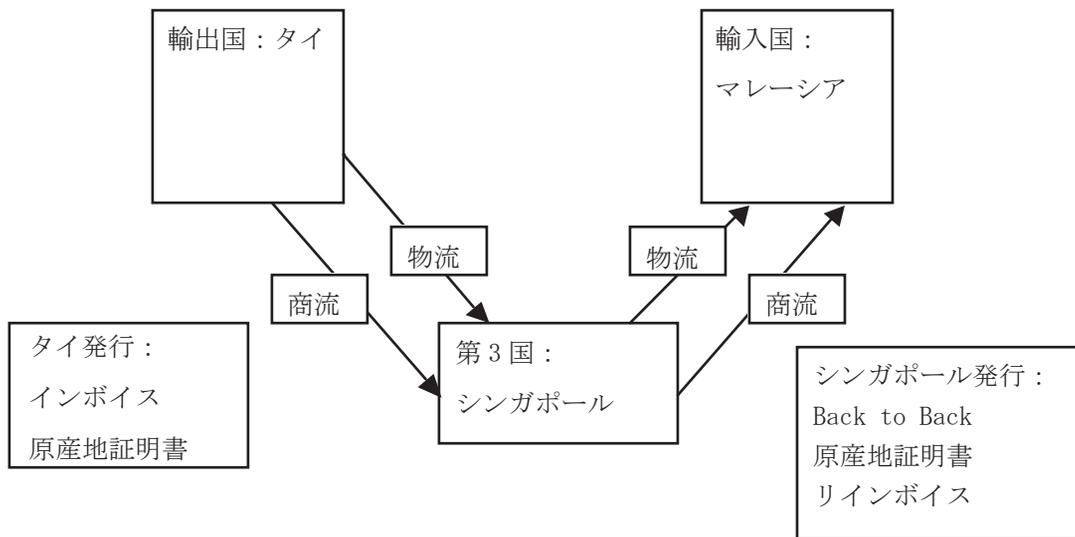
第3国の物流倉庫で製品の一部を保管、需給状況に応じて輸出する「物流・商流とも第

3国経由」で使われるのがバック・トゥ・バック原産地証明書である。貨物は直送するが第3国の統括会社などを経由してインボイスを切り替える取引も多い。この「物流は直送、商流は第3国経由」に使われる第3国インボイスも必要である。

①物流・商流とも第3国経由

アジアでは香港やシンガポールを経由する貿易が多い。中継地で貨物を仕向け地別に積み替えて混載して輸送し物流を効率化する（クロスドッキング）、中継地の倉庫に保管し製品在庫を調整、販売が好調な品不足国への転売といった需給調整などの目的でこのタイプの仲介貿易は利用されている。こうした仲介貿易では、第3国でのBack to Back原産地証明書と第3国企業の発行するラインボイス（第3国インボイス）によりFTA利用が可能となる。第3国は同一のFTA参加国でなければならぬためこの制度はメガFTAほど使いやすい。

図5 物流・商流とも第三国経由



(出所) 椎野・水野 (2010) などを参考に作成。

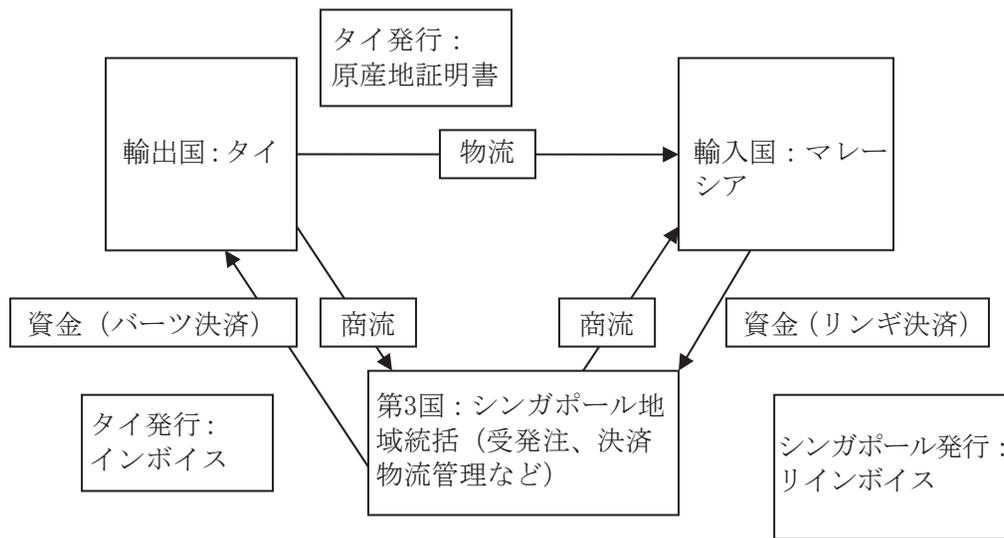
②物流は直送、商流は第3国経由

貨物は直送するが、貿易書類は第3国経由という仲介貿易である。香港やシンガポールに置かれることが多いアジア地域統括拠点で受発注、決済、物流管理、FTA利用の統括などが行なわれるためである。第3国でラインボイスを発効することによりFTAが利用可能となる。

FTA ビジネス研究会 (2014) によると、商流を国際金融センター (シンガポール、香港など)

が置かれている第3国を経由させ、決済業務を一本化することにより、現地通貨建てで決済が可能となり為替変動に強い現地経営が実現する¹⁹。たとえば、シンガポール経由で行えば、アジア各国の通貨の調達が容易なため、タイからシンガポールを経由してマレーシアに輸出する場合、タイではパーツ、マレーシアではリングgitと現地通貨での決済が可能となり、為替リスクや通貨交換の負担が軽減できるというメリットがある。

図6 物流は直送、商流は第三国経由



(出所) 椎野・水野 (2010)、FTA ビジネス研究会 (2014) を参考に作成。

5) メガ FTA 時代 (2013 年以降)

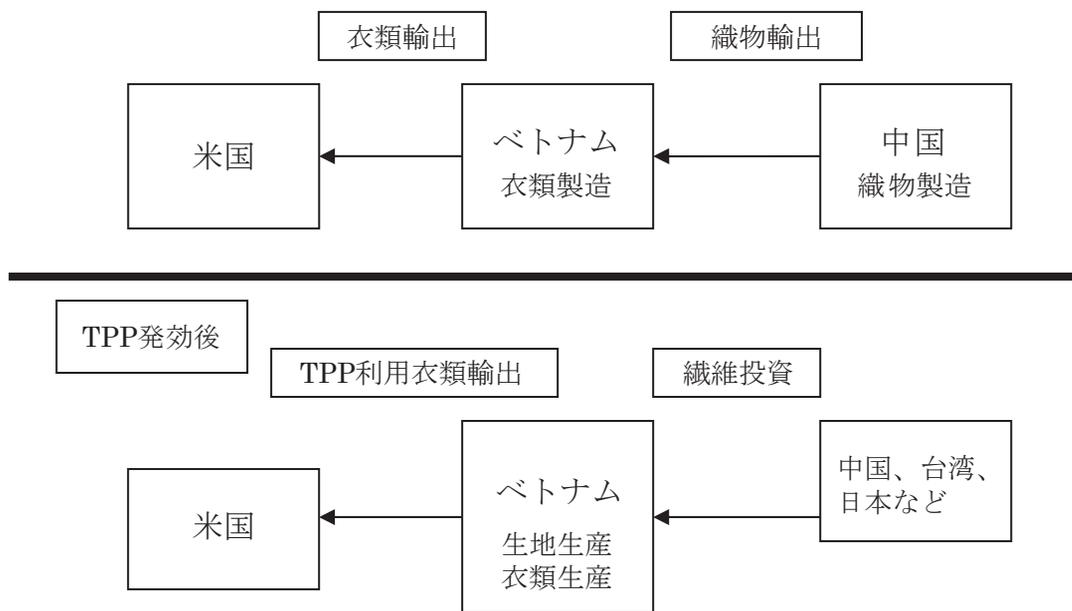
5 つの ASEAN + 1 FTA の締結は大きな成果であるが、その自由化レベル、関税削減方式、対象分野などは異なっている。自由化率は豪州・ニュージーランドとの FTA が最も高く、インドとの FTA は 75% 程度と極めて低レベルである。原産地規則は 40% 付加価値基準と関税番号変更基準の選択方式が多いが、インドとの FTA は付加価値基準と関税番号変更基準の併用という厳しい規則となっている。

ASEAN を中心に FTA のネットワークが出来たが内容が異なっているため FTA 利用のための企業の事務およびコスト負担が大きいという問題が生じた。FTA ネットワークは実際はつながっておらず、たとえば、日本から部品を ASEAN に輸出し ASEAN からインドに輸出する場合、原産地規則 (付加価値基準) を満たせず ASEAN インド FTA を使えないなどのケースが出てきた。こうした問題を解決するには、東アジア各国が参加する広域 FTA を創り、累積原産地規則を導入することが必要である。

アジアの広域 FTA は、2010 年から交渉が始まり、2015 年 10 月に大筋合意に達した TPP

(環太平洋経済連携協定) と RCEP (東アジア地域包括的経済連携) の2つがある。RCEP は目標の2015年合意に至らず、2016年中の合意を目標にしている。TPPの発効は2017年になるという見方が多いが、すでにサプライチェーンへの影響が出始めている。ベトナムでは繊維への投資が急増している。TPPでは衣類の原産地規則として「糸の製造、生地製造、裁断・縫製の3工程をTPP参加国で行わなければならない」という原産地規則(ヤーンフォワード)が採用されたためである。中国製の糸で製造した生地で衣類を製造してもTPPの特恵税率の対象にならないのである。そのため、TPP交渉中から中国企業、台湾企業、日系企業、ベトナム企業などによる繊維製造への投資が行なわれている²⁰。加工工程基準を採用した自動車でもサプライチェーンの変化が起きる可能性があり、調達あるいは投資の動きが注目される。

図7 TPPによるサプライチェーンの変化(ベトナムの衣類)



(出所) 筆者が作成。

3. サプライチェーンの効率化とFTA

(1) FTAを前提とした生産体制の再編

日本企業は、1950年代末～60年代初めの時期にアジア地域に製造業投資を開始した。初期は各国の輸入代替型工業化政策に対応した投資だったが、その後輸出指向型投資に転換し、とくに1985年のプラザ合意後に輸出指向型投資が激増した。1993年からASEAN自由貿易地域(AFTA)形成が始まるとASEAN域内での調達・生産体制の再編が進み、2000年代に入りアジア地域でのFTA締結が本格化するとFTAを利用した生産体制の構築が日本

を含む東アジア全体で進展している。

2010年以降はAFTAの進展、5つのASEAN+1FTAの実現などに加え、メコン地域の経済回廊など輸送インフラの整備に伴い、カンボジアやラオスなど工業化が遅れていた地域が東アジアの生産ネットワークに加わり始めている。東アジアは事実上の統合が先行したといわれるが、こうした生産ネットワークは日本企業を初めとする東アジア企業の投資と企業内取引などの貿易により形成されてきた。ただし、自動車産業などでは関税障壁が高かったため、AFTAなど制度的な統合により関税撤廃が進んだことで途上国間の生産ネットワーク構築が1990年代後半から進展した。

現在、日本企業はFTAを前提とした投資、生産、調達、販売を行なうようになっている。製品を早く、低コストで顧客に提供するために、最適地調達、最適地生産を行い、調達から生産、販売までのネットワークであるサプライチェーンが東アジアで作られている。そしてサプライチェーンの効率化が競争力に大きく影響するようになっている。そのため、FTAは関税撤廃に加えて、サプライチェーンの効率的な構築の支援のための自由化、円滑化などの措置を含む「深い統合」を目指すことが求められている。

多くの国を跨って工場間で部品など中間財が取引される貿易をボールドウィンは21世紀型貿易と名づけている。「物を売る」ための貿易システムである20世紀型貿易に対し21世紀型貿易は「物を作る」ための貿易であり、物、人、アイデア、情報、投資、ノウハウなどが国際的に双方向で移動していると指摘し、21世紀型貿易を「貿易・投資・サービス・知的財産の連携 (nexus)」と呼んでいる²¹。また、20世紀型貿易は、made-here-sold-there という二国間の取引であるのに対し、21世紀型貿易は、made-everywhere-sold-there という多国間に跨る取引であると指摘している。そのため、20世紀型地域主義では関税撤廃を目的とするものでよかったが、21世紀型地域主義は企業の越境取引の複雑化に対応した「深い統合」を具体化する規定が求められるとして、下記のような規定をあげている。

表3 深い統合を具体化する FTA の規定の例

<p>①税関：情報提供、インターネットによる新たな法・規定の提供、訓練。</p> <p>②国家貿易企業：独立した競争当局の設立・維持、生産とマーケティングにおける無差別、情報提供、GATT17条（国家貿易企業の規定：無差別待遇など）の確認。</p> <p>③国家支援：反競争的行為の評価、国家支援の額と支援先の報告、情報提供。</p> <p>④公共調達：漸進的自由化、内国民待遇と無差別原則、インターネットによる法・規制の公表、公共調達システムの確立。</p> <p>⑤ TRIMs：ローカル・コンテンツ、輸出要求に関する規定。</p> <p>⑥ GATS：サービス貿易自由化。</p> <p>⑦ TRIPS：基準の調和、実施、内国民待遇、MFN。</p> <p>⑧競争政策：反競争的ビジネス行為に対する措置、競争法の調和、独立した競争当局の設立。</p> <p>⑨知的財産権：TRIPS 協定で言及されていない国際協定への参加（言及されているのはパリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約、IPIC 条約）。</p> <p>⑩投資：情報交換、法的枠組み、手続きの調和と簡素化、内国民待遇、紛争解決メカニズム。</p> <p>⑪資本の移動：資本移動の自由、新たな規制の禁止。</p>
--

（出所）Baldwin、Richard (2014), "Multilateralising 21st century regionalism", OECD Conference Centre, p14

（2）サプライチェーン効率化に向けた FTA の規定

日本企業の効率的なサプライチェーン構築を支援するための FTA の規定としては次のような内容が考えられる。

1) 投資

アジアの生産ネットワークは企業の投資による生産拠点の設置と部品調達など生産拠点間での取引により作られてきており、投資の自由化と保護は効率的なサプライチェーン構築に最重要である。途上国のサプライチェーンへの参加は企業の投資により実現するため CLM など後発の途上国の工業化のためにも投資自由化は重要である。投資前の内国民待遇など高いレベルの自由化と ISDS を含めた保護、TRIM より広範囲のパフォーマンス要求の禁止などの規定が必要である。

2) サービス貿易

サプライチェーンの構築には、輸送、倉庫など物流、流通などのサプライチェーンに直接関連する分野で外国企業の投資を受け入れることが効果的である。金融、通信、機械の保守やレンタルなど製造業を支援するサービス、IT などのサービス分野の自由化（とくに第3モード）も必要である。サービス貿易は GATS での自由化約束を大幅に超える自由化の実現が求められる。

表4 日本のASEANとの二国間EPAにおける相手国のGATSを超える自由化の例

マレーシア	①機器保守修理・レンタル・リース：建設機器・事務機器などのレンタル・リースの外資 51%（マレーシアで生産された製品の扱いのみ）、②事務機器・ボイラーなどの保守修理の外資 51%（マレーシアで生産された製品・リース業者が扱う場合のみ） ②通信：一部分野で外資制限緩和 ③運輸：外航海運貨物船のレンタルサービスを新に約束 ④その他：会計サービス、エンジニアサービス、医療等に関する研究・開発、市場調査サービス、観光（ホテル）等
タイ	①機器保守修理・レンタル・リース：家電製品の保守修理の外資 60%（タイと日本で生産された自社製品のみ） ②コンピューター関連サービス：外資 50%未満を約束（貸付資本比率条件あり） ③流通：卸・小売の外資 75%（タイで生産された自社製品のみ、自動車は日本生産の自社製品も可） ④その他製造業関連サービス：物流コンサル業は 51%（貸付資本比率条件あり） ⑤運輸：外航海運貨物サービス貨物留保措置撤廃、海運貨物取扱・海運代理店を新たに約束 ⑥その他：ホテル宿泊サービス、広告業の外資 50%以下（貸付資本比率条件あり）
インドネシア	①機器保守修理・レンタル・リース：家電、事務機器、自動車の保守修理についてインドネシアで生産された自社製品を扱う場合に 10 年間の現行法令適用を約束（実質外資無制限） ②コンピューター関連サービス：一部分野につき 3 年間の現行法令適用を約束（実質外資無制限） ③流通：家電、事務機器、建設機器、自動車の卸売業についてインドネシアで生産された自社製品を扱う場合 10 年間の現行法令適用を約束（実質外資無制限） ④金融：金融リース業の借入資金対自己資本比率制限につき調達元別内外差別撤廃 ⑤通信：専用線サービスなど一部分野を新たに約束、基本電気通信サービス等の外資制限を 40%に緩和 ⑥運輸：海運貨物取扱いサービス、船舶の賃貸サービスを一定制限のもとに新たに約束 ⑦その他：旅行代理店サービス・ツアーオペレーターサービスにおける事業者数制限緩和などを約束

（出所）経済産業省（2015）『不公正貿易報告書 2015 年版』

3) 貿易円滑化

貿易円滑化は、迅速かつ効率的な物流に不可欠であり、重要性を増している。税関業務の簡素化、シングル・ウィンドウ、シングル・ストップ（陸送の場合）、透明性の向上などが求められている。日本の EPA では、事前教示制度があり、TPP でも事前教示制度が採用された。また、TPP では迅速通関（貨物到着から 48 時間以内の引取り許可）と急送貨

物は書類提出から6時間以内の引取り許可が規定されている。途上国では依然として問題となっている通関に関連する汚職はコスト増の要因であり TPP のようにその防止を規定すべきである。

4) 原産地規則

原産地規則は寛大で企業が使いやすいものが望まれる。日本の EPA の原産地規則は、①付加価値基準と関税番号変更基準の選択方式、②累積規定、③第三国経由の仲介貿易での利用、④ロールアップなど、が規定されており、企業の使い勝手が良い規則と評価できる。原産地証明については、①第三者証明が当初採用され、その後、②認定輸出者（スイス、メキシコ、ペルー）が追加され、豪州との EPA で③自己申告制度が採用された。自己証明制度の採用が世界の方向性だが、企業の負担が大きく第三者証明との併用が望ましい。企業からは原産地証明の価格記載要件の撤廃が要望されており、AFTA では日系企業の要望を受け入れて付加価値基準で価格記載要件を撤廃した。

表5 原産地規則における累積制度

- ・ ロールアップ：締約国からの輸入部品が付加価値基準を満たしていれば100%の価額を原産に加算。
- ・ ロールダウン：締約国からの輸入部品が付加価値基準を満たしていなければ付加価値を全く加算しない。
- ・ 救済テスト（吸収ルール）：締約国からの輸入部品が付加価値基準を満たしていなくても付加価値を原産に加算。
- ・ 完全累積はロールアップと救済テスト（吸収ルール）を併用。ただし、TPP の完全累積は救済テスト（吸収ルール）である。
- ・ 部分累積：①ロールアップとロールダウン（欧州経済領域）、②ロールアップなし・ロールダウン、③ロールアップ・部分的な救済テスト（ATIGA、原産比率20%以上）
- ・ FTA 締結国累積制度（EU、カナダ FTA）当該 FTA 以外の FTA 締結国からの輸入品に原産性を認める。

（出所）日本機械輸出組合（2005）「APEC 域内の原産地規則及び税関手続きに係る調査研究」、Inama, Stefano and Sim, Edmund W (2015) "Rules of Origin in ASEAN: A Way Forward" Cambridge University Press などにより作成。

5) 規格・基準

日本の EPA では、① WTO の TBT 協定の権利義務の再確認と情報交換、協力、照会所の指定の規定、②相互承認（MRA）章で、輸入国の基準・手続に基づき輸出国の政府の指定した機関が行った適合性評価を同等のものとして相互に受け入れ、が規定されている。適用範囲は電気製品と通信端末機器と無線機器であり、日本は MRA 法を制定（シンガポールとの EPA）、③相互承認章を設け電気製品を対象に適合性評価結果を相互に受け入れ、MRA 法

ではなく電気用品安全法で実施を担保（タイ、フィリピンとの EPA）となっている。

EU シンガポール FTA では、電気電子製品では第 3 者認証の撤廃と供給者適合宣言、自動車と部品では UNECE 基準および EU の試験結果の承認を規定している。適合性評価の相互承認の拡大を図るとともに、TPP のように FTA 締約国の規格作成への参加、適合性評価の結果を受け入れないときの理由の説明など透明性の向上などの規定を入れていくべきであろう。

6) 知的財産権

日本企業はアジア地域で知的財産権の侵害により大きな被害を被っており、また、今後アジアで研究開発を行なっていくためにも知的財産の保護強化は重要である。TRIPS 協定で言及されていない国際協定への参加、知的財産保護の強化に関する TPP の規定を取り込んでいくべきであろう。

7) 競争政策

ASEAN では競争法が制定されている国は 5 カ国であり、残りの 5 カ国は制定されていない。途上国では競争法令の制定と競争法令執行当局の設立のための協力が必要である。日本の EPA では、競争章で反競争的行為に対し当局が自国法に基づき適当と認める措置をとることと反競争的行為の規制に関して協力することなどが規定されている。TPP では、競争法令の制定、当局の維持、競争法令を自国で全ての商業活動に適用するように努めること、競争法令の執行における手続きの公正な実施、競争法令の違反により自己の事業、財産に対する損害を受けた者が救済を求める権利（私訴の権利）などが規定されている。

TPP では、競争政策章とは別に国有企業および指定独占章が設けられ、国有企業が物品サービスの購入・販売に当たり商業的考慮に従って行動することの確保、他の締約国の企業、物品、サービスに当該締約国、当該他の締約国以外の締約国、非締約国以外の企業よりも不利でない待遇を確保すること（内国民待遇、最恵国待遇）、非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないことなどが規定されている。

8) FTA 利用に関する情報提供などの支援

メガ FTA 時代に入り、企業が利用できる FTA は多くなってきた。これは、輸出や調達に当たり利用できる FTA の選択肢が増えたことを意味する。一方で FTA 利用に関する実務が複雑化している。たとえば、マレーシアの日系企業がベトナムから調達を行なう場合、AFTA、ASEAN + 1 FTA をこれまで利用できたが、今後、TPP、さらには RCEP も使えること

になる。各FTAの譲許表（ステージング表があればより便利）を比較し、どのFTAを使えば最も有利なのかを判断する必要がある。各FTAの原産地規則や原産地証明手続きも検討すべきであるし、マレーシアからの輸出先により使うべきFTAは異なってくる。TPPでは環境や労働の規定があり、規定に違反する物品の輸入を規制している。こうしたFTAを使うための調査とそのための手続きは中小企業が自社の人員のみで行うのは困難である。ジェトロ、商工会議所などによるFTA利用のための情報提供、相談を格段に充実する必要がある。

4. TPP大筋合意後の日本のFTA政策

2018年までにFTA比率70%を目指すことが現在の目標となっている。現在22.3%だが、TPPが発効すれば37%に上昇する。まずは、TPPの発効と参加国の増加、RCEPの合意を目指すべきである。RCEP合意後はFTAAP交渉が目標となる。

(1) TPPの発効

2015年10月の瀬戸際の合意は漂流よりもはるかに良かったと評価できる。途上国は、あまりに急進的なスケジュールは対応が難しい。体制移行でもアジアは漸進主義で成功しており、高い目標を掲げながらの段階的な自由化が現実的である。まずは、TPPの批准と発効が重要である。TPPは生きた協定なので、継続的自由化の実施（関税、政府調達、競争など）が可能と考えられる。FTAAP実現に向けてTPP参加国の拡大を図ることが求められる。とくに、日本企業のサプライチェーンの中で極めて重要な位置にあるタイの参加が望まれる。なお、インドネシア、フィリピン、韓国、台湾などが何らかの形で参加の意思あるいは希望を表明している。

(2) RCEP

2013年に交渉を開始したRCEPは2015年合意を目標としていたが、合意は2016年に繰り越された。RCEPは製造業生産の5極（日中韓ASEANインド）を含んでおり、日本企業のサプライチェーンに重要なFTAである。アジアの日本企業の部品調達の90～95%がRCEP参加国からとなっている²²。日本の輸出では、TPP参加国向けが30%に対し、RCEP参加国向けは46%である。RCEPは世界のGDPの29.6%（2012年）を占めているが、2050年には50%を超える可能性（世界銀行）があり、市場としての重要性は極めて大きい。

自由化はASEAN+1FTAを相当程度上回ることを目標にしているが、ASEANインドFTA(AIFTA)の自由化率が75%程度と低く、インドは高い自由化率に対して消極的である。

2015年12月20日に発効した中韓FTAの自由化率も10年目で韓国79.2%、中国71.3%と低い。こうしたネガティブな要因から高い自由化率が実現できるかは不透明である。

原産地規則は寛大で企業が使いやすいものにすることが必要である。ただし、AIFTAは付加価値基準と関税番号変更基準の双方を同時に満たさねばならず（併用方式）きわめて厳格である。中韓FTAの原産地規則も一部は厳格（乗用車は併用方式で60%付加価値基準と関税番号変更基準の併用）である。40%付加価値基準と関税番号変更基準の選択方式、完全累積、仲介貿易での利用可能などが求められる。なお、ASEANと豪州・ニュージーランドFTAでは完全累積の採用を検討している。

RCEP参加国は日本、韓国、シンガポールを除きWTOの政府調達協定に参加していない。TPPでは、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、豪州、ニュージーランドが政府調達を開放しており、RCEPでも政府調達の開放を検討する時期がきている。

表6 AFTAおよびASEAN+1FTAの原産地規則

	AFTA	AJCEP	ACFTA	AKFTA	AANZFTA	AIFTA
一般規則	RVC40%、CTHの選択型	RVC40%、CTHの選択型	RVC40%	RVC40%、CTHの選択型	RVC40%、CTHの選択型	RVC35%とCTSHの併用型
RVCの計算方式	直接法と間接法	間接法	直接法	直接法と間接法	直接法と間接法	直接法と間接法
品目別規則 (PSRO)	繊維衣料品、鉄鋼、電子製品、自動車など	全てのHS章にある	皮革、繊維衣料品	全てのHS章にある	全てのHSの章にある	
累積	適用、部分累積規定あり	適用	適用	適用	適用	適用
デミニマス	適用 (FOBの10%)	適用 (一部品目)	不適用	適用 (一部品目)	不適用 (一部品目)	不適用
ロールアップ		あり				

(注) RVCは付加価値基準、CTHは関税番号変更基準 (HS4桁)、CTSHは同6桁。

(出所) 各協定及びStefano Inama and Edmund W Sim(2015), "Rules of Origin in ASEAN: A Way Forward", Cambridge pp.41-43 により作成。

(3) FTAAP

TPP、RCEP合意後の課題はFTAAPをどのように創設するかである。TPPとRCEPがFTAAPへの道筋と位置づけられているが、TPPが先に合意しTPP参加国が増加する可能性が高い。韓国、ASEAN主要国がTPPに参加すれば、TPPがFTAAPへの道筋となるのではないか。FTAAPには米国の参加が不可欠であるが、自由化率が低くなる可能性があるため米国の参

加は考えにくい。一方、前述のように中国がTPPに参加する可能性はあるが、インドの参加はありえない。RCEPはインドを含む東アジアのFTAとしての意義があり、困難は予想されるが高い自由化率を目指して交渉を行うべきである。

注

- 1 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPPにおける関税交渉の結果」、同「環太平洋パートナーシップの概要（暫定版）（仮約）」、同「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の全章概要」、New Zealand Government, “TPP Agreement”
- 2 交渉の内幕については、甘利明「アメリカ代表を何度も怒鳴りつけた TPP 交渉二年七カ月の全内幕」『文藝春秋』2015年12月号、が詳しい。
- 3 贈与や商業ベースよりも有利な条件での貸付などと例示されている。
- 4 根本敏則・橋本雅隆（2010）「自動車のグローバル・ロジスティクス」、根本敏則・橋本雅隆編『自動車部品調達システムの中国・ASEAN 展開』中央経済社、9ページ。
- 5 飯塚博氏のご教示によると、生産リードタイムが3ヶ月とすると調達に30～60日を要している。
- 6 飯塚博（2010）「東芝におけるFTAと生産・調達ネットワーク」報告資料。
- 7 橋本雅隆・石原伸志（2010）「グローバル・ロジスティクスの形成と制約要因ータイ通関制度下での部品調達ロジスティクスの最適化」。根本・橋本前掲書所収。
- 8 橋本雅隆・石原伸志・林克彦（2010）「タイトヨタの自動車部品のミルクラン調達」、根本・橋本編前掲書、87ページ。
- 9 根本敏則・石原伸志（2010）「トヨタの自動車生産と部品調達ロジスティクス」、根本・橋本前掲書所収、54～55ページ。
- 10 根本敏則・石原伸志（2010）「トヨタの自動車生産と部品調達ロジスティクス」、根本・橋本前掲書所収、65ページ。
- 11 清水一史（1998）『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房、109～137ページ。
- 12 AFTAについては、助川成也（2015）「AFTAと域外とのFTA」石川幸一・朽木昭文・清水一史『現代ASEAN 経済論』文眞堂、177～190ページ。
- 13 石川幸一（2011）「新段階に進むアジア太平洋の地域統合」アジア政経学会『アジア研究』第57巻3号、11月。
- 14 5つのASEAN + 1 FTAについては、助川（2015）を参照。
- 15 野村俊郎（2015）『トヨタの新興国車 IMV そのイノベーション戦略と組織』文眞堂、135ページ。
- 16 ASEAN 経済共同体については、石川幸一・清水一史・助川成也（2013）『ASEAN 経済共同体と日本』文眞堂、を参照。
- 17 代表的な例として、ミネベア（カンボジア）、スワニー（カンボジア）、矢崎総業（ラオス）などがあげられる。牛山隆一（2012）「CLMにおける日本企業の事業展開」日本経済研究センター『アジア「新・新興国」CLMの経済』93～119ページ、牛山隆一「日本企業、メコン圏で経営を強化ーカンボジア進出事例を中心に」日本経済研究センター『メコン圏経済の新展開』66～85ページ。
- 18 椎野幸平・水野亮（2010）『FTA 新時代』ジェトロ、132～136ページ。
- 19 FTA ビジネス研究会編（2014）『FTA/EPA でビジネスはどう変わるか』東洋経済新報社、204～206ページ。
- 20 「ベトナム、縫製の好適地」日本経済新聞2014年11月22日付け、「ベトナムを対米輸出拠点に」日本経済新聞2016年1月15日付け。
- 21 Baldwin, Richard(2014) ” Multilateralising 21st Century Regionalism” , OECD Conference Centre, Paris
- 22 石川幸一（2015）「RCEPの意義と課題」石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会『FTA 戦略の潮流：

第8章 日本企業のサプライチェーンとFTA

課題と展望』文眞堂、42 - 52 ページ。

第9章 サービス貿易と TPP

石戸 光

はじめに

サービス産業は近年実体経済において大きく拡大しており、日本の場合には2015年時点でGDPの75パーセントほどを占めている。しかしサービスの貿易面となると、財貿易の4分の1程度に過ぎず、さらなるサービス貿易の拡大は日本の経済成長戦略として自然かつ必要不可欠なものであろう。環太平洋パートナーシップ協定（TPP）は、財貿易だけでなく、サービス貿易の自由化も目指したものであるため、日本経済の大きな景気刺激策となる可能性を持っている。本章では、サービス部門の拡大とTPPの可能性について、公開された情報を元にしなが、貿易理論を援用した考察を行う。第1節においては、サービス部門の拡大とTPPの可能性について述べ、第2節においては、TPPのサービスに関連する条文を概観する。続く第3節ではサービス貿易とTPPに関する政策課題を論じ、「おわりに」では、本章の総括を行いたい。

1. サービス部門の拡大と TPP¹

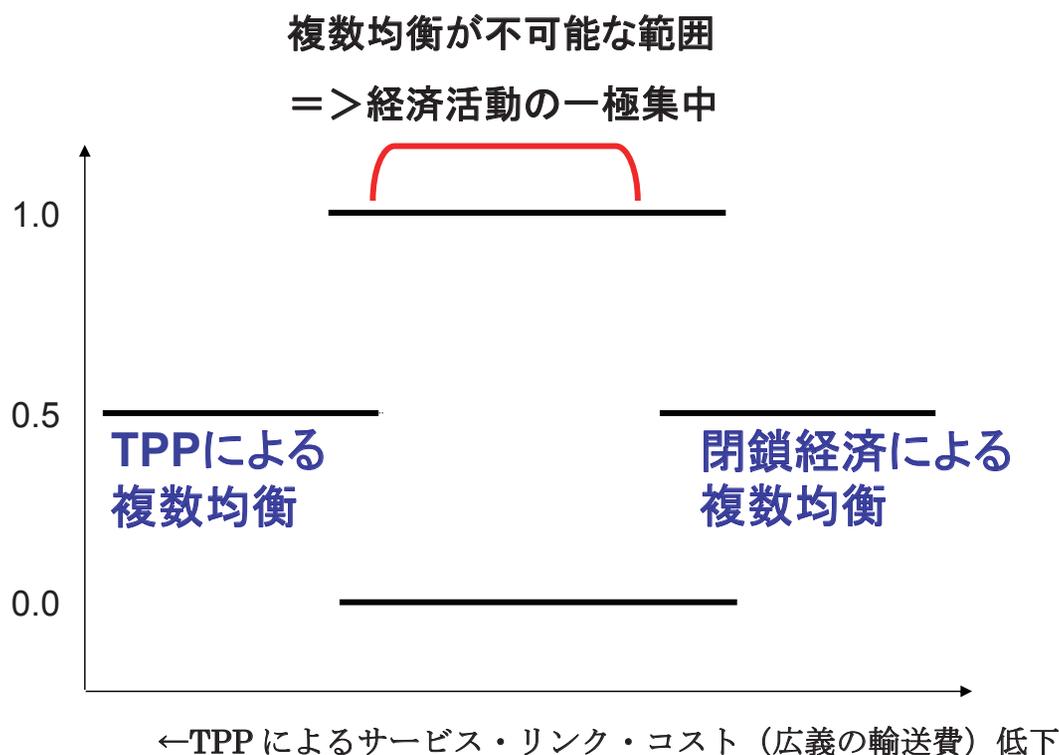
サービス産業とは、触れることのできない経済的な付加価値を生産する産業であり、形がなく、目に見えない活動である点でモノの生産と根本的に区別される。また一括りにサービスといっても多種多様な活動が含まれる。例えば、輸送、金融、通信、流通、飲食店、医療、教育・研究、建設、法務や会計、情報処理・調査など企業活動をサポートするサービス、そして、理美容、冠婚葬祭など個人の生活をサポートするサービスなどである。そして国境をまたいだサービスの売買がサービス貿易である。現代経済においては、触れることのできない経済的な価値のシェアが高まっており（「経済のサービス化」と呼ばれる）、日本を含む先進諸国において、GDPに占めるサービスのシェアは年々高まっている。

サービス貿易は財貿易と異なって、生産と消費を時間的に分離することが不可能で、また消費の不可逆性や転売不能性、また契約内容の予測不能性および複数企業の集積による規模の経済性が存在している。そのため消費者に近接して需要構造を探った上でサービス提供を行うことが不可欠になる。

国境を越えて分散する生産工程間を結ぶ（リンクする）サービスにかかるコストを「サービス・リンク・コスト」というが、Fujita, Krugman and Venables(1999)らにより開拓された「空間経済学」では、図1のような「広義の輸送費」とほぼ同じ意味合いとなる。こ

の図において、2つの空間上の地点での経済活動のシェア（縦軸）は、TPP などを通じたサービス産業の高まりで「複数均衡」（2つの地点ともに経済活動が発展）となりうる。すなわち TPP を通じたサービス・リンク・コストの低減により、東京への一極集中を避け、複数の都市圏が発展していくことが期待されるのである。²

図1. 日本が分散的に発展するシナリオ：TPP による「複数均衡」



出典：Fujita, Krugman and Venables (1999) をもとに作成。

2. サービス貿易関連の TPP テキスト

(1) 日本政府による TPP の概要（サービス貿易関連）³

TPP 協定の「第10章. 国境を越えるサービスの貿易」においては、サービス貿易のうち、第1モード（サービス提供者と消費者の国境をまたいだサービス貿易）および第3モード（サービス提供者による商業拠点の設立を通じたサービス貿易）に関するサービス自由化が規定されている。⁴ この章では、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（いずれの TPP 締約国も、サービス提供に対する数量制限を課してはならないこと、また特定の形態の法定の事業体や合弁企業を通じてサービスを提供することを要求してはならないこと）、さらに現地における拠点（いずれの締約国も、他の締約国のサービス提供者に対し、サービス7の提供を行うために、自国の領域に事務所若しくは関連機関を設立すること又は居

住することを求めることはできないこと)が規定されている。TPP 締約国は、これらの義務を「ネガティブリスト方式」に基づいて受け入れることとなっている。すなわち、各締約国の市場は、各締約国が本協定に添付される締約国別の2つの附属書のいずれかにおいて例外(適合しない措置)とする場合を除き、TPP 締約国からのサービス提供者に対して完全に開かれていることを意味する。これらの例外(適合しない措置)は、(1) 現行の措置(締約国が将来当該措置をより制限的なものとしないう義務及び(将来当該措置の自由化を行った場合には)その自由化の水準を保証する義務を受け入れるもの)、(2) 将来における完全な裁量を維持する分野及び政策、の2つからなる。

TPP はモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化などを進め、幅広い分野で21世紀型のルールを構築することが想定されている。サービス分野での個別の具体的成果として、日本の産業界からの主要関心分野であった外資規制の緩和がなされることとなった。例えばベトナムでは、以下が挙げられる。⁵

- ・TPP 発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土で「経済需要テスト」を廃止
- ・電気通信業の外資出資比率規制の緩和(65パーセントから75パーセントへ)
- ・地場銀行への外資出資比率規制の緩和(15パーセントから20パーセントへ)
- ・劇場、ライブハウス等娯楽サービスの外資規制緩和(現行上限の49パーセントから51パーセントへ)、国内映画優先指定の緩和

マレーシアでは、以下の緩和措置が挙げられる。

- ・小売業(コンビニ)への外資規制の緩和(コンビニへの外資出資禁止が改善され、出資上限30パーセントへ)、小売業の諸手続きが緩和され、透明性も向上
- ・外国銀行の支店数の上限拡大(8支店から16支店へ)
- ・外国銀行の店舗外の新規ATM設置制限の原則撤廃
- ・国営企業再保険事業体からの再保険購入義務の緩和(購入割合一律30パーセントから、2.5パーセントへ)
- ・信用格付け会社への外資出資比率規制の撤廃(現行は上限49パーセント)
- ・ブミプトラ政策(多数を占めるマレー系の優遇政策)に関する留保が大幅に限定。留保内容が明確

またカナダについては、以下の緩和措置が行われる。

- ・投資の事前審査の閾値の引き上げ(369百万カナダドルから、15億カナダドルへ)
- ・クールジャパン推進の障害となりうる文化関連規制を限定
- ・オンラインで提供される外国の音響映像コンテンツに対して規制を設けない

(2) 日本のサービス業関連の個別留保内容：「付属書 I」および「付属書 II」

TPP における越境サービスおよび投資（農業および製造業を含む）に関しては、共通の「付属書 I」および「付属書 II」が規定を行っている。サービス業関連の個別留保内容のうち、「付属書 I」は現在留保（発効時に存在し、今後も維持することができる措置）を記載したものであり、「付属書 II」は、現時点で存在しない規制についての将来留保（将来新たに規制を導入することができる分野）である。日本の留保内容は、それぞれ以下の (a)、(b) の通りとなっている。

(a) 「付属書 I」における日本の現在留保の概要⁶

1. 農林水産業（植物ブリーダーの権利）：日本に居住しない外国人には基本的に権利を付与しない。
2. 農林水産業：投資にあたっての事前通知および審査を受けること。
3. 自動車メンテナンス業（自動車の解体修理ビジネス）：作業場を日本に設置し、審査を受けること。
4. ビジネスサービス（職業斡旋業、港における荷役、海洋関係労働者および建設業の派遣サービス）：日本に拠点を設置し、許可を得ること。
5. 集金代行サービス：拠点を日本に設置し、弁護士資格を有すること。
6. 建設サービス：拠点を日本に設置し、許可を得ること。
7. 流通サービス（アルコール飲料に関連する卸売・小売および仲介サービス）：サービス提供の企業数に需給バランスに応じた数量制限を行う。
8. 流通サービス（公営卸売市場における卸売サービス）：数量制限のある免許を取得すること。
9. 教育サービス（高等教育）：非営利の学校法人を設立すること。
10. 熱供給：事前通知が必要で、国内安全保障の観点での審査を受けること（事業範囲の変更が求められることもある）。
11. 情報通信サービス（電気通信）：NTT の株主で投票権の観点から構成が 3 分の 1 を超える外国人、外国政府（代理人を含む）および外国法人は株主として登録されない。外国人は日本電信電話株式会社、NTT 東日本、NTT 西日本において取締役または監査役に就任できない。
12. 情報通信サービス（電気通信およびインターネット関連サービス）：事前通知および国内安全保障の観点での審査を受けること（事業範囲の変更が求められることもある）。

13. 製造業（船舶建造および船舶修理・海洋エンジン製造）：経済ニーズテストを受けた後に免許を取得すること。
14. 製造業（医薬品製造）：事前通知を行い、事業の範囲について審査を受けること。
15. 製造業（皮革および皮革製品製造）：事前通知を行い、事業の範囲について審査を受けること。
16. 船舶の国籍：国際海上輸送サービスは日本人あるいは3分の2以上の役員が日本人である日本企業のみが行うことができる。
17. 測定サービス：拠点を設立し、国内関連機関に登録すること。
18. 医療、ヘルスケアおよび厚生：労働保険は拠点を設立した国内関連団体のみが行うことができる。
19. 鉱業および鉱業関連サービス：日本人あるいは日本の事業体のみが採掘権あるいは採掘権をリースする権利を有する。
20. 石油産業：事前通知を行うとともに、審査を受けること。
21. 専門家サービス：弁護士サービスを行うには、弁護士の資格を取得し、事務所を設立すること。事業体として法的サービスを提供する場合には、弁護士法人を設立すること。
22. 専門家サービス：外国法事務弁護士サービスを行うには、日本の国内法に基づき登録を行うこと。また一年間に180日以上日本に滞在しなければならない。
23. 専門家サービス：弁理士サービスを提供するには、弁理士の資格を取得すること。事業体の場合には、特許業務法人を設立すること。
24. 専門家サービス：公証人は拠点を設立した日本国籍の者に限る。
25. 専門家サービス：司法書士サービスを提供するには、司法書士の資格を取得すること。事業体の場合には、司法書士法人を設立すること。
26. 専門家サービス：公認会計士サービスを提供するには、公認会計士の資格を取得すること。事業体の場合には、監査法人を設立すること。
27. 専門家サービス：税理士サービスを提供する場合には、税理士の資格を取得し、事務所を設立すること。事業体の場合には、税理士法人を設立すること。
28. 専門家サービス：建築士あるいは建築技師はそれぞれ該当する資格を取得し、拠点を設立すること。
29. 専門家サービス：社会保険労務サービスを行うには、社会保険労務士の資格を取得し、拠点を設立すること。事業体の場合には、社会保険労務士法人を設立すること。
30. 専門家サービス：行政書士サービスを行うには、その資格を取得し、拠点を設立する

こと。事業体の場合には、行政書士法人を設立すること。

31. 専門家サービス：海事代理サービスは海事代理士の資格を持つ自然人により提供されること。
32. 専門家サービス：土地家屋調査を行う自然人は資格（土地家屋調査士）を取得し、拠点を設定すること。事業体としてサービス提供を行う場合は土地家屋調査会社を設立すること。
33. 不動産：建設用土地取引、建築物取引、不動産シンジケート業およびマンション管理を行う場合には、拠点を設立し、免許を得ること。
34. 不動産鑑定サービス：拠点を設立し、国内関連政府機関に登録すること。
35. 航海士：公的文書に記載された航海士以外の日本企業に雇用される外国人は、日本国旗を掲げた船舶上で就労してはならない。
36. セキュリティーガードサービス：事前通知を行い、国内の安全保障および公的秩序の観点での審査を受けること。必要な変更を経た後に許可が与えられる。
37. 職業安全・健康関連サービス：日本に居住するか拠点を設立し、また関係国内機関に登録すること。
38. 測量サービス：拠点を設立し、登録を受けること。
39. 輸送サービス（航空輸送）：事前通知と審査および（必要に応じ業務内容変更の後）許可を受けること、外国籍の自然人あるいは法人による日本の航空会社の株式保有を拒否できること等。
40. 輸送サービス（航空輸送）：事前通知と審査および（必要に応じ業務内容変更の後）許可を受けること、外国機の日本国内地点間での就航は認めない等。
41. 輸送サービス（航空機の登録）：外国籍の航空機は日本国内において航空機登録ができない。
42. 輸送サービス（税関手続き代行）：拠点を日本国内に設置し、許可を受けること。
43. 輸送サービス（航空貨物輸送を除く貨物輸送）：外国籍の自然人および法人は拠点を設置し、許可を受けること（許可は互恵的に与えられる）。
44. 輸送サービス（航空貨物輸送）：外国籍の自然人および法人は、日本国内地点間の航空貨物輸送を行うことができない。国際的輸送の場合、許可を受けること（許可は互恵的に与えられる）。
45. 輸送サービス（鉄道輸送）：事前通知を行い、国内の安全保障の観点での審査を受けること。必要な変更を経た後に許可が与えられる。
46. 輸送サービス（道路旅客輸送）：事前通知を行い、国内の安全保障および公的秩序の

観点での審査を受けること。必要な変更を経た後に許可が与えられる。

47. 輸送サービス（道路輸送）：拠点を設置し、許可を得ること。
48. 輸送サービス（道路輸送関連サービス）：経済ニーズテストに基づいて与えられる免許を取得すること。
49. 輸送サービス（輸送関連サービス）：水先案内人は日本国籍の自然人のみ。
50. 輸送サービス（水上輸送）：海上輸送による日本の港への入港許可は相互主義による。
51. 輸送サービス（水上輸送）：事前通知および審査が必要。
52. 輸送サービス（水上輸送）：外国船の入港を禁じる港には、日本船籍のみ入港可能。
53. 職業技術テスト：拠点を設立し、非営利団体としてサービス提供すること。
54. 水供給および水道関連工事：事前通知を行い、国内の安全保障の観点での審査を受けること。必要な変更を経た後に許可が与えられる。
55. 卸売・小売（家畜取引）：日本に居住し、免許を取得すること。
56. 航空産業（航空機の維持管理および修理）：事前通知を行い、国内の安全保障の観点での審査を受けること。必要な変更を経た後に免許が与えられる（数量制限あり）。またサービス提供のための工場を建設すること。

(b) 「付属書 II」における日本の将来留保の概要⁷

1. 全部門（経営幹部および取締役会）：投資家としての所有権・行使できる権利および国籍の規制についての権利を留保する。
2. 全部門：電信、賭博、たばこ製造、日本銀行券製造、コイン製造および郵便サービスについて、の投資にあたっての規制の権利を留保する。
3. 全部門（現在認識されていない、技術的に妥当しないサービス）：本協定の締結時に技術的に妥当しないためになされていないサービス規制の権利を留保する。
4. 航空宇宙産業（宇宙産業）：宇宙産業の規制に関する権利を留保する。
5. 武器および爆発物産業：武器および爆発物産業の規制に関する権利を留保する。
6. 情報通信（放送産業）：放送産業（インターネットを含まない）の規制に関する権利を留保する。
7. 教育および学習支援（初等および中等教育サービス）：初等および中等教育サービスの規制に関する権利を留保する。
8. エネルギー（電気供給産業、ガス供給産業、原子力エネルギー産業）：電気供給産業、ガス供給産業および原子力エネルギー産業の規制に関する権利を留保する。
9. 水産業および水産関連サービス（領海内、内海、排他的経済水域および大陸棚におけ

る水産業)：領海内、内海、排他的経済水域および大陸棚における水産業の規制に関する権利を留保する。

10. 土地取引：日本国内の土地の取得あるいはリースについては、日本人あるいは日本の法人が受ける禁止あるいは制限と同じか類似の禁止あるいは制限を受ける。
11. 公共法のエンフォースメント、矯正および社会サービス：所得補償、社会厚生上の措置、公的研修、健康、チャイルドケアおよび公的住宅の規制に関する権利を留保する。
12. セキュリティーガードサービス：セキュリティーガードサービスの規制に関する権利を留保する。
13. 輸送（航空輸送）：飛行場および航空輸送の規制に関する権利を留保する。
14. 全部門：本協定以前に締結あるいは署名された二国間あるいは多国間協定における諸国への特惠的扱いの規制に関する権利を留保する（ただし飛行関連、水産関連および海難救助を含む海洋についての規定を含む協定を除く）。

3. 「サービス貿易と TPP」を巡る政策形成上の論点

日本政府が2015年11月25日に発出した「TPP対策大綱」内のサービス関連部分は、以下のようにになっている（該当部分を抜粋）。

「TPP がもたらす効果は、これまで海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にこそ幅広く及ぶ。TPP が多国間の経済連携である特色を活かし、産業空洞化を抑え、技術力等を持った我が国の中堅・中小企業が「居ながらにしての海外展開」すること、地域の特色を活かした地場産業、農産品等が8億人の市場へ打って出ることを政府は全力で後押しをする。」

「従来、大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開する。そのような意味で、TPP を契機として我が国は「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施することとする。」

また、TPP による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策として、①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進（具体的な目標として、革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施すること、また平成32年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0パーセントにすること）、および②対内投資活性化の促進（具体的な目標として、2018年度までに、大型投資案件60件を含めて少なくとも合計470件の外国企業誘致を目指すこと）が明記されている。

TPP を通じたサービスの自由化が、上述の通り「サービス・リンク・コスト」の低減をもたらし、日本各地で分散的な農業・製造業を含めた発展につながることを、サービス関連政策の主眼とすべきである。そのため、「サービス投資のサイクル」、すなわちサービス関連で日本からの対外投資と日本への対内投資の連携を意識してビジネスを行うことが肝要である。また中小企業への視点は重要である（ベトナムおよびマレーシアは特にこれを重視している）。中小企業は、TPP に関する情報の入手、TPP を活用するに際しての取引費用および業容に関する調整費用の3つの「費用」において、大企業より相対的に大きな負担に直面すると思われる。⁸日本においても、サービス企業の大部分が中小企業であるため、IT 化の促進など高度技術を用いた生産性の向上に加え、「TPP 対策大綱」による中小企業への「居ながらにしての海外展開」の政策支援は重要な鍵となる。その際、Melitz(2003)の主張した、同一産業内における中小企業あるいは低生産性の企業から大企業あるいは高生産性企業への雇用シフトによる生産性の底上げ効果（Melitz 効果）が発揮されるべく、人材・雇用情報関連のサービス企業の貢献も重要であろう。

サービス産業は、農業および製造業投資の裾野産業としての役割が期待できるため、単体としてのサービス収支の黒字化を目指すよりもむしろ、サービス収支単体は当面赤字となっても、「サービス投資のサイクル」すなわち対外投資と対内投資の連携を意識してビジネスを行うべきである。日本国外および国内における外国企業との競争効果により、生産性の改善がされていくことは、短期的には「脅威」と映るが、中長期的には日本のサービス産業の高度化にとって有益な策となろう。

ここで表1に TPP 参加表明国と APEC メンバーのサービス貿易自由化の状況を示す。これは、WTO の GATS（サービス貿易一般協定）における約束内容の指数化（1点満点）の試みである。これによると、日本を含めた TPP 参加各国（太字の国々）においても、他の APEC メンバーにおいても、サービスの自由化は非常に低い水準であり、TPP においてその状況が大きく改善されていくことが期待される。

ただし GATS に約束していないものの、実際は規制が存在しない部門（たとえば宇宙輸送）と、実際には GATS 以上に規制をかけている部門が存在し、後者を特定することは非常に困難である。そのため、GATS 約束表における“Unbound”（約束なし）の取り扱いには注意が必要である。公表された TPP のテキスト（自由化を留保する分野をリストするネガティブ・リスト方式）から読み取れる内容を、GATS 約束表（自由化を行う分野をリストするポジティブ・リスト）にマッチさせた形で、「TPP により開放が進んだ部門」を明示することは、基礎的かつ有意義であるが、日本を含めた TPP 参加各国の留保表においては各国でまちまちの産業分類が用いられ、共通の分類コードが必ずしも明記されていない

ため、困難な作業である（したがって、これについては、今後の研究課題としたい）。

表1：TPP 参加表明国と A P E Cメンバーのサービス貿易自由化の状況(GATS における約束内容の指数化)

APEC メンバー国・地域 (TPP 参加国は太字)	1. 実務 サービス	2. 通信 サービス	3. 建設サー ビス及び関 連のエンジ ニアリング サービス	4. 流通 サービス	5. 教育 サービス	6. 環 境 サービス	7. 金 融 サービス	8. 健康に 関連する サービス及 び社会事業 サービス	9. 観 光 サービス及 び旅行に 関連する サービス	10. 娯 楽、 文化及び スポーツの サービス	11. 運 送 サービス
ブルネイ	0.12	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.13	0.00	0.00	0.00	0.01
インドネシア	0.05	0.10	0.23	0.00	0.00	0.00	0.21	0.00	0.17	0.00	0.03
マレーシア	0.30	0.05	0.09	0.00	0.00	0.00	0.21	0.16	0.22	0.18	0.03
フィリピン	0.03	0.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.34	0.00	0.36	0.00	0.16
シンガポール	0.21	0.14	0.15	0.00	0.00	0.00	0.32	0.00	0.28	0.15	0.03
タイ	0.22	0.11	0.41	0.10	0.30	0.69	0.19	0.00	0.52	0.14	0.11
ベトナム	0.34	0.27	0.50	0.25	0.20	0.44	0.41	0.25	0.36	0.09	0.11
中国	0.34	0.29	0.44	0.48	0.31	0.14	0.23	0.00	0.34	0.00	0.12
日本	0.41	0.15	0.50	0.60	0.26	0.48	0.28	0.06	0.44	0.43	0.17
韓国	0.33	0.20	0.35	0.41	0.00	0.45	0.11	0.00	0.48	0.00	0.13
オーストラリア	0.53	0.13	0.40	0.58	0.40	0.38	0.28	0.13	0.48	0.30	0.20
ニュージーランド	0.33	0.11	0.50	0.45	0.45	0.00	0.35	0.00	0.25	0.00	0.23
アメリカ	0.51	0.51	0.63	0.63	0.11	0.88	0.10	0.13	0.84	0.69	0.12
カナダ	0.35	0.27	0.75	0.50	0.00	0.75	0.14	0.00	0.38	0.00	0.23
メキシコ	0.30	0.18	0.15	0.28	0.55	0.00	0.16	0.22	0.33	0.00	0.05
チリ	0.03	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.13	0.00	0.01
ペルー	0.03	0.09	0.00	0.09	0.00	0.00	0.05	0.00	0.09	0.09	0.00
香港	0.19	0.17	0.08	0.08	0.00	0.00	0.20	0.00	0.19	0.08	0.04
台湾	0.65	0.37	0.50	0.60	0.60	0.34	0.25	0.39	0.47	0.30	0.19
パプアニューギニア	0.08	0.21	0.18	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.19	0.00	0.03
TPP 参加 12 カ国平均	0.29	0.17	0.31	0.28	0.16	0.24	0.21	0.08	0.32	0.16	0.10
APEC 平均	0.27	0.18	0.29	0.25	0.16	0.23	0.21	0.07	0.33	0.12	0.10

注：自由化を約束していない場合に点数を0、なんらかの規制があるがある程度自由化の場合に点数を0.5、規制なしの場合に点数1としてGATS約束表中の155業種のモードごとに点数をつけ、それらを11部門にまで集計したもの（1点満点となり、これをHoekman指数という）。

出典：掲載されている各国・地域のGATS約束表およびHoekman(1995)を踏まえて筆者作成。

おわりに

サービス産業は、それ自体の重要性のみならず、農業および製造業のためのサポーティング・インダストリーとしての性質が非常に重要である。端的な例として、輸送サービスは、農産物の運搬、そして製造業企業の行う部品調達、最終組み立てに不可欠の役割を担っている。現在、東アジアにおいては中間財生産工程と最終組立工程が国境を越えて配置され、フラグメンテーションが行われているため、国際輸送サービスの役割は東アジアでも非常に重要である。他のサービス部門もこのような「サポーティング」的な役割をこそ期待して自由化を行うべきである。

また TPP を通じた FTAAP の創出がなされるならば、サービス貿易においても、現行の TPP より包括的である点で、大きな経済効果が見込める点を併せて指摘したい。TPP が共通のサービス自由化の推進力となり、その TPP を生み出した APEC が、産業調整等の費用

をなるべく低く抑えるための協力措置により TPP を下支えする関係性は重要である。APEC においては、サービス貿易の自由化を活用した経済発展の重要性が長く議論されてきており⁹、また何よりも APEC が日本の主導により設立されたフォーラムであることから、APEC と TPP を適切に連携させたサービス自由化は、日本に大きな優位性をもたらすであろう。サービス自由化は物品貿易と比べて特惠的な規律が困難であるため、APEC を通じた「開かれたサービス自由化」の論議は、TPP 全体の経済振興策として大きな意味を持つのである。

注

- 1 本節の記述は石戸（2014）に依拠している。
- 2 空間経済学でいう「引き込み（entrainment）」現象、つまり農業や工業に引き込まれる形でサービス産業が都市機能として形成されていく。
- 3 内閣官房内の TPP 政府対策本部サイト（<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/>）に掲載の資料に依拠している。
- 4 TPP では、金融サービスの自由化内容は条文の第 11 章に別建てで規定されている。紙幅の関係で、金融サービスについては、自然人の移動によるサービス提供や電子商取引、電気通信サービスなどと併せて別の機会に論じることとしたい。
- 5 これ以降の国ごとの緩和内容は、日本経済新聞（2015 年 10 月 6 日朝刊）による。
- 6 TPP テキストの該当部分を要約して訳出。
- 7 TPP テキストの該当部分を要約して訳出。
- 8 ノーベル賞経済学者スティグリッツ（Stiglitz）の指摘するとおり、情報には入手コストがかかり、それは中小企業にとって相対的に高い。すると TPP のサービス関連規定の活用も大企業に集中してしまうことが懸念される。Stiglitz and Charlton（2005）においては、大企業にとって有利な WTO サービス貿易一般協定（GATS）の状況が報告されている。
- 9 具体的には、APEC 内のワーキング・グループ Group on Services（GOS）にて、サービス産業活性化の課題が種々議論されている。

参考文献

- 石戸光（2014）「第 13 章 TPP とサービス自由化—越境サービス、一時的入国、電気通信を巡る論点—」、石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編著『TPP 交渉の論点と日本：国益をめぐる攻防』文眞堂。
- Hoekman, Bernard (1995), “Assessing the General Agreement on Trade in Services”, World Bank Discussion Paper No. 307, World Bank.
- Fujita, Masahisa, Paul Krugman and Anthony Venables (1999), *The Spatial Economy: Cities, Regions, and International Trade*, Cambridge, Massachusetts: The MIT Press.
- Melitz, Marc J. (2003), “The Impact of Trade on Intra-Industry Reallocations and Aggregate Industry Productivity,” *Econometrica*, 71(6):1695-1725.
- Stiglitz, Joseph and Andrew Charlton (2005), *Fair Trade for All: How Trade Can Promote Development*, New York: Oxford University Press.

第10章 EPAの経済効果

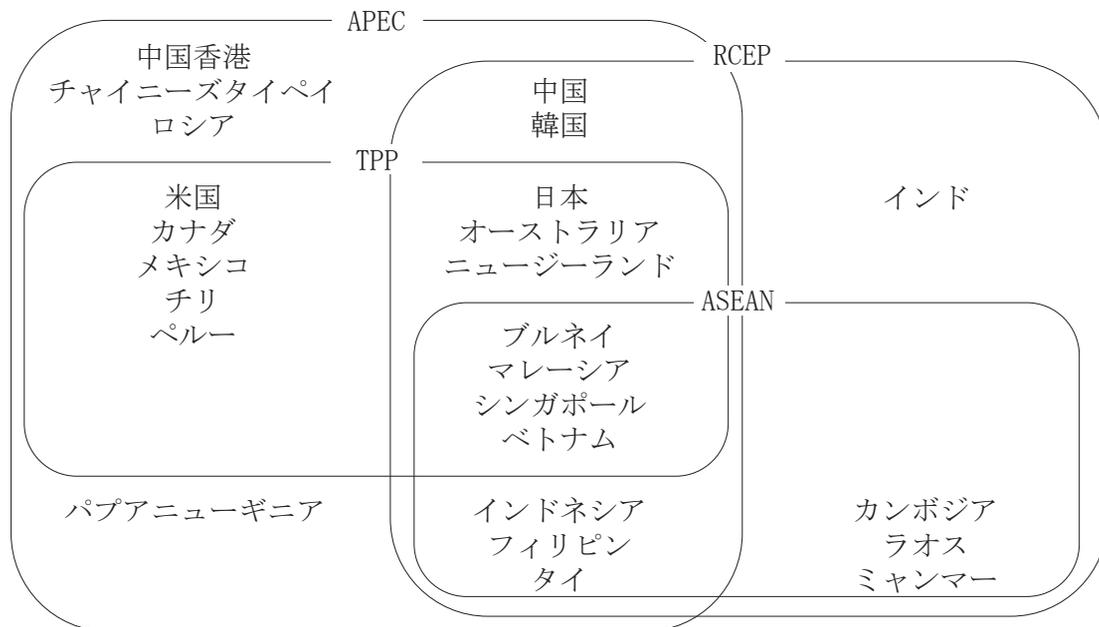
川崎 研一

はじめに

世界貿易機関（WTO）による世界的な貿易投資の自由化円滑化の交渉の一方で、地域的な2国間、また、多国間の自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）の取組が進められている。2013年には、メガEPAと言われる大規模な経済連携の交渉が大きな節目を迎えることとなった。アジア太平洋では、日本が環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉に参加する一方、日本、中国、韓国の3か国の間での日中韓EPA、また、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉が始まった（図表1）。更に、世界的には、日本と欧州連合（EU）の間で日EU・EPA、また、米国とEUの間で環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）の交渉も始まり、TPPと併せて、日米欧の三大先進経済圏の間での経済連携の動きが一斉に加速している。

本章では、EPAが経済全体に与えるマクロ的な経済効果について、経済モデルによるシミュレーション分析を議論する。経済モデルによる試算は、経済効果の相対的な重要性を比較しつつ、数量的に明らかにすることが出来る。

図表1 アジア太平洋における経済連携の枠組



出典：各種資料を基に筆者作成

1. 構造改革による持続的成長

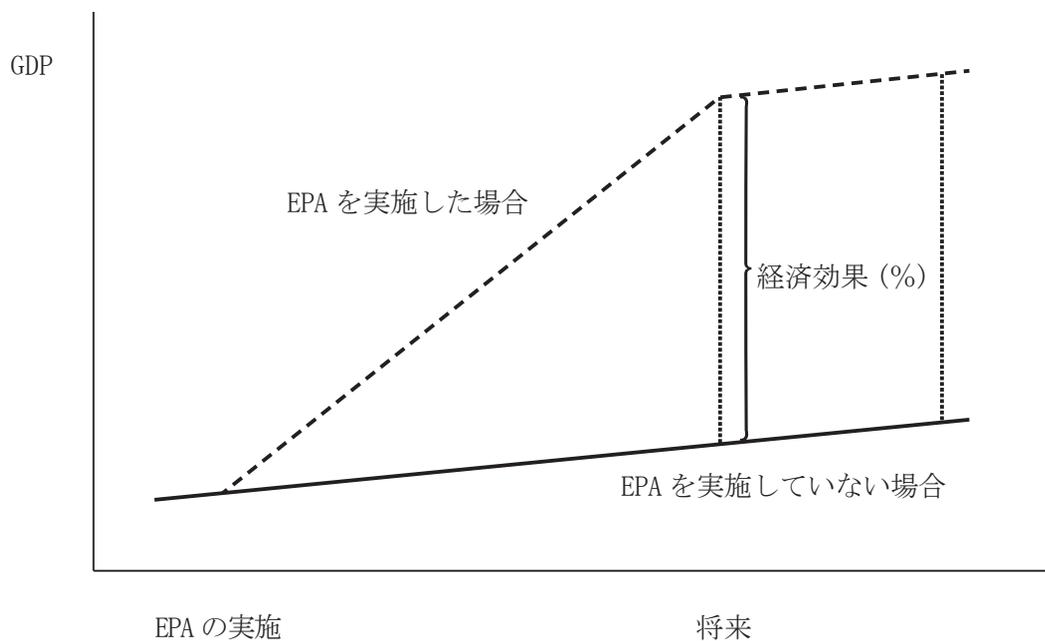
本稿では、貿易投資の自由化円滑化の経済効果分析の際に一般的に用いられる計算可能な一般均衡(CGE)モデルを用いて分析する。標準的なCGEモデルが示す〇パーセントといった経済効果は、図表2の通り、将来のある時点で、EPAが実施された場合の経済の姿をそうではない場合と比較したものである。それまでの間の累積効果という訳ではない。具体的な時間は必ずしも定かではないが、EPAの実施による経済効果が中長期的に落ち着いた概ね10年程度後の効果と考えられる。

CGEモデルによるEPAの経済効果分析では、まず、貿易財の価格が低下することにより、輸出が増加し、生産が増加すると考えられる。また、輸入の増加は、産業間の生産構造を変化させ、より効率的な生産資源、即ち、資本や労働の再配分をもたらす。一方、輸入価格の低下は、消費者にとっては、実質所得を増加させ、実質消費も増加する。以上のような海外市場、国内市場の変化が相まって、需要、所得、生産が増加することになる。

更に、EPAにはダイナミックな経済効果も期待される。所得の増加による派生的な貯蓄、投資の増加を通じた資本形成は、将来的な生産を増加させ経済成長の源となる。また、輸入の増加に対応して、企業が生産性を向上させる競争促進的な効果も期待される。

ここで、EPAの実施を始めとした経済構造改革の効果は、中長期的に実現される一方、持続可能であるといった重要な点に留意しておきたい。当初のアベノミクスの第一の矢である金融政策は、短期的な景気変動の調整には効率的である。第二の矢の財政政策は、景

図表2 EPAの経済効果のイメージ



出典：筆者作成

気を刺激する上で効果的である。しかしながら、それらの経済効果は、そういった政策の発動を元に戻してしまうと、長続きするとは限らない。これに対して、経済構造の改革による効率的な資源配分、生産性の向上などの経済効果は、中長期的にも持続する。第三の矢の成長戦略の柱となると考えられる。

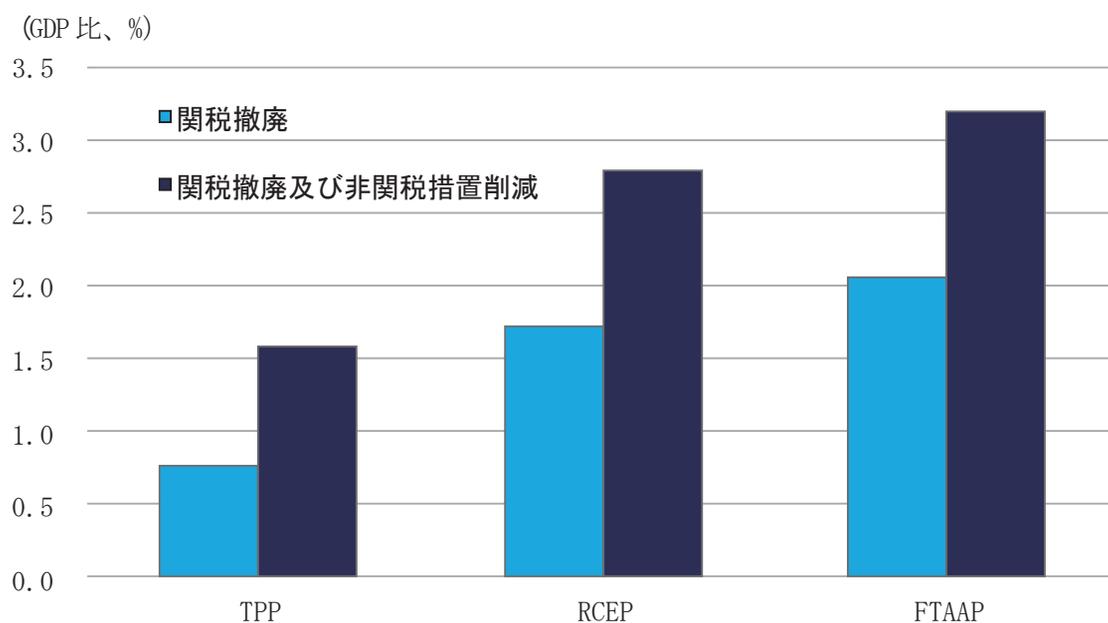
2. TPPとRCEPは相互補完的

2015年10月、TPP交渉が大筋合意に至った。アジア太平洋経済協力（APEC）経済では、RCEP交渉と併せて、更に、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築に向けた努力が行われている。

TPPとRCEPの双方に参加する日本にとっては、FTAAPへの道筋として、TPPとRCEPの何れを優先、選択するのが問われてきた。ただし、筆者によるこれまでのマクロ経済効果の試算結果によれば、図表3の通り、TPPとRCEPは何れかを選択するのではなく、双方を推進し、FTAAPを実現することがより大きな経済効果享受の上で重要であると考えられる。FTAAPで関税を撤廃し、非関税措置も削減した場合の日本のマクロ的な経済効果は、GDP比で3.2パーセント程度と推計されているが、その大きさはTPPの効果（1.6パーセント）、RCEPの効果（2.8パーセント）の何れも上回っている。

米国を中心としたTPPには、「包括的な高い水準」が期待されている。中国が参加するRCEPには、成長著しい巨大なアジア経済といった市場の拡大が期待されている。TPPと

図表3 アジア太平洋EPAによる日本の所得効果



出典：Kawasaki (2015)

RCEPは、アジア太平洋の政治、外交の上では競争相手との見方もあるが、経済効果に関する限り、相互補完的な関係にあると言えよう。

なお、TPPとRCEPの何れがより大きな経済効果をもたらすかは予断を許さない。これまでの試算では、TPP、RCEPの何れの場合も、100パーセントの関税撤廃と50パーセントの非関税措置削減を前提とした機械的な試算を行っている。実際の合意では、関税が撤廃されない品目もある。実際の経済効果は、具体的な合意内容に沿って検証する必要がある。

他方、地域的なEPAに参加しないその他の経済にとっては、参加国の間での貿易拡大効果の一方で、そういった参加国の間での貿易転換効果によるマイナスの影響が懸念される。世界経済全体の包括的な成長の観点からは、地域的なEPAは世界的な貿易投資の自由化円滑化のための一つのステップと位置付けるべきであろう。

3. より大きな非関税措置削減の効果

これまでの試算結果からは、更に、関税の削減に加えて、非関税措置の削減により、経済的な便益が拡大することが示されている。日本にとっては、TPPによる関税撤廃の経済効果（0.8パーセント）に比べて、非関税措置削減も併せた効果（1.6パーセント）は、2倍に大きくなると推計されている。TPPは、モノだけでなく、サービス、投資など幅広い分野で21世紀型の新たな経済統合ルールを構築する野心的な試みである。非関税措置の削減には、より大きな経済効果が期待される。他方、先進諸国の間では、最早、関税は十分に引き下げられ、その経済効果も限られているのが共通と言えよう。

非関税措置削減の効果で、関税削減と比較して特筆されるべきは、EPAを締結する域外の国々への波及効果である。関税の削減はEPAを締結する国々の間だけに適用されるが、非関税措置の削減はEPAを締結する国々以外にも、言わば最恵国待遇（MFN）のように均霑される可能性が高い。例えば、日本の製品の技術的な基準を変更する場合、法律を改正する際には、EPAを締結する国々からの輸入に限定することなく、何れの国からの輸入の際にも適用されることになる。日本の製品の基準は一本化されているので、輸入相手国によって異なる基準は設けることが出来ないのである。

このことは、経済効果の面で大きな意味を持つ。即ち、関税削減であれば、世界全体からの輸入のうち、EPAを締結する国々からの輸入分しか、経済効果が生じないのに対して、非関税措置の削減の効果は、EPAを締結する国々からの輸入だけでなく、世界全体からの輸入で効果が発現することになるのである。例えば、日本の輸入に占めるTPP各国の割合は4分の1程度であるが、非関税措置の削減が世界全体に適用されるとすると、TPP各国からの輸入のみに適用される場合に比べて4倍の経済効果が期待出来ることになる。

なお、Kawasaki (2015) では、FTAAPの経済効果を自らの関税撤廃や非関税措置の削減による効果とAPECの相手経済によるそういった措置による効果に分割して推計し、ASEAN諸国など自らの措置による経済効果が相手経済の措置による効果を大幅に上回ることを示している。EPAは国際的に交渉されるが、その経済効果を享受するためには、自らが国内において経済構造の改革に取り組むことが肝要であることが示唆されている。

4. 経済効果分析の体制整備

TPPの経済効果分析については、2015年12月上旬、マレーシア政府は、議会へ報告の上、公表した。また、同下旬には、日本政府も、経済効果の試算を公表した。これまで日本では、EPA交渉の開始に当たって、相手国と産学官の共同研究会を開催するなど、一定の経済効果分析を行ってはきたものの、交渉が終了した後、改めて、経済効果分析が示されたことはなかった。経済政策運営の透明性を確保し、説明責任を果たす観点からも、高く評価されるべきである。

ただし、こういった経済効果分析の報告は、欧米では従来法令で位置付けられ、また、専門の恒常的な組織が設置され行われてきている。米国では、貿易促進権限法(TPA)により、政府からは独立の準司法機関である国際貿易委員会(ITC)が、大統領がEPA協定に署名した105日以内に、大統領及び議会に対して、経済効果を分析、報告することが義務付けられている。また、欧州委員会(EC)では、EPA交渉の開始前、途中、合意後の3度、それぞれ経済効果分析を行うこととされている。

日本でも、EPAの締結に当たっては、欧米先進国に倣った経済効果分析の体制が整備されることを期待したい。

ちなみに、以上の政府によるTPPの経済効果試算では、日本のGDPの増加は2.6パーセントと、2013年3月の試算(0.7パーセント)の4倍近くとなっている。新たな試算では、関税削減だけでなく貿易円滑化措置の効果も対象とし、また、労働供給の増加効果もモデル化するなど、分析の枠組が拡大したことに加えて、政府の政策対応も前提とされている。

そもそも経済モデルによる試算結果は、一定の幅をもって見られるものである。ただし、より大きな経済効果は政府の経済成長戦略に対する意志を現したものであり、その実現は官民を合わせたTPPへの対応努力にも関わっていると考えられる。現時点で試算の信頼性を問うよりも、今後の実際の動向を検証していくことの方が有意義であろう。

5. 今後の分析課題

経済モデルを用いたEPAの経済効果の試算を巡っては、まだまだ発展の必要がある。特

に、重要な政策の効果分析に当たっては、各国間で共通の分析の枠組を構築することが、分析結果の相違による不必要な混乱を回避し、政策を実施する上でも重要と考えられる。関税、非関税措置などのデータ整備に加えて、経済モデル自身の改良が課題となっている。

(1) 既存協定による関税削減の識別

多国間の追加的なEPAによる関税削減の経済効果の推計に当たっては、その参加国の間で既に締結されているEPAによる関税削減の効果を識別する必要がある。即ち、EPAの経済効果試算に当たって、広く用いられている世界貿易分析計画(GTAP)のデータベースでは、基準年における関税率のデータは整備されているが、その中には、既存のEPAによって関税が削減されることが決まっていながら、基準年時点では実際に削減されていない分の関税が含まれたままになっているため、その分を除去しなければならないのである。

特に、東アジアでは、これまでに締結されたEPAでは、Kawasaki他(2015)に示される通り、米国や先進諸国が参加するFTAに比べて関税削減の水準がそれ程高くないことから、正確な経済効果の試算のためには、以上のデータの識別が一層重要となる。

ちなみに、地域的なEPAの締結に当たっては、関税と貿易に関する一般協定(GATT)によって、貿易の大層をカバーする必要があるとされている。具体的な数値は明示されていないが、貿易交渉の当事者の間では90パーセント程度とされている。ただし、その割合は、タリフラインという関税分類の品目の数で議論されることが多い。関税品目の数で90パーセントをカバーしていても、関税の支払額が90パーセント削減される保証はない。残された10パーセントの品目には、より高い関税が課せられたままになっていることも考えられる。

実際、Kawasaki他(2015)の分析では、タリフラインでみた東アジアのEPAによる関税の譲許率は90パーセント程度を満たしているが、関税の総支払額の削減率、あるいは、貿易ウェイトでみた平均関税率は、インドでは40パーセント、日本、韓国でも60パーセント程度と、さほど引き下げられる訳ではないことが示されている。

(2) 非関税措置の関税等価率の推計

本稿で論じているこれまでの試算では、前提となる非関税措置の関税等価率は、世界銀行が推計した貿易制限指数(TRI)を用いている。ただし、非関税措置の計測は、依然として今後の分析課題である。現在、国連貿易開発会議(UNCTAD)では、各国の非関税措置に関する情報を収集する調査を行っている。包括的な調査によって、各国の非関税措置のデータが更新、改善されることが期待されている。

更に、実際のEPAの経済効果の試算に当たっては、EPAによって削減される非関税措置の程度を定量化しなければならない。また、以上で論じた第三国への波及の程度も鍵を握る。経済統計に基づくマクロ的な推計だけでなく、具体的な非関税措置の情報を基にした経済効果の分析が重要と考えられる。

(3) ダイナミックな経済効果の分析

標準的なCGEモデルでは、貿易投資の自由化円滑化によるダイナミックな経済効果を十分に織り込んでいないことから、EPAの経済効果が過小評価されているとしばしば批判されているところである。本稿で用いているCGEモデルでは、上述の資本蓄積効果、生産性上昇効果のある程度織り込んでいる。ただし、更なるダイナミックな経済効果の分析は、今後の課題である。

例えば、最近のCGEモデルの開発では、企業の異質性を導入することが注目されている。同業種であっても、直接、海外へ輸出している企業と、国内で親会社に製品を納入している下請け企業があろう。EPAの実施による貿易障壁の低下は、国内下請け企業が海外市場へ参入する機会を与えることになる。これまで国際市場で取引されていた製品に加えて、これまでは国際市場で取引されていなかった製品の貿易が増加し、相乗的な効果をもたらすことになる。TPPの経済効果試算で世界的に知られるPetri他(2012)では、そういった企業の異質性を考慮することにより、EPAの経済効果は従来のCGEモデル分析に比べて格段に大きくなると指摘されている。

おわりに

EPAによる経済構造の改革は、生産性の上昇などを通じて、中長期的に持続可能な経済成長効果を発現することが期待される。アジア太平洋では、TPPとRCEPの双方を推進し、FTAAPの構築を目指すべきである。TPPを始めとした新時代のEPAには、関税削減に加えて、非関税措置の削減、サービス・投資の自由化など、幅広い成果が期待される。そういった経済効果を享受するためには、まず、自らが国内の構造改革を推進することが肝要である。

参考文献

- Kawasaki, K. (2015), “The Relative Significance of EPAs in Asia-Pacific”, *Journal of Asian Economics* 39, Elsevier
- Kawasaki, K., Narayanan B. G., G. Houssein, A. Kuno (2015), “East Asia tariff concession: A CGE analysis”, Paper presented at the 18th Annual Conference on Global Economic Analysis, Global Trade Analysis Centre, Melbourne
- Petri, P.A., M.G. Plummer and F. Zhai (2012), *The Trans-Pacific Partnership and Asia Pacific Integration: A Quantitative Assessment*, Peterson Institute for International Economics Policy Analysis, Washington

第 11 章 TPP 締結後の国内対策

— 日米比較と中間評価 —

久野 新

はじめに

2015 年 10 月 5 日の環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Partnership Agreement: TPP 協定) の大筋合意を受け、日本ではただちに TPP 総合対策本部が設置され、TPP 協定の実施を経済再生・地方創生に直結させるための基本目標が提示された¹。この基本目標は「TPP 活用促進による市場開拓」、「TPP を通じた生産性向上・産業活性化・成長促進」、及び「TPP をめぐる不安払拭および農業の体質強化」という 3 つの柱で構成されており、同年 11 月 25 日、これら目標を達成するための「総合的な TPP 関連政策大綱」が発表された²。この政策大綱を実施するための予算措置の第一段としては、2016 年 1 月 20 日に TPP 対策 3,403 億円 (うち農業関連 3,122 億円、TPP 活用促進関連等 280 億円) を含む補正予算が成立したところである³。

本章では、便宜的に、自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) 締結に際しての「国内対策」を「攻めの対策」と「守りの対策」に分類して議論を進める。「攻めの対策」とは、FTA 締結時に企業や農家が享受する経済的利益を拡大させるための政策パッケージのことである。具体的には、FTA の経営戦略上の利用価値 (たとえば節税や市場拡大) を広く啓蒙するためのプログラム、FTA 特恵関税制度の利用を支援するプログラム、あるいは FTA 締結相手国の市場開拓を支援するプログラムなどが含まれる⁴。こうした「攻めの対策」を通じて FTA の受益者層を拡大しておくことは、単に FTA の経済的利益を最大化するという観点のみならず、貿易自由化交渉や地域統合の推進に対する将来のサポーター拡大につながるという観点からも戦略的に重要な意味合いを持つ⁵。日本における過去の取り組みとは異なり、今回の TPP 関連政策大綱ではこうした「攻めの対策」にも一定のウェイトが置かれているという点は強調しておきたい。

一方の「守りの対策」とは、FTA 締結にまつわる不安や懸念の緩和・解消を目指した政策パッケージのことである。FTA 締結にまつわる懸念には、「経済的」なもの、「非経済的」なものが存在する。本章で議論する「経済的懸念」とは、FTA 締結に伴う自由化や制度変更の結果として経済主体が直面し得る所得減少、失業、倒産等に対する懸念である。こうした経済的な損失およびその恐れを緩和するための対策は、経済主体が新たな競争環境に適合するために必要な産業間・産業内の各種調整支援プログラムの提供 (例えば雇用再訓練等)、および直接的な所得補償プログラムの二種類に大別することができる。TPP 関連

政策大綱においても、農業の体質強化や経営安定化を目的とする多様なプログラムが用意されている。

他方、「非経済的懸念」としては、たとえば FTA 締結の結果として食の安全性が犠牲になるのではないか、国民皆保険制度が維持できなくなるのではないか、ISDS（投資家対国家の紛争解決）条項により国の主権が損なわれるのではないか、あるいは地域コミュニティが崩壊するのではないか、といった懸念があげられる。これらの懸念には一部憶測やデマに基づくものも含まれていることから、ルールの実態やその影響について正確な情報をタイムリーに発信することが重要な対策となる。TPP 関連政策大綱においても、「TPP について国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPP の影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す」ことが明記されている⁶。

以上をふまえ、本章では TPP の締結を念頭におきつつ、FTA 締結後の望ましい国内対策のあり方について検討を試みる。ただし、発表されたばかりの TPP 関連国内対策の各種プログラムの妥当性や効果につき評価を行うことは困難である。したがって、当中間報告書においては、主として守りの国内対策に焦点をあてつつ、米国における貿易自由化後の国内対策の支援対象、資格審査プロセス、支援内容など制度の根幹部分の特性を整理し、日本における国内対策と可能な範囲で比較を試みる。

1. なぜ国内対策は必要なのか：必要性およびそれに対する批判

世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）や FTA の交渉の結果、ある国が追加的に貿易を自由化したとしよう。その際、自由化の結果として所得減少、失業、倒産などに直面する（またはその恐れのある）経済主体を政府は積極的に救済すべきなのか？ その正統性とはいかなるものなのか？ 以下では、貿易自由化後の国内対策を実施することの必要性をめぐる既存の主張について整理を行う⁷。

第一に、救済措置は「構造調整を促進する可能性がある」という主張が存在する。救済措置の中に労働や資本を衰退産業からその他の産業に円滑に移動させるような構造調整支援策が含まれていれば、一国経済の潜在的な生産能力の拡大に貢献するし、生産要素市場に「市場の失敗」が生じているのであればなおさら政府の介入が必要である、との主張である。後述のとおり、米国の国内対策では再雇用訓練等をつうじて労働者を他産業に移動させるための取り組みがなされている。他方、日本の国内対策においては、産業間の構造調整を促進するというよりは、特定産業における経営安定化や特定製品の競争力向上を目指した産業政策または農業政策的な色彩が強い。

第二に、救済措置は「所得再分配政策あるいは社会正義の観点から必要である」、とい

う主張が存在する。なかには「政府の政策変更により生じた損失なのだから、政府が補償して当然である」との指摘もある。日米の国内対策のなかには、程度の差はあれ、「所得補償」的な色彩をもつ支援が含まれている。こうした主張に対しては、「救済に際しては、失業保険や雇用訓練など、すでに存在する一般的なセーフティネットの枠組みを利用可能であり、追加的な国内対策は必要ない」、「他の分野の政策変更の結果として経済的損失を被った主体は救済されないなか、貿易自由化により損失を被った主体だけが優遇されるのは公平ではない」といった批判が存在する。また、過度に手厚い所得補償を提供すると、結果的に多くの生産要素を衰退産業に留め、むしろ構造調整を遅らせてしまうというリスクもあろう。

第三に、「救済措置の存在自体が貿易自由化を政治的に容易にする効果を持つ」との主張が存在する。自由化の結果として有権者が経済的損失を被った場合に一定の補償を与えることにつき政府が事前にコミットしておけば、貿易自由化交渉に対する政治的反発は緩和され、結果的に高い水準の貿易自由化を実現しやすくなる、そして国内対策の実施コストは、貿易自由化が実現しない場合に国全体として被る機会損失と比較すれば小さい、との主張である。

国内対策の必要性を擁護する主張としては以上の3つに大別されるが、無論、国内対策が必要であることについてコンセンサスが得られたからといって、対策の実施のために税金や行政資源を無秩序に使って良いということにはならない。守りの国内対策の制度設計にあたっては、支援の対象、資格審査のプロセス、支援の内容・方法・規模の妥当性についても慎重に検討されなければならない。以上の議論を踏まえ、次項では世界で初めて貿易自由化後の「守りの国内対策」を制度化し、今もなお運用し続けている米国の制度実態について整理を行う。

2. 米国における労働者向け国内対策

米国内では貿易自由化後の「守りの国内対策」として貿易調整支援プログラム (Trade Adjustment Assistance : TAA) と呼ばれる政策パッケージが制度化されている。プログラムとしては労働者向け、企業向け、農家向けの三種類が存在しているが、最も歴史が古く、最も予算規模が大きいものは労働者向けのプログラムである。これは貿易自由化等により経済的損害を受けた（またはその恐れのある）労働者限定の支援策であり、その歴史はGATT ケネディ・ラウンド開始時の1962年にまで遡ることができる。支援の内容は職業訓練、職業紹介、就業時引越手当等の形態をとる調整支援、および失業手当の延長等の形態をとる所得補償の二本柱で構成されており、2014年の予算規模は約6億ドル(約660億円)、

新規支援対象労働者は約7万人であった⁸。支援の対象、規模、内容、受給要件は時代の要請に応じて変容を遂げてきており、例えば、現在は貿易自由化のみならず、生産拠点の海外移転やアウトソーシングの進展の結果として職を失った労働者、あるいは製造業のみならずサービス部門で職を失った労働者なども支援の対象とされている⁹。

(1) 根拠法

TAAの制度改正は、これまで約20回にわたる時限立法の積み重ねを通じて行われてきている。最新のTAAの根拠法は2015年貿易調整支援授權法(Trade Adjustment Assistance Reauthorization Act of 2015)であるが、同法も2021年6月末までの時限立法となっている。具体的には、仮に後継となる新たなTAA法案が期限までに制定されない場合、2015年TAA法で規定された支援措置は2022年以降、徐々にフェーズアウトされるよう、サンセット条項が埋め込まれている。また前述のとおり、米国ではTAA法案が貿易促進権限(TPA)法案とセットで審議されることが多い。貿易交渉それ自体の目的や内容に関する議論と国内対策に関する議論を早期から同じ土俵のうえで行うことにより、国内的には貿易自由化をめぐる世論の懸念拡大を抑えること、対外的には攻めと守りの間でバランスのとれた貿易交渉を行うことが目指されている。

(2) 支援対象

労働者向けTAAの支援対象は、以下の理由により離職した(またはその恐れのある)労働者グループである。第一に、輸入競争圧力の結果として売上や生産が減少した企業の労働者グループ。これは最も伝統的な支援対象である。第二に、生産拠点の海外移転やアウトソーシングを行った企業の労働者グループ。第三に、第一・第二の理由でTAA対象企業(TAA-Certified Firms)として認定された企業の「サプライヤー企業」または「下請企業」の労働者グループ。そして第四に、その他米国国際貿易委員会(International Trade Commission:ITC)により損害が認定された企業の労働者グループである。いずれの場合も、支援セクターは製造業に限定されておらず、サービス産業も対象となり得る。

(3) 支援の体制と資格審査プロセス

各種施策の実施は、労働省と州政府が協力して行っている。労働省(およびその地方組織)は労働者グループからの申請の受理と審査、予算配分、受給者の監督などを、州政府は給付金や訓練の提供、労働省への各種報告業務などを担当している。具体的な申請の流れは以下のとおりである。まず、輸入急増等により影響を受けた労働者グループまたは組

合等が労働省に申請を行う。その後、労働省は輸入急増等と当該離職との間の因果関係を調査、因果関係「あり」と認定された場合のみ当該労働者グループの構成員は各種支援の対象となる。因果関係が認められなかった場合、労働者グループは労働省に対して行政再審査を請求することが可能となっているほか、再審査で却下された場合には連邦国際貿易裁判所における司法審査を請求することができる。

(4) 支援内容

前述のとおり、労働者向け TAA は調整支援と所得補償の二本柱で構成されている。調整支援は「再就職支援サービス (Reemployment Services)」と呼ばれ、個別相談、再就職のための訓練支援 (平均参加期間は 585 日)、職業紹介サービス、および他地域で就職活動を行う労働者向けの求職給付金および再就職時の引越費用補助などが提供されている。なお、再就職のための訓練にかかる費用は労働者への現金給付ではなく、訓練終了後に州政府が訓練主体 (民間または公的機関) に対して直接支払うことになっている。

所得補償のなかで最も代表的なプログラムは「貿易再調整手当 (Trade Readjustment Allowance)」である。これは一般的な失業保険が失効し、かつ職業訓練に参加した労働者に対する所得補償であり、執行直前に支払われていた失業保険と同等の金額が (失業保険とあわせて) 最大 130 週にわたり支給される。このほか、再就職後に年収が以前よりも減少してしまった場合に所得低下分の半分が補填される「再雇用貿易調整支援 (Reemployment Trade Adjustment Assistance)」 (ただし貿易再調整手当との重複は不可、50 歳以上の労働者限定) および医療保険料の 72.5 パーセント相当の税額控除を受けられる「医療保険税額控除 (Health Coverage Tax Credit)」が提供されている。

3. 米国における農家向け国内対策

次に、日本が実施している「守りの国内対策」と比較を行うため、米国における農家向け TAA (Trade Adjustment Assistance for Farmers) の最新の制度実態について整理を行う¹⁰。

(1) 導入の背景

農家向け TAA は、輸入急増により損害を被った農業および漁業従事者を支援するための政策パッケージであり、プログラムは技術支援と金銭的支援の二本柱で構成されている。50 年以上の歴史を有する労働者向け TAA とは対照的に、農家向け TAA が導入されたのは 15 年前の 2002 年である。導入の背景としては、第一に、既存の労働者向け TAA は自らが

経営主体でもある多くの農家にとって使い勝手の悪い制度であったこと、第二に、労働者向け TAA は（他産業への再就職ではなく）同一産業内での競争力回復を試みる農家にとって使い勝手が悪くなかったこと、そして第三に、NAFTA 締結後、伝統的な国内助成金の対象となっていない品目の生産者（野菜や果物など）が最も輸入急増の被害を受けたことなどが挙げられる。2015 年の予算規模は約 9,000 万ドル（約 100 億円）であり、労働者向け TAA の規模と比較しても小規模なものに留まっている。これまでに、アボカド、じゃが芋、ブルーベリー、エビ、サーモン、ロブスター、アスパラガスの生産者などが支援の対象となっている。

(2) 支援対象、支援体制、審査プロセス

農家向け TAA の支援対象は輸入競争により悪影響を被った品目の生産者であり、この「生産者」の概念には農業経営者、小作人（sharecropper）、農地の地主または借地人、および漁業従事者が含まれる。所管官庁は農務省であり、支援対象品目の認定は海外農業局（Foreign Agricultural Service）が、支援対象農家の認定および資金提供は農家サービス局（Farm Service Agency）が、技術支援は国立食品農業研究所（National Institute for Food and Agriculture）が担当している。

審査のプロセスでは以下のとおり「品目」に関する審査と「生産者」に関する審査の二段階方式が採用されている。まず、TAA プログラムの支援を受けたい特定品目の生産者グループが農務省に対して申請を行う。申請を受理した農務省は、当該品目の輸入増加の有無（過去 3 年の平均と申請時の比較）、国内平均価格、生産量、生産額、または現金収入の 15 パーセント以上の下落の有無、そして両者の間の因果関係（重要な貢献：contributed importantly）の有無を審査し、申請から 40 日以内に当該「品目」が支援対象の要件を満たしているか否かに関する決定を行う¹¹。「品目」が認定された場合、次に、当該品目を生産する個別生産者が 90 日以内に支援の申請を行う。その際には、当該品目の生産実績があること、当該生産者が実際に生産量の減少または単価の低下に直面した事実があること、そして労働者向け TAA の受給者ではないことを証明する必要がある。

(3) 支援内容

農家向け TAA の対象となった生産者は、まず技術支援（Technical Assistance）を受けることとなる。具体的には、収穫量、生産性、あるいはマーケティング力を改善・向上するための指導、あるいは転作指導などが行われるほか、こうした技術支援を受ける間の諸経費（交通費等）も支援される。さらに規模の大きな金銭的支援を受けることができる

生産者は、前記の技術支援を受けた生産者のうち、当該技術支援の成果を活かした新たなビジネスプランを企画・実行する意思と能力のある生産者に限定される。特定の業界団体や地方自治体ではなく、個別の生産者が新たなビジネスプランの有効性を自ら立証する責任を負っている点が、アメリカにおける農家向け TAA の一つの特徴ともいえよう。

新たなビジネスプランの有効性が承認された農家には、第一段階として、4,000 ドルを上限とする金銭的支援を受け取ることができる。さらに、第一段階のプランを完了した農家のうち、より長期的なプランを立案し、その実現可能性と有効性に関する認定を受けた場合、追加で 8,000 ドルを上限とする金銭的支援を受けることができる。両者を合計すると資金支援の上限は農家あたり合計 12,000 ドルであり、期限は 3 年以内とされている。

4. 国内対策をめぐる日米比較と日本への示唆

以下では、これまで整理してきた米国における国内対策の制度実態、および過去のウルグアイ・ラウンド国内対策の内容および TPP 関連対策のなかで示された「守りの国内対策」を念頭におきながら、両国における国内対策の本質的な違い、および日本が米国の経験から学ぶべきいくつかの点について指摘を行いたい。

(1) 国内対策をめぐるオープンな議論開始のタイミング

前述のとおり、米国においては TAA 法案が貿易促進権限 (TPA) 法案とセットで審議されることが多い。このことは、FTA 交渉において大きな交渉力と成果を享受するうえで極めて重要な役割を果たしている可能性がある。なぜならば、貿易自由化の結果として損害を被る主体の経済的懸念を緩和するための措置の実施について事前に政府がコミットすることで、自国側の貿易自由化に対する漠然とした懸念や政治的反発を必要以上に拡大させることを防止することが可能となる。そして自国の貿易自由化を実現しやすい政治的環境が整備されるということは、その分、交渉時に相手国に対して高い水準の自由化を要求する交渉力が生まれ、結果的に高い水準の貿易自由化が実現する可能性が高まる。

他方、これまで日本では、FTA 交渉と同時並行的に国内対策のあり方をめぐる検討が公の場で開始されることはなかった。政府が交渉の終了時まで国内対策の実施、規模、中身についてコミットしないということは、貿易自由化をめぐる経済的懸念や政治的反発を半ば放置したまま自由化交渉を進めることになり、自国の自由化水準も、相手国に対する交渉力も、両方とも中途半端になるリスクがあろう。

(2) 国内対策実施の制度的枠組み

米国では、TAA プログラムを通じて、グローバル化の進展により損失を被った経済主体を支援するための「制度的な枠組み」が整備されている。TAA の支援対象は「農業」という特定部門に限定されず、製造業、サービス業における従事者もカバーされている。その枠組においては、50 年という歳月を経て、国内産業の被害や輸入急増との間の因果関係の認定方法、行政・司法に対する再審査請求プロセス、労働者や農家レベルの受給条件と審査手続き、そしてプログラムの内容に至るまで全てが体系的に制度化されている。提供されているプログラムの種類は少ないが、その分、特定地域や特定品目に対する支援のあり方をめぐり政治家が選挙目当てで介入すること、あるいは業界団体がレントシーキングを行うことの余地は限定されている。さらに、米国の労働者向け TAA は、再雇用訓練等を通じて積極的に産業間の構造調整の促進も目指されていることが特徴的である。

他方、日本においては米国のような産業横断的かつ制度化された「守りの国内対策」は存在していない。むしろ、ウルグアイ・ラウンド国内対策や TPP 関連政策大綱においては、貿易交渉の終了とともに当該貿易協定に特化した対策が急ピッチで議論・策定され、予算が確保され、実施されるという形で対応されてきた。また、「TPP 関連対策」と呼ばれる施策の種類が米国との比較において極めて多く、多岐にわたっていることも特徴的である。また、守りの国内対策は農業の一部品目に偏っており、その他の産業に従事する経済主体に対する支援は比較的手薄となっているほか、産業間の構造調整を促進するための支援策も行われていない。

(3) 支援対象のレベル

米国における国内対策の支援対象は労働者、農家、そして企業というマイクロレベルの主体であり、なかでも労働者向けの支援策がもっとも重視されている。農家に対する支援も、農村単位、産業単位の支援策は行われておらず、産業全体としての被害が認定されても、次に個別の農家単位で受給資格の審査が行われているのが特徴的である。加えて、農家向けの TAA では、所得補償を受ける際に、事前に技術支援を受けること、そして自らが受けた技術支援の成果を新たなビジネスプランの中でどのように活かすのかを説明すること条件とされている点も特徴的である。

日本における国内対策の支援対象のなかには、(予め指定された) 特定品目を生産する農家に加え、農村(漁村)、農業(水産業)といった広範囲の概念が多数登場する。またウルグアイ・ラウンド対策の際にも、今回の TPP 関連対策においても、対策費の相当の割合が公共事業に配分されているのも日本の国内対策の特徴といえよう。こうした地域政策あるいはインフラ整備事業の必要性を全面的に否定するものではないが、それらを「貿易

自由化に伴う国内対策」として位置づけ、予算化することの妥当性については慎重に評価しなければならない。

(4) 損害の有無と支援の関連づけ

米国においては、労働者向け TAA においても、農家向け TAA においても、輸入急増、損害、そして両者の間の因果関係の 3 点が確認された品目および経済主体に限定して支援が行われている。前述のとおり、2014 年には新規に 7 万人弱の労働者が TAA の支援対象として認定されたが、同時に約 3 万人の労働者の申請が却下されている。

日本の国内対策においては、輸入の増加、損害の有無、そして両者の因果関係を調査するプロセスは存在しておらず、支援の有無と救済対象の損害の程度は必ずしもリンクしていない。それどころか、聖域 5 品目に代表されるように、実際は FTA 交渉において必ずしも実質的な自由化を行っていないにもかかわらず、国内対策が提供されている品目も散見される。本来、国内対策の目的は、自由化に伴う損害を補償することや、自由化後の新たな市場環境の下で自立できるように経済主体を支援することである。そもそも自由化を行っていない品目の生産者に対して支援を行うのであれば、それは補償ではなく、TPP 国内対策という名のもとで実施されている単なる「保護の上乗せ」あるいは「所得移転」と言わざるをえないであろう。

おわりに

TPP 交渉の結果、日本はタリフライン・ベースで農産品の 8 割以上を自由化することとなった。これは従来の日本の FTA との比較において極めて高い水準の自由化率であるが、米国、豪州、あるいは韓国など他の先進国が締結した FTA と比較すると必ずしも高い自由化水準とはいえない。とりわけ聖域 5 品目（コメ、麦類、乳製品、砂糖、牛肉・豚肉）については、安倍首相の強いリーダーシップの存在および米国からの強い自由化圧力（外圧）の存在にもかかわらず、結局多くのタリフラインが自由化の例外扱いとされた。

この原因を突き詰めていくと、日本では貿易交渉の早い段階で自由化に伴う経済的な懸念や不安を解決するための政治的な装置が不足している、という問題にたどり着く。米国では、TAA という国内対策を貿易自由化実現の積極的な手段として位置づけているとともに、50 年という歳月をかけ、そうした対策の対象品目、対象地域、規模などをめぐり政治家や利益団体が過度に介入する余地を抑制しつつ、行政手続により粛々と節度ある支援を行うための制度を築き上げてきた。日本においても、貿易交渉の際に必然的に生ずる経済的な懸念を解決するための政治的装置の導入に向けて、そして節度と有効性についてバ

ランスの取れた国内対策の実施に向けて、米国のTAAの経験から多くの点を学ぶべきであろう。

注

- 1 「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針 (案)」TPP 総合対策本部、平成 27 年 10 月 9 日 (http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/11/151009_sougoukaigou01_siryou2.pdf) 2016 年 1 月 8 日にアクセス。
- 2 「総合的な TPP 関連政策大綱」TPP 総合対策本部、平成 27 年 11 月 25 日 (http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/tpp/20151125_tpp_seisakutaikou01.pdf) 2016 年 1 月 8 日にアクセス。
- 3 「平成 27 年度補正予算の概要」財務省 (https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/sy271218/hosei271218d.pdf) 2016 年 1 月 8 日にアクセス。
- 4 宋俊憲・久野新「韓国における企業向け FTA 利用促進政策の現状と日本への示唆」『ERINA REPORT』No. 126、2015 年 10 月、10-18 頁。
- 5 Kuno, Arata. "Beyond TPP negotiation: policy proposals for promoting FTA utilization." *Social Science Japan*, 2015, March Vol. 52, pp. 25-27, Institute of Social Science, University of Tokyo.
- 6 「総合的な TPP 関連政策大綱」10 頁。
- 7 久野新「TPP 締結後の補償・調整支援措置をめぐる考察: 日本版貿易調整支援 (TAA) 導入の意義と課題 (1)」『貿易と関税』61: 10、2013 年、27-32 頁; 久野新「TPP 締結後の補償・調整支援措置をめぐる考察: 日本版貿易調整支援 (TAA) 導入の意義と課題 (2)」『貿易と関税』61: 11、2013 年、59-67 頁; 久野新「セーフガードと貿易調整支援政策の補完可能性-構造調整促進の観点から-」『WTO 体制とセーフガード制度 (RIETI 経済政策分析シリーズ)』荒木一応・川瀬剛志 (編)、2004 年、183-212 頁。
- 8 Collins, Benjamin. "Trade Adjustment Assistance for Workers and the TAA Reauthorization Act of 2015." *CRS Report*, August 18, 2015, Congressional Research Service.
- 9 労働者向け TAA の制度実態については前掲 Benjamin (2015) および以下の米国労働省雇用訓練局のホームページを参照した。Employment and Training Administration, United States Department of Labor (<https://www.doleta.gov/tradeact/>) accessed on February 28, 2016.
- 10 農家向け TAA の制度実態については以下を参照した。McMinimy, Mark A. "Trade Adjustment Assistance for Farmers." *CRS Report*, July 9, 2015, Congressional Research Service.; Foreign Agricultural Service, United States Department of Agriculture (<https://taaforfarmers.org/TAAoverview.aspx>) accessed on February 28, 2016.
- 11 国内の被害基準は 2008 年まで 20 パーセントという閾値であったが、TAA の利用を促進するために 2009 年より 15 パーセントに緩和された。